

令和4年度第3回（第39回）東京都北区子ども・子育て会議 次第

日時：令和4年12月20日（火）

午後6時30分～午後8時30分終了予定

1 開 会

2 子ども・子育て施策等に関する報告事項

- (1) 北区子ども・子育て支援計画2020 進捗状況の報告
- (2) 北区子どもの未来応援プラン 進捗状況の報告
- (3) (仮称)北区子ども・子育て支援総合計画策定に関する報告等について
- (4) 高校生等医療費助成事業の拡充について
- (5) 新たな放課後子ども総合プランの推進について
- (6) 東京都北区学童クラブの設置及び名称の変更について
- (7) 令和5年4月期における区内保育施設の受け入れ可能数の変更等について
- (8) 区立保育園における医療的ケア児受け入れについて
- (9) 区立幼稚園の再編と認定こども園への移行について
- (10) (仮称)北区子ども条例 子どもたちの意見聴取について
- (11) (仮称)北区子ども条例を構成する項目(案)
- (12) 【非公開】北区子ども条例 子ども食堂における意見聴取について

3 その他

4 閉 会

【配布資料】 委員及び事務局名簿、座席表

資料 1-1	「北区子ども・子育て支援計画2020」令和3年度実績報告 次世代育成支援行動計画（主な取組一覧）
資料 1-1 別紙	「北区子ども・子育て支援計画2020」次世代育成支援行動計画（事業一覧）
資料 1-2	「北区子ども・子育て支援計画2020」令和3年度実績報告 子ども・子育て支援事業計画
資料 2-1	北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画） 令和3年度実績報告
資料 2-2	子どもの貧困対策に関する指標の実績（令和3年度状況）
資料 3-1	「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」策定に向けたニーズ調査回収率 について（速報）
資料 3-2	「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の枠組み（素案）
資料 4	高校生等医療費助成事業の拡充について

【裏面あります】

資料5	新たな放課後子ども総合プランの推進について
資料6	東京都北区学童クラブの設置及び名称の変更について
資料7	令和5年4月期における区内保育施設の受け入れ可能数の変更等について
資料8	区立保育園における医療的ケア児受け入れについて
資料9	区立幼稚園の再編と認定こども園への移行について
資料10-1	(仮称) 北区子ども条例 子どもたち等の意見聴取について
資料10-2	(仮称) 北区子ども条例を構成する項目(案)
資料11	【非公開資料】北区子ども条例 子ども食堂における意見聴取について
資料12	令和4年12月20日開催 子ども・子育て会議の議事に対する意見書

「北区子ども・子育て支援計画2020」令和3年度実績報告
次世代育成支援行動計画(主な取組一覧)

令和6年度目標に対する進捗状況

A: 100%以上 B: 80%以上達成 C: 60%以上達成 D: 50%以上達成 E: 50%未満

資料1-1
子ども・子育て会議資料
令和4年12月20日
子ども未来部子ども未来課

施策目標 1 家庭の育てる力を支援
個別目標 (1) 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実

施 個	No .	事業名 対応事業No.	事業内容	令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に 対する進捗状況	Eの場合の理由
1-1	1	保育所待機児童解消 1-1-1 1-1-3~6	待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら施設整備を計画的に推進します。	<p>【保育所待機児童解消】 令和4年4月期においては、対前年度比197名の受入数増を行った（令和4年4月時点の認可定員 9,803人）。</p> <p>【認可保育園】 公立保育園43園（内指定管理園15園） 認可定員 4,949名 私立保育園53園 認可定員 4,252名 （令和3年度末）</p> <p>【地域型保育事業】 18所で実施 定員：325名（令和3年度末）</p> <p>【認証保育所】 3園で実施 定員：90名（令和3年度末）</p> <p>【家庭福祉員】 3所で実施 定員：14名（令和3年度末）</p>	定員数9,739人	A：100%以上	
1-1	2	放課後児童健全育 成事業（学童クラ ブ） 1-1-2	就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。また、待機児童の解消を図るため、施設整備を計画的に推進します。小学校3年生までは学童クラブで、4年生以上は子どもセンター（児童館）や放課後子ども総合プランの一般登録の特例的な利用で対応します。	80ヶ所で実施。 定員 3,475人 登録児童数 3,236人 4～6年生登録児童数 560人（外数） （※令和4年4月1日現在） ※利用申請に地区の偏在があるため、待機児童が発生している。	定員数3,565人	B：80%以上達成	
1-1	3	保育の質の向上に 向けた取組 1-1-19	保育所職員等（私立認可保育所等含む）を対象とした各種研修を充実させ、職員の資質や専門性の向上を図り、法に基づく指導検査とともに、園長経験者等による巡回指導チームを編成し、事故防止や保育士支援等を目的とした施設巡回指導を充実させ、より一層の保育の質の向上を図ります。また、国や東京都の支援策を活用し、保育士の人材確保への取組を推進します。	指定管理園や私立保育園に対し、保育士宿舍借上げ支援事業補助金や保育士等キャリアアップ補助金等の支援策を実施。	拡充・推進	—	

1-1	4	<p>多様な保育ニーズへの対応 1-1-7~18</p>	<p>保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育のニーズが高まる中、施設型の病児・病後児保育においては新たな施設の整備を行い、利便性の向上を図ります。また、保護者に用事が生じたときや、多様な家庭の課題の解消のため、保育園等における一時預かりを行うとともに、待機児童対策として幼稚園における預かり保育を充実させるなど、多様な保育ニーズへの対応を推進します。</p>	<p>【私立幼稚園の預かり保育】 私立幼稚園全園にて、教育時間前後の預かりを実施。長期休暇中の預かりは、一部の園を除き実施している。 また、私立幼稚園4園では、教育時間も含め11時間以上の開所を実施している。</p> <p>【乳幼児ショートステイ事業】 利用条件があるため、実際の利用は延べ30泊 実施場所：日本赤十字社医療センター附属乳児院 対象：区内在住の0歳から2歳未満の子ども</p> <p>【子どもショートステイ事業】 利用条件があるため、実際の利用は延べ89泊 実施場所：星美ホーム 対象：区内在住の2歳から12歳（小学6年生）までの子ども</p> <p>【子どもトワイライトステイ事業】 利用条件があるため、実際の利用は延べ71日 実施場所：星美ホーム 対象：区内在住の2歳から12歳（小学6年生）までのお子さん</p> <p>【一時預かり保育事業】 指定管理園15園、私立保育園53園 合計57園で実施 利用者数：延べ1,888人/年</p> <p>【緊急保育事業】 公立園28園で実施 利用者数：延べ126人/年</p> <p>【延長保育】 公立直営園10園、指定管理園15園、私立保育園50園、合計75園で実施。</p> <p>【休日保育事業】 指定管理園3園、私立保育園3園（内2園は365日開所）合計6園で実施。 利用者数：延べ2,418人/年</p> <p>【年末保育事業】 公立保育園、指定管理園、私立保育園、合計54園で12月29日から31日まで実施。 利用者数：延べ238人/年</p> <p>【夜間保育】 午前11時～午後10時までの11時間保育（朝2時間延長、夜1時間延長）を1園で実施。</p> <p>【病児・病後児保育（施設型）】 病児・病後児保育は区内2施設と文京区1施設（広域協定締結）で実施。 病後児保育は区内1施設で実施。 利用者数：延べ547人/年</p> <p>【病児・病後児保育（利用料金助成型）】 利用者数：延べ99人/年</p>	拡充・推進	—	
-----	---	----------------------------------	--	---	-------	---	--

個別目標 (2) 子育てに関する相談・情報提供の充実

施- 個	No.	事業名	事業内容	令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に 対する進捗状況	Eの場合の理由
1-2	1	利用者支援事業 1-2-1	子ども及びその保護者、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	子育て家庭や妊産婦のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業など、来館及び電話にて対応した。 「特定型」1か所（子ども家庭支援センター） 来館者：2,174人 電話：1,864人 計4,035人 「母子保健型」3か所（王子、赤羽、滝野川の各健康支援センター） 面接者：2,648人	4か所（※） ※子ども家庭支援センター1か所（特定型）、王子・赤羽・滝野川の各健康支援センターの3か所（母子保健型）	A：100%以上	
1-2	2	子育て世代包括支援センター事業 1-2-2	育児不安の軽減や虐待の予防を目的に、はびママたまご・ひよこ面接をはじめとして、関係機関と連携し、相談や情報提供などを通して、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を推進します。	【健康推進課】 はびママ・たまご面接 2,648人 【子ども家庭支援センター】 「はびママ・ひよこ面接」 勧奨件数2,647件、実施者数1,629人 ※里帰り出産等で来館困難な方を対象にオンライン面接を実施。オンライン面接実施者数4人	推進	—	
1-2	3	子ども・教育に関する複合施設の整備 1-2-3~4	児童福祉法等の一部改正により、特別区が、児童相談所を設置できるようになったことを踏まえ、児童相談所・一時保護所の整備とあわせて、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、教育総合相談センター等、子ども・教育に関わる総合的な相談拠点を一体的に整備します。	【子ども家庭支援センター事業】 ①来館者数 延べ17,262人/年 ②ひろば事業 延べ13,393人/年 ③相談者数 1480件/年 延べ27,840件 ④児童虐待受理件数 717件 【子ども・教育に関する複合施設の整備】 児童相談所等複合施設基本構想の策定	整備	—	
1-2	4	子育て情報の提供・発信の充実 1-2-5	「子育てするなら北区が一番」の情報発信の中心的な役割を果たす子育て応援サイト「きたハビ」及び「きたハビモバイル」において、北区の子育てに関するさらなる情報の拡充を図るとともに、利用登録者を増やすことで、より多くの子育て世帯に情報を届けます。また、おもに出産前から就学前までの各種施策をまとめた「北区子育てガイドブック」をはじめとした各種子育て支援に関する情報冊子等の充実を図ります。	【子育てガイドブック、子育てマップの発行】 子育てガイドブック発行数 7,000部/年 ※平成30年度から子育てマップは子育てガイドブックに掲載を統合した 【子育て福袋の配付】 配布数 3,840件/年 【子育て支援情報配信メール（「安全・安心」快適メール）】 登録者数（R4年3月10日時点） メール：7,067人 LINE：1,438人 【子育て応援サイトの充実】 子育て応援サイト「きたハビモバイル」にて子育て関連情報の発信を行った。 令和3年度未登録件数：9,191件	拡充・推進	—	

個別目標 (3) 親育ちへの支援

施- 個	No.	事業名	事業内容	令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に 対する進捗状況	Eの場合の理由
1-3	1	出産育児講座 1-3-1	妊娠から産じょく期間中の生活及び育児に関する知識を習得するとともに、地域での子育て仲間をつくることを目的に、はびママ学級や、パパになるための半日コースなどを実施し、親育ちを支援していきます。	はびママ学級19回実施（1日制） 参加者 延べ136人 パパになるための半日コース 中止	参加人数ママ、パパ延べ 2,256人	E：50%未満	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や一時休止等の措置を講じたため。
1-3	2	親育ちサポート事業 1-3-2	乳幼児を育てる親を対象に、参加者同士が抱えている悩みや関心ごとを共有し、協力しながら自分に合った子育ての仕方を共に学ぶ、親育ちサポート講座「ノーパディス・パーフェクト・プログラム（NPプログラム）」などを実施することで、親がいきいきと自信を持って子育てができるよう支援します。	一部児童館（子どもセンター）で5講座/年実施。参加者数40人。 ※令和3年度当初は全児童館（子どもセンター）で21講座実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点等により一部中止となった。	NPプログラム年24回実施、参加者300人	E：50%未満	令和3年度当初は全児童館（子どもセンター）で21講座実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点等により中止となったため。
1-3	3	地域育て合い事 1-3-3	併設または近隣に設置されている子どもセンター（児童館）・保育園において、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を行い、地域での総合的な子育てを支援します。	9児童館（子どもセンター）・各保育園で実施 ※一部の児童館（子どもセンター）では新型コロナウイルス感染症対策のため事業中止	推進	—	
1-3	4	乳幼児クラブ活動 1-3-4	子どもセンター（児童館）で、親子で楽しみながら、体操、工作、リズム遊びなどを行う乳幼児クラブ活動を実施し、乳幼児親子の交流や仲間づくりの活動を推進します。	20児童館（子どもセンター）で実施。 実施回数 2,221回 延べ参加人数 48,148人	全センター（館）で実施	A：100%以上	

個別目標 (4) 妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援

施- 個	No.	事業名	事業内容	令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に 対する進捗状況	Eの場合の理由
1-4	1	妊産婦健康診査 1-4-1	妊婦に対して、委託医療機関において妊婦健康診査（最大14回まで）、妊婦超音波検査（最大1回）、妊婦子宮頸がん検診（最大1回）を公費負担により実施します。産婦については乳児健康診査時に健診を実施することで、母子ともに安全安心な出産ができるよう支援を推進します。	妊婦健康診査等 対象者数 2,979人 延べ 33,684人 産婦健康診査 2,369人	妊婦健診 延べ41,136人 産婦健診 3,743人	B：80%以上達成	
1-4	2	妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業 1-4-2	保健師や助産師が妊婦・産婦の健康管理のための訪問を実施します。また全戸訪問を実施し、新生児の発育・発達・保育等の助言指導を行い、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。さらに、支援が必要な家庭に対しては、継続的なフォローを実施し、適切なサービスに結び付けるなど、地域の中で子どもが健やかに育成することを支援します。	妊産婦訪問人数 延べ2,198人 新生児訪問人数 延べ2,166人	訪問人数2,859人	C：60%以上達成	

1-4	3	産前産後サポート事業 1-4-3~6	出産前後の母親の心身の疲労回復と、出産直後の悩み・育児不安等の軽減を図るための事業を実施します。産後ショートステイ事業の委託先を拡大するとともに、産後ケア事業を拡充して実施するほか、安心ママパパヘルパー事業等を推進します。	【産前産後セルフケア】R3は中止。※下記、参考までに、R元の実績を記載。 全児童館・子どもセンターで実施 実施回数 43回 妊婦参加者 132人 産婦参加者 257人 【産後ケア】 利用者数 576人 【産後ショートステイ】 利用組数 360組 利用日数 1,055日 【安心ママパパヘルパー】 利用登録者数 386人 利用者件数 657件 無料分利用時間 423時間 有料分利用時間 1,019時間	拡充・推進	—	
1-4	4	乳幼児健康診査 (3~4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児) 1-4-7	健康支援センター・委託医療機関にて集団・個別で健診を行うとともに、専門職による育児・栄養・心理・歯科保健相談を行います。また育児支援の相談や情報提供を図り、早期に対応します。	3カ月児健康診査 2,550人 6・9カ月児健康診査 延べ4,796人 1歳6カ月児健康診査 2,436人 3歳児健康診査 2,543人 受診者延べ人数 12,325人	推進	—	

個別目標 (5) 経済的負担の軽減

施-個	No.	事業名	事業内容	令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に 対する進捗状況	Eの場合の理由
1-5	1	学校給食費保護者負担軽減事業 1-5-1	令和2年10月から、区内に住所有し、区立小・中学校に通う二人以上の子どもを持つ保護者を対象に、第2子に係る給食費については半額、第3子以降に係る給食費は全額を補助することで、保護者の負担軽減を図ります。	交付決定世帯数 4,904世帯 小学校 第2子児童(半額補助) 3,384名 第3子以降児童(全額補助) 811名 中学校 第2子児童(半額補助) 1,086名 第3子以降児童(全額補助) 281名	推進	—	
1-5	2	幼児教育・保育の無償化に伴うさらなる保護者負担の軽減 1-5-2	幼児教育・保育の無償化に伴い、3~5歳児の保育園の給食費等を無償にするとともに、私立幼稚園等利用者への入園祝い金や低所得者及び多子世帯に対する保育料等の負担軽減の取組を推進します。	交付人数 1,047人/年 支給額 83,536,500円	推進	—	
1-5	3	ファミリー世帯の定住促進 1-5-3 4	ファミリー世帯が転居前より広い区内民間賃貸住宅に住み替える場合の転居費用(礼金と仲介手数料の合算額で上限30万円)や、子育てや介護等を共助しあうために親世帯と近居する際の住宅取得時登記費用の一部を助成(上限20万円)するなどして、ファミリー世帯の定住促進を推進します。	【ファミリー世帯転居費用助成】22件 【親元近居助成】31件	ファミリー世帯転居費用助成15件 親元近居助成70件	C: 60%以上達成	
1-5	4	子ども医療費助成 1-5-6	0歳~中学3年生(15歳に達した日以降の最初の3月31日)までの保険適用医療費自己負担分を区が負担し、高校生等については入院医療費の自己負担分を助成することで、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	受給者数 38,295人/年 高校生等入院医療費支払件数 66件	推進	—	

施策目標 2 子育て家庭を支援する地域づくり

個別目標 (1) 地域における子育て家庭への支援

施-個	No.	事業名	事業内容	令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に 対する進捗状況	Eの場合の理由
2-1	1	地域子育て支援拠点事業 2-1-1	子どもセンター(児童館)や子ども家庭支援センターで乳幼児及びその保護者が相互の交流を行える場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行います。	全児童館(子どもセンター)、子ども家庭支援センターで実施。	年利用延べ人数: 306,110人	—	

2-1	2	在宅児・未就園児への地域子育て支援活動 2-1-2~3	在園児だけでなく、地域の在宅児・未就園児の保護者に対し、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供、未就園児の幼稚園体験入園、保育園で催しや講座を実施するなどして、地域の子育てを支援します。	【学校支援課】 緊急事態宣言期間を除き、全公立幼稚園で月2回程度未就園児の会を実施し、園舎、園庭の開放を行った。また、同時に子育て相談を実施。 【子ども未来課】 私立幼稚園各園において、園庭開放や地域との交流を実施した。 各園で実施。 公立保育園では387回/年開催。 参加者数：延べ2166人/年	全園で実施	E：50%未満	令和元年度は、全保育園で事業実施されていた事業だが、令和2年度はコロナ禍の影響で実施園が限定されたため。
2-1	3	ファミリー・サポート・センター事業の充実 2-1-4	保育園・学童クラブの送迎など、保護者の都合等でお子さんの育児ができないとき、「サポート会員」がお子さんを預かって育児支援を行います。実施にあたり、サポート会員の確保と人材の育成を図り、事業のさらなる周知や、会員が互いに利用しやすい事業となるよう取組を推進します。	ファミリー会員数：3,662世帯 サポート会員数：527人 年間サポート活動数：延べ6,053人 未就学：延べ3,712人 就学児：延べ2,341人	未就学児 延べ6,912人 就学児 延べ4,608人	D：50%以上達成	

個別目標 (2) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

施-個	No	事業名	事業内容	令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に対する進捗状況	Eの場合の理由
2-2	1	協働による地域づくりの推進 2-2-1	地域づくり応援団事業によって、NPOやボランティア団体などが自主的に企画、実施する公共活動の支援をするとともに、政策提案協働事業によってNPOやボランティア団体などからの提案を受けた事業を区が協働して行うなど、様々な取組を実施します。	地域づくり応援団事業 20万円以上 2事業助成 50万円以上 6事業助成 【上記8事業のうち、子育て支援関連事業は4事業】 政策提案事業 令和3年度は継続4事業【子育て支援関連事業2事業】新規事業なし	推進	—	
2-2	2	子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業 2-2-2~3	家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の状況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業（子ども食堂）を実施するNPOやボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部を補助することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを支援します。 また、子ども食堂の開設や運営を支援するためにコーディネーターを配置し、団体間の情報交換、ボランティア募集と調整等の地域のネットワークづくりを支援することで、子どもの居場所の拡充を図ります。	【子ども食堂への助成】 ・補助金交付決定 15団体 【子ども食堂ネットワーク構築支援事業】 相談支援業務：287件 ネットワーク会議の開催：1件 寄付の対応：349件	20団体支援	C：60%以上達成	
2-2	3	青少年地区委員会活動推進事業 2-2-4	区内各地区において、伝統や環境などの特性を生かして、スポーツ、野外活動などの余暇活動や地域環境浄化活動、非行防止に関する活動などの支援を行います。	参加人数 延べ2,818名/年	推進	—	

個別目標 (3) 地域における子育てネットワークの育成・支援							
施- 個	No.	事業名	事業内容	令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に 対する進捗状況	Eの場合の理由
2-3	1	児童館ネットワーク事業 2-3-1	区内を7つの地域に分け、地域の子育て支援に携わる方や子どもセンター・ティーンズセンター（児童館）とその利用保護者との協働により、乳幼児親子や中高生との交流や居場所づくりなど、0～18歳までの児童を視野に入れて、子育て、子育ての環境づくりを推進します。	区内7地区（浮間・赤羽北、赤羽東、赤羽西、王子・豊島、十条、田端・中里・栄町、滝野川）のそれぞれの地域でより効果的な子育て、子育ての環境づくりを整えるための活動を推進。 ※一部の地区では新型コロナウイルス感染症対策のため事業中止	7地域で実施	A：100%以上	
2-3	2	北区子ども・若者応援ネットワーク 【北区社会福祉協議会事業】 2-3-2	北区で子ども・若者を応援するための市民活動団体のネットワークとその活動を支援する北区社会福祉協議会との連携を支援します。ネットワーク会議の開催や社会資源情報の収集、合同研修等を通して、地域課題を共有するとともに、子ども・若者が育つ力を支える取組を支援します。	令和3年度については大学連携を中心に活動を進め、日本女子大学との連携について協議を行った。令和4年度から地域の子ども支援活動に学生を受け入れ、ボランティア活動が単位取得に繋がるといった連携を行えるよう準備をするための会議を5回実施した。	推進	—	

個別目標 (4) 地域における子育て支援の担い手の育成							
施- 個	No.	事業名	事業内容	令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に 対する進捗状況	Eの場合の理由
2-4	1	子育てアドバイザー研修 2-4-1	子どもセンター（児童館）において、子育て相談事業を行う民生委員・児童委員等の子育てアドバイザーに対して、必要な研修を行います。	新型コロナウイルス感染症対策のため事業中止	推進	—	
2-4	2	子育て支援の担い手の育成 2-4-2	近隣の大学の学生ボランティアに、子育てに関する講演会時の託児の協力やファミリー・サポート・センター事業のサポート会員に登録してもらうなど、子育てに関する各種事業に関わってもらうことで、子育て支援の担い手の育成を支援していきます。	【子ども家庭支援センター】 大学生の研修の受け入れ あそひのひろば 延べ34人 【子育て支援員研修】 (保育園) 直営保育園2園 延べ2人 指定管理園2園 延べ2人 私立保育14園 延べ21人 保育士をめざす学生などを受け入れ 公立保育園では22園で実施 参加者数：延べ82人/年 (児童館) 受入箇所 8か所 延べ受入人数 30人	推進	—	
2-4	3	研修生の受け入れ 2-4-2（再掲）	区内の保育園や子どもセンター（児童館）で、保育士をめざす学生や、東京都子育て支援員研修の受講生の研修を受け入れることで、子育て支援の担い手の育成を支援していきます。	【子ども家庭支援センター】 大学生の研修の受け入れ あそひのひろば 延べ34人 【子育て支援員研修】 (保育園) 直営保育園2園 延べ2人 指定管理園2園 延べ2人 私立保育14園 延べ21人 保育士をめざす学生などを受け入れ 公立保育園では22園で実施 参加者数：延べ82人/年 (児童館) 受入箇所 8か所 延べ受入人数 30人	推進	—	

個別目標		(5) 子どもの安全を確保する活動の推進		令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に 対する進捗状況	Eの場合の理由
施- 個	No	事業名	事業内容				
2-5	1	子ども見守りネットワークの活用 2-5-1~2	区内で子どもが犯罪被害に遭う恐れのある事案や、子どもへの声かけ事案等が発生した場合に、小学校や保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）等の関係施設の所管課に対し一斉にメールを送信する等、各施設への迅速な周知を行います。また、北区区民情報メール登録者向けに、子どもを対象とした、声かけ・痴漢行為等、子どもの安全を脅かす行為をする不審者に関する情報を配信します。	【子ども見守りネットワーク】 情報発信回数：15回 【安全・安心情報配信メール（「安全・安心」快適メール）】 安心・安全情報配信回数：15回 緊急情報配信回数：0回	推進	—	
2-5	2	防犯意識向上への取組 2-5-3~4	区内の保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）、わくわく☆ひろば等において、警察OBの防犯推進員による子どもを対象とした防犯教室を実施するとともに、施設の教職員に対する不審者対応訓練を実施するなど、防犯意識向上への取組を推進します。	【防犯教室】24回実施 【不審者対応訓練】25回	子ども向け、教職員向け 合計150回実施	E：50%未満	コロナ禍で実施できなかった
2-5	3	子どもの安全対策の推進 2-5-5~10	通学路の交差点や横断歩道等に児童交通指導員を配置し、通学路の交通安全対策を実施します。また、区立小・中学校や通学路における防犯カメラの更新、保育園・区立幼稚園・小学校等門扉のオートロック化・運用、学童クラブ・区立幼稚園・保育園等へのモニター付インターホンの設置・運用など、施設の安全対策を強化していきます。	【通学路の交通安全対策】 小学校に児童交通指導員を配置している。 配置ヶ所：147ヶ所 また、通学路標識を527ヶ所、電柱巻標識を873ヶ所を設置し、維持管理している。 【保育園、区立幼稚園、小学校門扉のオートロック化・運用】 区立幼稚園、区立こども園、区立小学校全校に設置済み ※王子第一小に新規設置（R3.9開設） 公立保育園、私立保育園とも全園に設置済み 【区立小・中学校、通学路における防犯カメラの更新】 出入口における防犯カメラは区立小・中学校全校に設置済み 【学童クラブ、区立幼稚園、保育園等へのモニター付インターホンの設置、運用】 区立幼稚園、区立こども園に設置済み 学童クラブ：76か所設置済み わくわく☆ひろば：33か所設置済み 公立保育園、私立保育園とも全園に設置済み 【安心安全な給食の実施】 （全保育園） ・調理従事者には毎月2回の細菌検査を実施。 ・おかずの衛生検査を実施（公立保育園は年4回、公立保育園（指定管理）と私立保育園は年1回） ・日常点検票に基づき毎日衛生チェックの実施。 ・北区保健所における給食調理場一斉衛生検査の実施。 （小・中学校） ・調理従事者には毎月2回の細菌検査と年6回のノロウイルス検査を実施。 ・おかずの衛生検査を区立小中学校は年3回実施。 ・日常点検票に基づき毎日衛生チェックの実施。 ・調理員、栄養士、委託調理従事員を対象の研修を2回実施予定だったが、新型コロナウイルスの感染状況を鑑みて中止。 【地域ふれあいパトロール事業】 4月及び10月～翌年2月に実施。	推進	—	

2-5	4	総合的なたばこ対策の推進 2-5-11	健康増進法などの法令遵守や普及啓発はもちろんのこと、子どもが多く利用する区有施設はすでに敷地内も含めて完全禁煙とし、その他の区有施設も今後段階的に完全禁煙をめざします。また、小学校及び中学校において行っている禁煙・防煙教育の充実を図り、直接子どもたちの理解を深めていきます。すでに実施している禁煙助成事業については、18歳未満の子どもを持つ助成対象者の助成単価を増額することで禁煙への動機づけをより高め、家庭内での子どもの受動喫煙を防止するための実効性を高めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・北区ニュースで区民に向けて受動喫煙防止啓発の記事を掲載。また、苦情の多い屋外喫煙についての配慮依頼のチラシを作成し、区内全掲示板にて周知を行った。 ・18歳未満の子を持つ禁煙助成事業対象者への交付実績 令和3年度 交付人数：21人 令和2年度 交付人数：12人 ※区立小学校6年生、中学校2年生を対象とした禁煙助成費の案内チラシ配布は、禁煙治療補助薬をメーカーが供給停止したため、案内チラシの配布を見送った。 	拡充・推進	—	
-----	---	------------------------	---	---	-------	---	--

施策目標 3 未来を担う人づくり
個別目標 (1) 就学前教育の充実

施-個	No.	事業名	事業内容	令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に対する進捗状況	Eの場合の理由
3-1	1	きらきら0年生応援プロジェクト 3-1-1	小学校教育への円滑な接続を図るために、保幼小交流プログラム及び保幼小接続期カリキュラムの幼児教育施設での活用を推進するとともに、保育士・教員の資質・能力の向上を図る研修の実施や幼稚園・保育園・認定こども園の園児と小学生との交流事業を実施します。 また、小学校入学を控えた子どもを持つ保護者を対象に、「小学校生活への滑らかな接続をめざす入学当初の工夫」、「入学に向けて子育てで大切にしたいこと」、「お子さんの発達が気になる保護者の方へ」などの小学校入学前の準備や不安解消をテーマとした「小学校入学前子育てセミナー」を開催し、小学校生活への円滑な接続を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ①交流実施 小学校：区立17校 保育園：区立16園、私立10園 幼稚園・こども園：区立5園、私立1園 ②担任研修会 3歳児担任研修（年1回・69名） 4歳児担任研修（中止） 5歳児・小学校1年生担任研修（中止） ③小学校入学前子育てセミナー（中止） ④コーディネーター派遣 公私立保育園幼稚園16園 	推進	—	
3-1	2	区立認定こども園の設置 3-1-2	少子化が進展するなかで、就学前教育・保育の重要性が増していることを踏まえ、すべての子どもを対象に就学前教育を実施する認定こども園の設置を推進していきます。	平成29年4月に区立さくらだこども園を開設。 令和3年1月に「令和2年度東京都北区認定こども園検討委員会報告」を取りまとめ、区立うめのみ幼稚園の場所で新たな認定こども園を設置する方針を決定した。うめのみ幼稚園の認定こども園移行のために必要となる園舎増築にあたり、当該敷地は路地上敷地であり、東京都建築安全条例上の制約があることが判明したため、課題の解決に向けて実務担当者による詳細な検討を進めた。	1園設置	—	
3-1	3	教職員等への各種研修の充実 3-1-3 5	保育所職員等（私立認可保育所等含む）を対象とした各種研修を実施するとともに、区立の幼稚園・認定こども園の教員へ研修や研究活動を行うなど、就学前教育の充実を図ります。また、私立幼稚園へ教員の研修・研究活動に補助を行い、教育・保育の質の向上を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 【私立幼稚園協会への補助】 北区私立幼稚園協会へ補助金を交付 【幼稚園の教育活動の充実】 （就学前教育）就学前教育として3歳児担任研修を年1回実施しているが、令和2年度は中止となった。 4歳児・5歳児担任研修は、年3回実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大状況により、4歳児は年2回、5歳児は年1回となった。 （区立幼稚園）職員研修を年2回実施。 （私立幼稚園）全園に補助金交付 【保育園職員等各種研修】 特別支援児研修、公民合同研修等を実施。 	推進	—	

個別目標 (2) 教育の場における子育ての支援

施 個	No	事業名	事業内容	令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に 対する進捗状況	Eの場合の理由
3-2	1	確かな学力向上プロジェクト 3-2-1 4	基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等、確かな学力の定着をめざすとともに、主体的・対話的で深い学びを通して、自らの考えをもって、多様な他者と協働し、これからの時代を生き抜き、未来を創るために必要となる資質・能力を育成します。 学力パワーアップ非常勤講師や家庭教育アドバイザーによる授業力向上に加え、学力フォローアップ教室や本気でチャレンジ教室による学力のつまずき防止を行うことで、一貫して安定した学びの環境を整えます。	【学力フォローアップ教室】 平成28年度より全小学校で実施。 平成30年度より、小5～6年生を対象を拡大。平成30年度は12校、令和元年度は24校でモデル実施し、令和2年度より全小学校で実施。 【学力パワーアップ教室】 全区立小・中学校で実施。 <会計年度任用職員配置数> 小学校：110人 中学校：24人 【中学校スクラム・サポート事業】 教育アドバイザーの訪問指導回数 101回/年。	拡充・推進	—	
3-2	2	サブファミリーによる特色ある教育の推進 3-2-5	区内12の中学校区内にある小・中学校、幼稚園・認定こども園のそれぞれを一つのサブファミリーとし、小学校と幼稚園・認定こども園、保育園との連携を深めたサブファミリーを基盤とする、一体的で育ちや学びの連携性を踏まえた事業を展開します。 また、サブファミリーと地域が一体となった特色ある教育を推進します。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、各サブファミリーとも、リモートでの会議、少人数や時間差での公開授業実施等工夫をして活動を行った。令和3年度の活動報告をまとめ、令和4年度に向けた協議・検討等を各サブファミリーで行った。	推進	—	
3-2	3	施設一体型小中一貫校の設置 3-2-6	北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることをめざし、義務教育学校（施設一体型小中一貫校）として、神谷中サブファミリーに（仮称）都の北学園を設置します。小中一貫教育のさらなる向上を図り、積極的に新たな取組にチャレンジできるよう、教育内容をより一層充実させます。	【教育政策課】 開校に向けて、以下の検討委員会等を実施し、継続的に検討を進めている。 ①学校経営検討委員会（コロナの影響で実施なし） ②校名・校歌・校章部会（4/26、8/27、12/6） ③学校運営部会（コロナの影響で実施なし） ※③については、学校運営部会で決定するものうち、「標準服」と「学校指定用品」を集中的に検討する「専門委員会」を設けており、令和3年度は7回実施した。 【学校改築】 令和6年4月開設に向けて工事中 【教育指導課】 ・神谷中SFを令和3年度研究指定校に決定 ・小中一貫教育カリキュラム作成委員会を組織し、積極的に推進	1校開校	—	

3-2	4	ICT教育の充実及びプログラミング教育の推進 3-2-7 9	高度情報化社会を生き抜くためには、ICT教育の推進による情報活用能力の育成が重要であることから、ICT（情報通信技術）を活用し、視覚や聴覚に印象付ける分かりやすい授業を実践します。また、情報や情報技術を受け身に捉えるのではなく、手段として活用していく力としてプログラミング教育を推進し、【知識及び技能】【思考力、判断力、表現力】【学びに向かう力、人間性等】を育成していきます。	<p>【ICT教育の推進】 （対象：全公立小学校／35校・全公立中学校／12校） ・ICT教育アドバイザーの派遣 小・中学校 計36校 64回/年</p> <p>【情報教育の推進】 （対象：全公立小学校／35校・全公立中学校／12校） ・情報教育推進担当者連絡会：2回/年 ・ICT活用研修：8回/年 ・GIGAスクール構想導入ソフトウェア活用研修、情報モラル研修、著作権教育研修等の実施 ・北区GIGAスクール構想推進委員会10回/年</p> <p>【プログラミング教育の推進】 （対象：全公立小学校／35校） ・プログラミング教材の貸出：小学校5校</p>	全小・中学校で実施	C：60%以上達成	
3-2	5	国際理解教育の推進 3-2-10~11 3-2-13	北区の中学生が外国人留学生と生活を共にするイングリッシュ・サマーキャンプでは、本国及び世界の伝統・文化への理解を深め、英語力や国際社会における基礎的・実践的コミュニケーション能力を育成します。また、中学生生徒海外交流事業においては、アメリカオールドナットクリーク市のセブンヒルズスクール生とのホームステイによる相互交流を通して、互いの国の生活、自然や文化、風俗や習慣に触れ、国際親善、国際理解に役立つ取組を推進します。 2024オリンピック・パラリンピック競技大会が、パリ市で開催されることから、東京国際フランス学園との交流をより一層発展させることで、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成します。	<p>【イングリッシュサマーキャンプ事業】 教育課程の移動教室として位置付け、名称をイングリッシュキャンプに変更し、12～1月に岩井学園にて実施（8校実施、4校中止）。 実施場所：千葉県南房総市 生徒参加数：952人（参加率92.6%） 外国人留学生：93名（33の国と地域）</p> <p>【中学生生徒海外交流事業】 新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止。 （参考）参加予定人数 受入：40名 派遣：40名</p> <p>【英語が使える北区人事業】 <ALT配置小学校> 1～2年 20時間/年 3～6年 35時間/年 <中学校> 1～2年 35時間/年 3年 25時間/年</p>	推進	—	
3-2	6	SDGsの達成に向けた教育の充実 3-2-14	SDGs主要課題における基礎学力の保証や特別支援教育等、持続可能で質の高い教育の充実をはじめ、SDGsの考え方や17の目標内容を意識した教育の推進に向け、環境や人権、国際理解教育、オリンピック・パラリンピック教育等を推進し、SDGsに関する教育活動の充実を図ります。 「持続可能な社会の創り手」の育成を見据えながら、日々の授業の中で自ら学び、共に学ぶなど、主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善を実施していきます。	<p>桐ヶ丘中学校において、「持続可能な開発目標を達成しようとする生徒の育成を目指して」を主題とした研究を行い、実践報告を行った。</p>	推進	—	

3-2	7	学習意欲向上への取組 3-2-12 3-2-15~16	意欲的な学習活動や読書活動につなげるため、本の知識が豊富な学校図書館指導員の配置、読み聞かせや学校図書館内の整備を支援するボランティアの協力、学校図書システムによる蔵書管理など、学校図書館にかかる環境整備の充実を図り、魅力ある学校図書館づくりを行います。 また、義務教育終了時までに達成が求められる英語・数学・国語の基礎的な知識や技能の確実な定着を図るため、北区立小・中学校に通う児童・生徒を対象に各種検定料を全額補助し、学習意欲を向上させます。	【理科大好きプロジェクト】 ・理科実験支援事業：延べ56学級/年 ・実験講座（サイエンスラボ、科学・環境スクール）：新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止 【魅力ある学校図書館づくり事業】 ・学校図書館システム更新に向けたシステム選定プロポーザルの実施及びシステム開発の着手 ・図書为学校への団体貸出 学校バック貸出数：774バック ・全区立小・中学校で図書館司書業務委託を実施 【補助件数】 ・英語検定 小学6年生：426名、中学1～3年生：2,266名 ・漢字検定 小学6年生：738名、中学3年生：771名 ・数学検定 中学2年生：422名	拡充・推進	—	
3-2	8	教員の質の向上と働き方改革への取組 3-2-17	教育に求められる「主体的・対話的で深い学び」等について自ら実践し、またはその技術・成果を他の教員に還元することができる教員や諸教育問題の解決に資する実践的な研究を行う研究者的な視点を持った教員の育成・確保について、教職大学院との連携・協力などを視野に入れながら、その方策について検討していきます。 また平成31年3月に策定した「北区立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員の勤務環境の改善と長時間勤務を解消するための取組を推進し、教員の心身の健康保持と日々の生活の質や教職人生を豊かにするとともに、学校教育の質的向上と子どもたちの健やかな成長をめざします。	【教員の質の向上】 ・教職大学院派遣研修（東京都教職員研修センター実施）へ教員を派遣し、研修修了者に自らの研究内容や実践を、教育指導課で実施する研修会等で発信する場を設定し、区内の教員へ還元させる。 令和3年度：教員1名派遣 【働き方改革】 ・タイムレコーダーの導入：52校園（全小・中学校、幼稚園、こども園） ・部活動指導員の配置：中学校9校 ※上記のほか、メッセージ機能付き電話導入や教員事務補助員の配置（学校支援課）、学校法律相談制度の導入（教育政策課）なども該当すると思われま。	推進	—	
3-2	9	北区ゆかりの偉人を学ぶ事業 3-2-18	北区ゆかりの偉人である渋沢栄一翁に関する副読本を区独自で作成・活用し、区行政の整備や社会事業に大きく寄与した功績等を学び、地域の誇りと愛着の心を育みます。 渋沢栄一翁のほか、芥川龍之介氏やドナルド・キーン氏など北区にゆかりのある偉人について、田端文士村記念館や令和5年に開設予定の（仮称）芥川龍之介記念館と連携した取組を推進するとともに、ドナルド・キーン氏から寄贈があった書籍、絵画の中央図書館での展示、各種公開講座等を通じて学ぶ機会の充実を図ります。	【教育指導課】 ・渋沢栄一の副読本（小学校第3学年～第6学年版・中学校第1学年～第3学年版）を作成し、児童・生徒へ配布 【中央図書館】 ①ドナルド・キーンコレクション（寄贈資料）コーナー閲覧者数：3,114名 ②「ドナルド・キーンと渋沢栄一『続百代の過客』で読む航西日記」パネル展及び講演とブックトーク：参加39名 ③ドナルド・キーンプロジェクト事業 講演会「ドナルド・キーン文学散歩～北区・渋沢・荷風を語る～」（主催：文化施策担当課）：80名	推進	—	

個別目標 (3) 自己実現の場と体験機会の提供

施- 個	No	事業名	事業内容	令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に 対する進捗状況	Eの場合の理由
3-3	1	文化芸術とのふれあい 3-3-1~5	小学生から高校生を対象に、北区にゆかりのある芸術家等の協力を得ながら、伝統文化を体験・会得する子ども文化教室をはじめ、子どもの頃から本物の文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。	<p>【子ども文化教室】 鍛金(8名)、雅楽(15名)、彫塑(25名)、日本舞踊(35名)、落語(8名)の5種類7教室を開講。作品展示をココキタにて、発表会を北とびあつつじホールにて実施。 【伝統工芸出張体験講座】 15講座実施、実人数311人</p> <p>【児童ダンス☆演劇教室】 生徒数38名。児童3クラスと中学生向け演劇部を開講。令和4年3月に児童3クラスの発表会を北とびあつつじホールにて実施。</p> <p>【スクールコンサート】 小学校35校、中学校9校、保育園12園、幼稚園1園、子ども園1園、子ども発達支援センター1園で実施。</p> <p>【輝く☆未来の星コンサート】 輝く☆未来の星アカンサスコンサート第27回(入場者134名)、第28回(入場者数158名)、輝く☆未来の星コンサート第14回(入場者286名)を実施。</p>	推進	—	
3-3	2	キャリア教育の推進 3-3-6	子ども一人ひとりの社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な能力を身に付け、自分が自分として生きることを実現させていく児童・生徒を育てます。	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育は、全区立小・中学校で実施。 青森県東通村への宿泊を伴う職場体験(浮間中)は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止し代替交流事業を行った。 	推進	—	
3-3	3	持続可能な社会に向けた環境学習 3-3-7~10	区内の公園や河川等を活用した自然体験学習や、観察・実験を通して環境問題に対する科学的思考力を養う「環境大学事業」、ecoかるたを通して楽しく身近な環境活動について学ぶ「省エネ道場」など、幼児から中学生までの各発達段階において様々な環境学習の機会を提供します。幼少期から環境への意識向上を図るとともに、将来身につけた知識等を地域で活用できるよう支援し、「持続可能な社会の担い手」を育成します。	<p>【環境学習】 参加者 0人/年 (新型コロナウイルスのため開催できず)</p> <p>【こどもエコクラブ】 環境に関することを各クラブでテーマを決め、自由に活動。3クラブ17人が登録し、活動した。</p> <p>【環境大学事業】 ・東京家政大学と連携し、環境問題を基礎から学ぶための講座を開催(幼児とその家族向け講座回数7回・参加者102名、小学生向け環境学習講座4回・参加者111名、ジュニア環境リーダー養成講座3回・参加者10名) ・環境学習分野に必要な教材を、小中学校の要請に応じて提供(提供数計2,938個)</p> <p>【省エネ道場】 省エネ道場:全6回の開催予定とされていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、全4回の開催となった。累計95名参加。 北区ecoかるた大会:中止</p>	拡充・推進	—	

3-3	4	子どもの社会参加の機会 3-3-11~12	小学生との区政を話し合う会を開催し、小学生と意見交換を行います。また、中学生モニター・高校生モニター会議を開催し、中高生世代の意見・要望・提案を聴いて区政運営の参考にするなど、子どもの社会参加のきっかけづくりを推進します。	<p>【中学生モニター・高校生モニター】</p> <p>○中学生モニター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 1回 (委嘱式・会議1回) ・参加者数 13名 ・テーマ 「20年後の北区のキャッチフレーズと私たちができること」 <p>○高校生モニター</p> <p>隔年実施のため、令和3年度は実施なし。</p> <p>【小学生との区政を話し合う会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 1回 ・参加者数 36名 ・テーマ 「20年後の北区のキャッチフレーズを考えよう！」 	推進	—	
-----	---	--------------------------	---	---	----	---	--

個別目標 (4) こととからだの健全な成長への支援

施-個	No.	事業名	事業内容	令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に対する進捗状況	Eの場合の理由
3-4	1	プレーパーク事業 3-4-1	子どもたちが自分の意思と責任で自由に遊ぶことにより自主性や創造性を育み、子ども、親、地域の大人が外遊びを通して触れ合いを深めるためのプレーパーク事業を、市民活動団体と協働して推進していきます。	実施回数 82回/年 参加人数 9,909人/年	参加人数6,300人	A : 100%以上	
3-4	2	人権教育の推進 3-4-2	小・中学校において人権教育の全体計画や年間指導計画に基づいた指導を行うことにより、子どもたちの人権に関する知的理解や、LGBT等も含め多様性を尊重するなど自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身に付けられるようにします。	人権教育推進委員会の開催：2回/年 人権教育研修会の開催：2回/年	人権教育推進委員会 年 3回実施	B : 80%以上達成	

3-4	3	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツの推進 3-4-3 5	日本トップレベルの選手及び指導者から直接指導を受けるトップアスリート直伝教室や、オリンピック出場選手らの専門指導員を小学校に招き、「跳ぶ」「投げる」「走る」の三要素を基本とした運動能力向上プログラムを実施するなど、子どもたちのスポーツに親しむ習慣や意欲及び能力の育成を推進します。	<p>【トップアスリート直伝教室】</p> <p>①卓球 参加者49名 (定員60名、申込者数84名)</p> <p>②サッカー ※新型コロナウイルス感染症の流行により中止としたが、直伝教室当選者を対象に、別日程で「トップアスリート直伝サッカーキッズマッチ」の名称で代替イベントを実施。 参加者56名(当選者100名)</p> <p>③バスケットボール (新型コロナにより中止、210人応募)</p> <p>【キッズアスレティックス】 全15回(14校実施) 延べ参加人数710人</p> <p>【スポーツコンダクター】 全4回(4校実施) 延べ参加人数643人</p> <p>【オリンピック・パラリンピック教育推進事業実施校】 ・オリンピック・パラリンピック教育推進事業実施校:23校園 ・学校連携観戦プログラム:新型コロナウイルス感染拡大の影響により代替プログラムを実施した。</p>	推進	—	
3-4	4	依存症の未然防止 3-4-6	子どものインターネット依存(ネット・スマホ依存)、ゲーム依存の未然防止のため、学校教育の場でスマートフォン等の正しい利用方法を伝えるとともに、保護者に対する啓発を行い、依存症の未然防止に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「SNS北区ルール」の配布 →小学校4～6年生・中学校1～3年生及びその保護者(紙面で配布) ・「SNS北区ルール」を「北区ホームページ」で公開 ・令和4年度配布用「SNS北区ルール」の作成、学校への配布依頼及び「北区ホームページ」での公開 	全小・中学校で実施	A:100%以上	
3-4	5	いじめ根絶への取組 3-4-7 10	「北区いじめ防止条例」及び「北区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見と適切な対応、再発防止の徹底を図ります。そのために、区立小・中学校の児童・生徒全員を対象にQ-U(楽しい学校生活を送るためのアンケート)の実施や、いじめ相談ミニレターを配布し、教員や保護者にできない児童・生徒からの悩みごとや心配ごとの相談を受け、解決にあたります。また、関係機関と連携を図るため、「北区いじめ問題対策連絡協議会」を設置するほか、学識経験者や関係機関の代表者等による「北区いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめ防止等の対策の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・北区いじめ問題対策連絡協議会の開催:1回/年 ・北区いじめ問題対策委員会の開催:1回/年 ・北区サポートチーム協議会の開催:1回/年 ・Q-Uの実施:2回/年 ・いじめ相談ミニレター 年1回区立全小・中学校の児童・生徒に配布し、いじめ等の早期発見、適切な相談窓口につなげるよう努めた。 	推進	—	

3-4	6	性の多様性への理解促進 3-4-11~12	性の多様性についての正しい理解と知識の普及啓発のため、区民向けに講座の実施やパンフレットの配布を行うとともに、相談体制の充実を図ります。 また、学校教育においても、人権に関する知的理解や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）も含め多様性を尊重するなど、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身に付けられるようにします。性教育についても、学習指導要領に示された内容をすべての児童・生徒に確実に指導していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・LGBT理解基礎講座「性別をこえて生きるということ～性の多様性から考えるダイバーシティ&インクルージョン～」を開催。参加者19名。 ・令和2年度に作成した区民向け啓発リーフレット「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）のことを知っていますか？～性の多様性について考えてみよう～」を、主催講演会及び講座の参加者に配布した。 ・性教育モデル授業の実施：中学校1校 	推進	—	
-----	---	--------------------------	--	---	----	---	--

個別目標 (5) 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

施- 個	No	事業名	事業内容	令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に 対する進捗状況	Eの場合の理由
3-5	1	スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣 3-5-1~3	児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを区立小・中学校全校に配置し、悩みを抱える児童・生徒への相談・支援を行います。 また、児童・生徒が抱えるいじめや不登校、家庭環境等の様々な課題の未然防止や早期発見、早期支援のため、スクールソーシャルワーカーを区立小・中学校全校に派遣し、学校や児童・生徒の生活圏内の社会資源との連携を図り、継続的かつ地域における一体的な支援を行っていきます。さらに、学校や地域の状況等を動案し、中学校サブファミリーを単位とするスクールソーシャルワーカーの配置を視野に入れ、拡充を図っていきます。	<p>【専門相談事業（子ども家庭支援センター心理相談）】 896回/年</p> <p>【スクールカウンセラーの配置】 スクールカウンセラーを区立小・中学校全校に配置した。うち、区費SCは13名である。 (実績) 相談件数 38,917件 (内訳) 小学校 28,690件、中学校10,227件</p> <p>【スクールソーシャルワーカーの派遣】 (人数) スクールソーシャルワーカー5名 (相談件数) 総数226件 (活動件数) 総数6,287件</p>	スクールカウンセラー： 推進 スクールソーシャルワーカー： 拡充・推進	—	
3-5	2	放課後子ども総合プランの推進 3-5-4~6	「放課後子ども教室」「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」等の放課後対策事業を一体的に行い、小学校を会場として子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。放課後や土曜日、長期休業期間に、自由遊びのほか、勉強やスポーツ、地域住民との交流等の活動を通して、大勢の大人や他学年の児童とふれあうことにより、子どもたちの社会性や協調性を育む取組の充実を図ります。 また、特別な配慮を必要とする児童への対応として、必要に応じて児童の状況を学校と情報共有するほか、心理の専門職による巡回指導を推進します。 わくわく☆ひろばの事業内容や取組、活動内容については、保護者会や各実行委員会において積極的に発信し、地域との連携を推進します。	<p>【放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進】 わくわく☆ひろば35校で実施。 学童クラブ79クラブ実施（内一体型72） 参加者数 延べ 658,926人/年</p> <p>【学童クラブ巡回指導】 学童クラブ（22人で実施） 375回/年</p> <p>【わくわく☆ひろばの情報発信】 わくわく☆ひろば35校で実施</p>	全小学校で実施	A：100%以上	
3-5	3	子どもセンター・ティーンズセンターへの移行 3-5-7	児童館を乳幼児親子の居場所機能を中心とした子どもセンターと、中高生世代の居場所となるティーンズセンターとして整備し、子育て支援と子育て支援にかかる事業の充実を図るとともに、中高生世代の自己実現の場や社会体験の機会を提供し、地域と中高生世代をつなぐ場としての機能の充実を図ります。	令和2年度から継続して、放課後子ども総合プランのさらなる一体的運営及び、子どもセンターへの移行について検討した。	移行	—	

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

個別目標 (1) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援

施- 個	No .	事業名	事業内容	令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に 対する進捗状況	Eの場合の理由
4-1	1	養育支援訪問事業 4-1-1 4-1-3 4	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子ども家庭支援センター職員及びヘルパー派遣により、育児・家事の援助または具体的な養育に関する指導助言等を実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。	【養育支援訪問事業】 ①職員による訪問：延べ620件 ②ヘルパー派遣：30家庭 延べ85件 合計 705件 【養育支援家庭のための産前・産後育児サポート講座】 10回開催 延べ88人参加 【ペアレントトレーニング事業】	訪問延べ人数921人	E：50%未満	新型コロナウイルス感染症の影響により、電話等での対応及び複数回訪問のところを1回に凝縮する等の対応を講じたため。
4-1	2	要保護児童への対策及び配偶者からの暴力防止連絡協議会との連携 4-1-2	要保護児童対策地域協議会を開催し、子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所を始めとした関係機関が情報を共有しながら連携し、要保護児童等への適切な対応を図ります。また、配偶者からの暴力防止連絡協議会との合同開催により、関係機関相互の連携を図り、被害者の早期発見・支援等を検討するとともに、将来子どもたちが新たな加害者・被害者とならないよう、意識づくりへの予防啓発に取り組みます。	①配偶者からの暴力防止連絡協議会代表者会議 1回 ②配偶者からの暴力防止連絡協議会実務者会議 1回 ③個別ケース会議延べ75件 ④居所不明児童対策会議 1回 ⑤母子保健連絡会 3回 ⑥児童相談所との連携 12回	推進	—	

個別目標 (2) 障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援

施- 個	No .	事業名	事業内容	令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に 対する進捗状況	Eの場合の理由
4-2	1	子ども発達支援センターさくらんぼ園及び発達相談室 4-2-1	障害またはその疑いのある児童に対して、相談から療育までの総合的な支援を行うとともに、地域の中核的な施設として保育所等訪問支援事業や区民に障害理解の啓発活動など、地域支援に取り組みます。また、児童発達支援事業である「子ども発達支援センターさくらんぼ園」を令和3年度に児童発達支援センターとして整備し、事業の充実を図ります。	児童発達支援利用契約者71人 新規相談件数579件 専門相談件数168件 障害児相談支援事業契約件数67件	推進	—	
4-2	2	特別支援教育の推進 4-2-2 4-2-4 6	一人ひとりの児童・生徒に応じた多様な学びの場の充実を図るため、小・中学校に知的障害及び自閉症・情緒障害を対象とした特別支援学級の設置を進めていきます。また、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習を進め、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育を推進します。	【小・中学校特別支援学級の設置】 ・令和3年4月に、王子桜中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置した。 ・令和3年4月に、堀船中学校に知的障害特別支援学級を設置した。 【障害児通所支援事業（児童発達支援）】 利用者数 延3,677人/年 【障害児通所支援事業（放課後等デイサービス）】 利用者数 延5,118人/年 【北区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業】 登録者数 18人 利用回数 延156回/年	推進	—	

4-2	3	特別支援教育にかかる巡回指導・専門家チームの派遣 4-2-3 4-2-7	障害特性を踏まえた適切な把握や障害に応じた適切な指導内容・方法に関し、学校及び担当教員を対象に効果的な指導や助言・支援を行うため、教育総合相談センターの特別支援教育指導員や心理士等で構成される巡回指導・専門家チームを派遣します。	【小・中学校巡回指導・専門家チームの派遣】 児童・生徒の障害特性に応じた適切な指導内容や方法等への助言を目的として、学校からの要請を受けての「派遣」を実施した。 (令和3年度実績) 派遣0回 【教育・保育施設における巡回指導員の派遣】 保育園・・・(47人で実施)678回/年	推進	—	
-----	---	--	--	---	----	---	--

個別目標 (3) ひとり親家庭への支援

施- 個	No.	事業名	事業内容	令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に 対する進捗状況	Eの場合の理由
4-3	1	ひとり親家庭等相談支援事業(そらまめ相談室) 4-3-13	ひとり親家庭の保護者等へ生活一般の悩み事に対する助言や、関係機関、各種支援策の情報提供等の相談支援を行います。また、カウンセラーの資格等を有する者を常時配置するほか、家計相談や養育費等の法律相談に対応するため、ファイナンシャルプランナーや弁護士を配置するなど、より専門的な相談にも対応する体制を推進します。	【ひとり親家庭等相談室(そらまめ相談室)】 ・相談支援 面接相談：367件(うち、家計相談：31件、法律相談：47件《内、オンライン相談21件》、その他相談289件《内、オンライン相談27件》) 電話相談 35件 メール相談 101件 (就労支援講習会) ・開催回数 1回 ・参加者 2名 ※オンラインにて開催 (ひとり親家庭のための交流会) ・開催回数 1回 ・参加者 2名 【ひとり親家庭支援サービスPR事業】 ・ひとり親世帯向けパンフレット(北区ひとり親応援ガイドブック)の配布(発行数：3,500部) ・そらまめ相談室の案内チラシ配布(発行数：2,000枚) 【ひとり親(母子・父子)家庭相談】 母子自立支援員3名(正規3名)体制で実施。 ・相談件数 生活一般：114件/年 児童：56件/年 生活介護：47件/年 その他：34件/年 合計 251件	推進	—	

4-3	2	ひとり親家庭の親の就業促進 4-3-4	ハローワーク等専門支援員と連携して就労支援を行うとともに、就業に向けて教育訓練講座への参加や資格取得などを支援し、ひとり親家庭の生活の自立に向けた支援を推進します。また、自立支援給付金として、資格を取得する際の講座の費用などを援助することで、ひとり親家庭が安定した仕事に就けるよう支援を推進します。	母子自立支援プログラム：1件/年 自立支援教育訓練給付金事業：2件/年 高等職業訓練促進給付金：9件/年 (訓練促進給付金7件、訓練修了支援給付金2件) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業：2件/年 (受講修了時給付金1件、合格時給付金1件)	推進	—	
4-3	3	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進 4-3-5	ひとり親家庭等で住宅の確保に特に配慮を要する者が、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、居住支援協議会において、住宅情報の提供や円滑な入居が促進できる方策を協議していきます。	・令和3年度東京都北区居住支援協議会総会開催（書面開催） (議題：東京都北区居住支援協議会会則の改正について、令和4年度の取組みについて) 報告：居住支援に係る包括連携に関する協定の締結について、住宅確保要配慮者の補償サービス付き・見守り電球初回登録料助成事業の実績報告、大家さんアンケートの結果報告等)	推進	—	
4-3	4	児童扶養手当・児童育成手当の支給 4-3-6・8	18歳に達した日の属する年度末までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）を養育するひとり親家庭、または父か母が重度の障害を有する家庭及び20歳未満の障害児を養育する家庭に手当を支給し、ひとり親家庭の生活の安定と、児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。	【ひとり親家庭医療費助成】 受給世帯数：1,411世帯 受給者数：2,002人 【児童扶養手当の支給】 受給者数：1,456人（内、父子世帯70人） 【児童育成手当の支給】 育成手当受給児童数：2,754人 障害手当受給児童数：189人（内、併給48人）	推進	—	

個別目標 (4) 生活困窮家庭への支援

施 個	No.	事業名	事業内容	令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に 対する進捗状況	Eの場合の理由
4-4	1	生活困窮・ひとり親世帯等の小・中学生への学習支援事業 4-4-1~2	貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む対象世帯について、小学生に対しては学習支援や居場所づくり、社会性の育成、保護者への養育支援等を行い、中学生に対しては学習習慣の定着や進路相談など、子どもの状況に寄り添った学習支援事業を実施します。	【小学生】 参加者：64人（実人数） 会場：6か所 【中学生】 生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業（みらいきた） ・実施場所 7会場（8教室） ・実施回数 計311回 ・受講者 220名	17教室	C：60%以上達成	
4-4	2	自立支援プログラム（次世代育成支援プログラム） 4-4-3	生活保護世帯で中学生・高校生の子どもの持つ保護者に塾費用を助成することにより、保護者と子どもの進級や進学意識を高め、高校・大学入学までの継続支援と子どもの社会的自立を促します。	中学1年生 4件 中学2年生 5件 中学3年生 13件 高校1年生 5件 高校2年生 9件 高校3年生 6件 大学等受験料 9件	推進	—	
4-4	3	就学困難な児童生徒及び就学予定者の保護者への援助 4-4-4	経済的理由によって児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、就学援助として義務教育に必要な費用（給食費や学用品費など）の一部を支給し、円滑に学校生活を送れるよう支援していきます。	認定者 小学校：2,166人 中学校：1,188人 合計：3,354人（区域外通学者のぞく）	推進	—	

個別目標 (5) 多文化共生に向けた支援

施- 個	No.	事業名	事業内容	令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に 対する進捗状況	Eの場合の理由
4-5	1	日本語適応指導教室 4-5-1	日本語指導や学校生活適応指導を中心に、帰国児童・生徒や外国人児童・生徒の実態に即した効果のある指導を行い、自己の持つ能力や特性を十分に発揮させ、集団生活によりよく適応できるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> 日本語学級設置校数：5校（8学級／小学校5クラス、中学校3クラス） 日本語適応指導員派遣の対象児童生徒数：49名 日本語適応指導教室担任研修：3回/年 	推進	—	
4-5	2	日本語活用が困難な保護者への対応 4-5-2 4	日本語を母語としない方が安心して子育てができるよう、はびママ面接・乳幼児健診などの各事業において、多言語による案内を作成するとともに、タブレット端末による通訳システムを導入します。 また、「やさしい日本語」を共通コミュニケーション手段として活用するなど、様々な文化的背景を持つ方が共生していく環境づくりを推進します。 区立小・中学校や保育園等において、保護者や子どもが手続や相談をする際の支援として、通訳を派遣する取組を推進します。	<p>【はびママ面接・乳幼児健診等】 タブレット端末による通訳システムや多言語で作成した問診票等を活用し、正しい理解に努めた。 外国語通訳実績：37件</p> <p>【区立小・中学校や保育園等における通訳派遣】 82件 【参考】保育園：0件、幼稚園：26件、小学校：29件、中学校：26件、子ども未来課：1件</p> <p>【やさしい日本語研修】 一般職員向け 3回、教職員向け 1回 受講者 計170名</p>	推進	—	

施策目標 5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

個別目標 (1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進

施- 個	No.	事業名	事業内容	令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に 対する進捗状況	Eの場合の理由
5-1	1	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供 5-1-1	ワーク・ライフ・バランスの取組や推進方法等に役立つ情報について、講座や情報誌等で周知活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランス講演会「育児を知って、社会を変える～男性が取れば、育休が変わる～」を開催。参加者数18名。 	推進	—	
5-1	2	働き方に対する意識改革 5-1-2 3	男性も女性も共に家事・育児の担い手として活躍できるよう、女性だけでなく男性の育休取得も促進するなど、働き方の見直しについての啓発を企業（企業経営者・人事労務管理者等）に働きかけていきます。 また、区職員に対しても、特定事業主行動計画に基づき、育児の日やノー残業デーを設定するなど、区が率先してワーク・ライフ・バランスを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 北区さんかく大学「ケアとジェンダー ～ケア役割のジェンダー不平等を見直し、新たな可能性を模索する～」(連続5回講座)を開催。参加者延べ122名。 ワーク・ライフ・バランス講演会「育児を知って、社会を変える～男性が取れば、育休が変わる～」を開催。参加者数18名。(再掲) 	推進	—	

個別目標 (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

施- 個	No.	事業名	事業内容	令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に 対する進捗状況	Eの場合の理由
5-2	1	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進 5-2-1	ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業等を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し、広くPRすることによって、ワーク・ライフ・バランスの啓発及び推進を図ります。 また、認定企業に対して、認定年度の次年度に取組状況の確認及び助言等を行うために、フォローアップ訪問を行います。	新型コロナウイルス感染症拡大を鑑み、令和3年度から事業を休止した。	推進企業認定数 年3社	—	
5-2	2	アドバイザー派遣制度の推進 5-2-2	ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする企業や、ワーク・ライフ・バランスの取組をさらに向上させようとする企業に、専門のアドバイザーを派遣します。	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大により申請がなかったため、派遣実績なし 	アドバイザー派遣 年3社	—	

個別目標 (3) 男女が共に担う子育ての推進

施 個	No	事業名	事業内容	令和3年度実績	【主な取組】 令和6年度目標	令和6年度目標に 対する進捗状況	Eの場合の理由
5-3	1	みんなで育児応援プロジェクト事業 5-3-1	地域における子育て支援の輪を広げ、多世代が育児に関わる環境づくりを推進するため、育児に関する講座やワークショップ等を実施していきます。	・新型コロナウイルス感染症拡大により事業実績なし	推進	—	
5-3	2	父親への支援事業 5-3-2	子どもセンター（児童館）において、父親向けの支援事業や親育ちサポート事業を実施し、父親の育児参加を支援します。また、これらの講座を通して、父親同士のコミュニケーションの場を提供し、ネットワークづくりのきっかけをつくれます。	児童館（子どもセンター）において、親育ちサポート事業を実施。 →下記項目を参照 1-3-2 親育ちサポート事業	推進	—	

「北区子ども・子育て支援計画2020」次世代育成支援行動計画(事業一覧)

グレー:主要事業 No欄 ※:子ども・子育て支援事業計画と重複する事業 ★:本計画から掲載

資料1-1別紙
子ども・子育て会議資料
令和4年12月20日
子ども未来部子ども未来課

施策目標 1 家庭の育てる力を支援
個別目標 (1) 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
1-1	1 ※	保育所待機児童解消	待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら施設整備を計画的に推進します。	子ども未来課	令和4年4月期においては、対前年度比197名の受入数増を行った。(令和4年4月時点の認可定員 9,803人)
1-1	2 ※	放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。また、待機児童の解消を図るため、施設整備を計画的に推進します。小学校3年生までは学童クラブで、4年生以上は子どもセンター(児童館)や放課後子ども総合プランの一般登録の特例的な利用で対応します。	子ども未来課	80ヶ所で実施。 定員 3,475人 登録児童数 3,236人 4～6年生登録児童数 560人(外数) (※令和4年4月1日現在) ※利用申請に地区の偏在があるため、待機児童が発生している。
1-1	3	認可保育園	国が定めた基準を満たした施設で、保育の必要性のある0～5歳までのお子さんに対して保育を行います。	保育課	公立保育園43園(内指定管理園15園) 認可定員 4,949名 私立保育園53園 認可定員 4252名 (令和3年度末)

1-1	4	地域型保育事業 (旧事業名：小規模 保育所)	区が施設・運営基準を定め、民間事業者が 設置・運営している施設で保育の必要性の ある0～2歳までのお子さんに対して保育 を行います。	保育課	18所で実施 定員：325名（令和3年度末）
1-1	5	認証保育所	大都市の特性に着目し、東京都が独自に設 けた基準により0～2歳までのお子さんに 対して保育を行います。	保育課	3園で実施 定員：90名（令和3年度末）
1-1	6	家庭福祉員	保育士等の資格を持つ者が、0～2歳まで のお子さんに対して、家庭的な雰囲気の中、 自宅などで保育を行います。	保育課	3所で実施 定員：14名（令和3年度末）
1-1	7 ※	私立幼稚園の預かり 保育	私立幼稚園において、通常の実施時間の前 後や長期休暇中にお子さんを預かります。	子ども未来 課	私立幼稚園全園にて、教育時間前後の預か りを実施。長期休暇中の預かりは、一部の 園を除き実施している。 また、私立幼稚園4園では、教育時間も含め 11時間以上の開所を実施している。
1-1	8 ※ ★	乳幼児ショートステ イ事業	保護者が病気、出産や出張等の理由によ り、0～2歳未満の乳幼児を一時的に養育 することが困難になった場合に、乳児院で 必要な養育を行います。	子ども家庭 支援セン ター	利用条件があるため、実際の利用は延べ30 泊 実施場所：日本赤十字社医療センター附属 乳児院 対象：区内在住の0歳から2歳未満の子ども
1-1	9 ※	子どもショートステ イ事業	保護者が病気、出産や出張等の理由によ り、一時的に児童を養育することが困難に なった場合に、児童養護施設で必要な養育 を行います。	子ども家庭 支援セン ター	利用条件があるため、実際の利用は延べ89 泊 実施場所：星美ホーム 対象：区内在住の2歳から12歳（小学6 年生）までの子ども
1-1	10 ※	子どもトワイライト ステイ事業	保護者が就労等により、一時的に児童を養 育することが困難になった場合に、児童養 護施設で午後から夜間にかけて必要な養育 を行います。	子ども家庭 支援セン ター	利用条件があるため、実際の利用は延べ71 日 実施場所：星美ホーム 対象：区内在住の2歳から12歳（小学6 年生）までのお子さん

1-1	11 ※	一時預かり保育事業	利用要件を問わず、一時的に児童の養育ができない場合に、保護者にかわって保育園で保育します。	保育課	指定管理園15園、私立保育園53園 合計57園で実施 利用者数 延べ1,888人/年
1-1	12 ※	緊急保育事業	保護者が傷病・出産等で緊急に児童を保育できなくなった場合に、保育園で一時的に保育します。	保育課	公立園28園で実施 利用者数：延べ126人/年
1-1	13 ※	延長保育	長時間保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、延長保育を実施します。	保育課	公立直営園10園、指定管理園15園、私立保育園50園、合計75園で実施。
1-1	14	休日保育事業	保護者が就労等で休日に児童の養育ができない場合に、保育園で保育を実施します。	保育課	指定管理園3園、私立保育園3園（内2園は365日開所）合計6園で実施。 利用者数：延べ2,418人/年
1-1	15	年末保育事業	保護者が就労等で年末に児童の養育ができない場合に、保育園で保育を実施します。	保育課	公立保育園、指定管理園、私立保育園、合計54園で12月29日から31日まで実施。 利用者数：延べ238人/年
1-1	16	夜間保育	おおむね午前11時～午後10時までの11時間保育を基準として、夜間の保育需要に応えます。	保育課	午前11時～午後10時までの11時間保育（朝2時間延長、夜1時間延長）を1園で実施。
1-1	17 ※	病児・病後児保育（施設型）	病中または病気の回復期にあって、集団保育が困難な児童を対象に、医療機関や保育所等で保育を行います。	保育課	病児・病後児保育は区内2施設と文京区1施設（広域協定締結）で実施。 病後児保育は区内1施設で実施。 利用者数：延べ547人/年
1-1	18	病児・病後児保育（利用料金助成型）	ベビーシッター事業者が実施する居宅訪問型の病児・病後児保育サービスを利用した際、その利用料金の一部助成を実施します。	保育課	利用者数：延べ99人/年

1-1	19 ★	保育人材の確保支援	保育の質の向上のため、保育事業者に対し、保育人材の確保・定着を図るための各種支援を行います。	保育課	指定管理園や私立保育園に対し、保育士宿舍 借上げ支援事業補助金や保育士等キャリア アップ補助金等の支援策を実施。
-----	---------	-----------	--	-----	--

個別目標 (2) 子育てに関する相談・情報提供の充実

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
1-2	1 ※	利用者支援事業	子ども及びその保護者、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	健康推進課 子ども家庭 支援セン ター	子育て家庭や妊産婦のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業など、来館及び電話にて対応した。 「特定型」1か所（子ども家庭支援センター） 来館者：2,174人 電話：1,864人 計4,035人 「母子保健型」3か所（王子、赤羽、滝野川の各健康支援センター） 面接者：2,648人
1-2	2	子育て世代包括支援センター事業（はぴママたまご・ひよこ面接）	育児不安の軽減や虐待の予防を目的に、はぴママたまご・ひよこ面接をはじめとして、関係機関と連携し、相談や情報提供などを通じて、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を推進します。 健康推進課健康支援センターでは、すべての妊婦を対象に母子健康手帳交付時、保健師等がはぴママたまご面接を実施し、相談や支援プランの策定を行います。子ども家庭支援センターでは、生後6か月までの産婦を対象に、はぴママひよこ面接を実施し、情報提供等を行います。	健康推進課 子ども家庭 支援セン ター	【健康推進課】 はぴママ・たまご面接 2,648人 【子ども家庭支援センター】 「はぴママ・ひよこ面接」 勧奨件数2,647件、実施者数1,629人 ※里帰り出産等で来館困難な方を対象にオンライン面接を実施。オンライン面接実施者数4人

1-2	3	子ども家庭支援センター事業	子どもと家庭の総合相談、子ども家庭在宅サービス、乳幼児親子の居場所づくり等を実施し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。また、児童虐待の通告窓口として、関係機関と連携して早期発見・早期対応に努めます。	子ども家庭支援センター	①来館者数 延べ17,262人/年 ②ひろば事業 延べ13,393人/年 ③相談者数 1480件/年 延べ27,840件 ④児童虐待受理件数 717件
1-2	4★	子ども・教育に関する複合施設の整備	児童福祉法等の一部改正により、特別区が、児童相談所を設置できるようになったことを踏まえ、児童相談所・一時保護所の整備とあわせて、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、教育総合相談センター等、子ども・教育に関わる総合的な相談拠点を一体的に整備します。	子ども家庭支援センター	児童相談所等複合施設基本構想の策定
1-2	5	子育てガイドブック、子育てマップの発行	出産前から就学前までのお子さんを育てている家庭を対象として、出産及び育児に関する不安を軽減するために、子育てに関する各種施策及び公共施設を案内する情報誌として、子育てガイドブック・マップを作成し、子育て福袋に封入するとともに、関係施設で配布します。	子ども未来課	子育てガイドブック発行数 7,000部/年 ※平成30年度から子育てマップは子育てガイドブックに掲載を統合した
1-2	6	「子どもたちの育つ姿 家庭版」の発行	在宅で子育てしている家庭や就学前の子どもがいる家庭への支援の一環として、子どもの成長の目安として接し方や考え方の参考として活用できるように「子どもたちの育つ姿 家庭版」を作成し、子育て福袋に同封するとともに、関係施設で配布します。	子ども未来課	発行数 5,500部
1-2	7	子育て福袋の配付	母子健康手帳の交付時に、子育てガイドブック、子育てマップ等を入れた「子育て福袋」をお渡ししています。	子ども未来課	配布数 3,840件/年

1-2	8	子育て支援情報配信メール（「安全・安心」快適メール）	保育園の空き情報及び子どもに関する講座やイベントの開催情報、区で行っている主に乳幼児がいる家庭を対象とした事業の案内などを、毎月10日に区のホームページを通じて登録した希望者にメール配信します。	子ども未来課	登録者数（R4年3月10日時点） メール：7,067人 LINE：1,438人
1-2	9	子育て応援サイトの充実	「子育てするなら北区が一番」の情報発信の中心的な役割を果たす子育て応援サイト「きたハピ」及び「きたハピモバイル」の作成・更新を行い、北区の子育てに関する情報を集約、発信していきます。	子ども未来課	子育て応援サイト「きたハピモバイル」にて子育て関連情報の発信を行った。 令和3年度末登録件数：9,191件

個別目標 (3) 親育ちへの支援

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
1-3	1	はぴママ学級・パパになるための半日コース	妊娠から産じょく期間中の生活及び育児に関する知識を習得するとともに、地域での子育て仲間を作ることを目的に実施します。	健康推進課	はぴママ学級19回実施（1日制） 参加者 延べ136人 パパになるための半日コース 中止
1-3	2 ※	親育ちサポート事業	乳幼児を育てる親を対象に、参加者同士が抱えている悩みや関心ごとを共有し、協力しながら自分に合った子育ての仕方を共に学ぶ、親育ちサポート講座「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム（NPプログラム）」などを実施することで、親がいきいきと自信を持って子育てができるよう支援します。	子ども未来課	一部児童館（子どもセンター）で5講座/年実施。参加者数40人。 ※令和3年度当初は全児童館（子どもセンター）で21講座実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点等により一部中止となった。

1-3	3	地域育て合い事業	併設または近隣に設置されている子どもセンター（児童館）・保育園において、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を行い、地域での総合的な子育てを支援します。	子どもわくわく課	9児童館（子どもセンター）・各保育園で実施 ※一部の児童館（子どもセンター）では新型コロナウイルス感染症対策のため事業中止
1-3	4★	乳幼児クラブ活動	子どもセンター（児童館）で、親子で楽しみながら、体操、工作、リズム遊びなどを行う乳幼児クラブ活動を実施し、乳幼児親子の交流や仲間づくりの活動を推進します。	子どもわくわく課	20児童館（子どもセンター）で実施。 実施回数 2,221回 延べ参加人数 48,148人

個別目標 (4) 安心できる妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
1-4	1※	妊産婦健康診査	妊婦に対して、委託医療機関において妊婦健康診査（最大14回まで）、妊婦超音波検査（最大1回）、妊婦子宮頸がん検診（最大1回）を公費負担により実施します。産婦については乳児健康診査時に健診を実施することで、母子ともに安全安心な出産ができるよう支援を推進します。	健康推進課	妊婦健康診査等 対象者数 2,979人 延べ 33,684人 産婦健康診査 2,369人

1-4	2 ※	妊産婦及び乳児家庭 全戸訪問事業	保健師や助産師が妊婦・産婦の健康管理のための訪問を実施します。また全戸訪問を実施し、新生児の発育・発達・育児等の助言指導を行い、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。さらに、支援が必要な家庭に対しては、継続的なフォローを実施し、適切なサービスに結び付けるなど、地域の中で子どもが健やかに育成することを支援していきます。	健康推進課	妊産婦訪問人数 延べ2,198人 新生児訪問人数 延べ2,166人
1-4	3	産前産後セルフケア 講座	区内の子どもセンター（児童館）を会場として、安定期以降の妊婦と生後120日までの乳児を持つ母親を対象にエクササイズによる身体のケアや子育てに関する情報の提供、情報交換を実施します。	健康推進課	中止
1-4	4	産後デイケア事業	出産後の母子への心身のケアや育児サポートをしている民間団体が実施する、産後デイケアの取組に対して支援をします。	健康推進課	利用者数 576人
1-4	5	産後ショートステイ 事業	産後ケア実施施設に宿泊し、産後の母体の回復や不安解消、自宅での育児に困らないための育児技術の習得を支援します。	健康推進課	利用組数 360組 利用日数 1,055日
1-4	6	安心ママパパヘル パー事業	産前1ヶ月前から生後6ヶ月になるまでの子どもがいる家庭に対し、支援者の不在時にヘルパーを派遣し日常的な家事支援・育児支援を行い、産前産後のサポートの充実を図ります。	子ども家庭 支援セン ター	利用登録者数 386人 利用者件数 657件 無料分利用時間 423時間 有料分利用時間 1,019時間

1-4	7	乳幼児健康診査（3～4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児）	健康支援センター・委託医療機関にて集団・個別で健診を行います。専門職による育児・栄養・心理・歯科保健相談も行います。また育児支援の相談や情報提供を図り、早期に対応します。	健康推進課	3カ月児健康診査 2,550人 6・9カ月児健康診査 延べ4,796人 1歳6カ月児健康診査 2,436人 3歳児健康診査 2,543人 受診者延べ人数 12,325人
-----	---	--------------------------------	---	-------	--

個別目標 (5) 経済的負担の軽減

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
1-5	1★	学校給食費保護者負担軽減事業	令和2年10月から、区内に住所を有し、区立小・中学校に通う二人以上の子どもを持つ保護者を対象に、第2子に係る給食費については半額、第3子以降に係る給食費は全額を補助することで、保護者の負担軽減を図ります。	学校支援課	交付決定世帯数 4,904世帯 小学校 第2子児童（半額補助） 3,384名 第3子以降児童（全額補助） 811名 中学校 第2子児童（半額補助） 1,086名 第3子以降児童（全額補助） 281名
1-5	2	私立幼稚園等入園祝金交付事業	私立幼稚園または区が指定する幼稚園類似の幼児施設に幼児を通わせる保護者に対し、初年度に祝金を交付します。	子ども未来課	交付人数 1,047人/年 支給額 83,536,500円

1-5	3	ファミリー世帯転居費用助成	18歳未満の子ども（18歳に達してから最初の4月1日を迎えていない子を含む）を2人以上扶養・同居し、区内に1年以上居住している世帯が、最低居住面積水準以上かつ、転居前より広い区内民間賃貸住宅に住み替える場合に、転居費用の一部（礼金と仲介手数料の合算額）を助成します（上限30万円）。	住宅課	22件
1-5	4	親元近居助成	子育てや介護等を共助しあうため、北区内に住む親世帯に近居して、住宅を取得するファミリー世帯に対し、取得時の登記費用の一部を助成します（上限20万円）。	住宅課	31件
1-5	5	児童手当の支給	0～3歳未満児には月額15,000円、3歳～小学校修了前の児童には月額10,000円（第3子以降は月額15,000円）、中学生には月額10,000円を支給します。ただし、受給者が所得限度額以上の場合は一律5,000円の支給になります。	子ども未来課子育て給付係	受給者数 21,743人/年
1-5	6	子ども医療費助成	0歳～中学3年生（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの保険適用医療費自己負担分を区が負担します。高校生等については、入院医療費の自己負担分を助成します。	子ども未来課子育て給付係	受給者数 38,295人/年 高校生等入院医療費支払件数 66件

施策目標 2 子育て家庭を支援する地域づくり

個別目標 (1) 地域における子育て家庭への支援

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
2-1	1	子育てひろば事業	地域の子育て家庭に対して、つどいの広場を提供し、子育て相談事業をはじめとした、総合的な子育て支援施策を推進します。	子どもわくわく課 子ども家庭支援センター	全児童館（子どもセンター）、子ども家庭支援センターで実施。
2-1	2	幼稚園・こども園における地域子育て支援活動	幼稚園・こども園で、在園児及び地域の未就園児の保護者に対して、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供、幼稚園未就園児の体験入園などを実施して、地域の子育てを支援します。	学校支援課 子ども未来課	【学校支援課】 緊急事態宣言期間を除き、全公立幼稚園で月2回程度未就園児の会を実施し、園舎、園庭の開放を行った。また、同時に子育て相談を実施。 【子ども未来課】 私立幼稚園各園において、園庭開放や地域との交流を実施した。
2-1	3	保育園における地域交流活動事業	子育てに関する情報や体験の共有が行われるよう交流の場や機会を提供し、地域の特性に応じた幅広い活動を実施します。	保育課	各園で実施。 公立保育園では387回/年開催。 参加者数：延べ2166人/年
2-1	4 ※	ファミリー・サポート・センター事業	保育園・学童クラブの送迎など、保護者の都合等でお子さんの育児ができないとき、「サポート会員」がお子さんを預かって育児支援を行います。実施にあたり、サポート会員の確保と人材の育成を図り、事業のさらなる周知や、会員が互いに利用しやすい事業となるよう取組を推進します。	子ども家庭支援センター	ファミリー会員数：3,662世帯 サポート会員数：527人 年間サポート活動数：延べ4,189人 未就学：延べ3,712人 就学児：延べ2,341人

個別目標 (2) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
2-2	1	協働による地域づくりの推進	(地域づくり応援団事業) NPOやボランティア団体などが自主的に企画、実施する公共活動を支援します。 (政策提案協働事業) NPOやボランティア団体などからの事業提案により、区と協働して実施します。	地域振興課	地域づくり応援団事業 20万円以上 2事業助成 50万円以上 6事業助成 【上記8事業のうち、子育て支援関連事業は4事業】 政策提案事業 令和3年度は継続4事業【子育て支援関連事業2事業】新規事業なし
2-2	2	子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業	家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の状況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業(子ども食堂)を実施するNPOやボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部を補助することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを支援します。	子ども未来課	子ども食堂への助成 ・補助金交付決定 15団体
2-2	3 ★	子ども食堂ネットワーク構築支援事業	子ども食堂が継続して活動できるよう、コーディネーターを配置し、開設・運営継続に向けた助言、団体間の情報交換、活動者と支援者とのコーディネート等の支援を行います。	子ども未来課	相談支援業務: 287件 ネットワーク会議の開催: 1件 寄付の対応: 349件
2-2	4	青少年地区委員会活動推進事業	区内各地区において、伝統や環境などの特性を生かして、スポーツ、野外活動などの余暇活動や地域環境浄化活動、非行防止に関する活動などの支援を行います。	生涯学習・学校地域連携課	参加人数 延べ2,818名/年

個別目標 (3) 地域における子育てネットワークの育成・支援

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
2-3	1	児童館ネットワーク事業	区内を7つの地域に分け、地域の子育て支援に携わる方や児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）とその利用保護者との協働により、乳幼児親子や中高生との交流や居場所づくりなど、0～18歳までの児童を視野に入れて、子育て、子育ての環境づくりを推進します。	子どもわくわく課	区内7地区（浮間・赤羽北、赤羽東、赤羽西、王子・豊島、十条、田端・中里・栄町、滝野川）のそれぞれの地域でより効果的な子育て、子育ての環境づくりを整えるための活動を推進。 ※一部の地区では新型コロナウイルス感染症対策のため事業中止
2-3	2 ★	北区子ども・若者応援ネットワーク【北区社会福祉協議会事業】	北区で子ども・若者を応援するための市民活動団体のネットワークとその活動を支援する北区社会福祉協議会との連携を支援します。ネットワーク会議の開催や社会資源情報の収集、合同研修等を通して、地域課題を共有するとともに、子ども・若者が育つ力を支える取組を支援します。	北区社会福祉協議会	令和3年度については大学連携を中心に活動を進め、日本女子大学との連携について協議を行った。令和4年度から地域の子ども支援活動に学生を受け入れ、ボランティア活動が単位取得に繋がるといった連携を行えるよう準備をするための会議を5回実施した。

個別目標 (4) 地域における子育て支援の担い手の育成

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
2-4	1	子育てアドバイザー 研修	子どもセンター（児童館）において、子育て相談事業を行う民生委員・児童委員等の子育てアドバイザーに対して、必要な研修を行います。	子どもわく わく課	新型コロナウイルス感染症対策のため事業 中止
2-4	2 ★	研修生の受け入れ	区内の保育園や子どもセンター（児童館）で、保育士をめざす学生や、東京都子育て支援員研修の受講生の研修を受け入れ、子育て支援の担い手の育成を支援していきます。	子どもわく わく課 保育課 子ども家庭 支援セン ター	<p>【子ども家庭支援センター】 大学生の研修の受け入れ あそびのひろば 延べ34人</p> <p>【子育て支援員研修】 （保育園） 直営保育園2園 延べ2人 指定管理園2園 延べ2人 私立保育14園 延べ21人 保育士をめざす学生などを受け入れ 公立保育園では22園で実施 参加者数：延べ82人/年</p> <p>（児童館） 受入箇所 8か所 延べ受入人数 30人</p>

個別目標 (5) 子どもの安全を確保する活動の推進

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
2-5	1	子ども見守りネットワーク	区内で子どもが犯罪被害に遭う恐れのある事案や、子どもへの声掛け事案が発生した場合に、小学校や保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）等の関係施設の所管課に対し一斉にメールを送信する等、各施設への迅速な周知を行います。	生活安全担当課	情報発信回数：15回
2-5	2	安全・安心情報配信メール（『北区メールマガジン』）	北区メールマガジン登録者向けに、子どもを対象とした、声かけ・痴漢行為等、子どもの安全を脅かす行為をする不審者に関する情報を配信します。	生活安全担当課	安心・安全情報配信回数：15回 緊急情報配信回数：0回
2-5	3	子ども防犯教室	区内の保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）等の子どもたちを対象に、警察OBの防犯推進員による腹話術人形や紙芝居などを活用した防犯教室を実施します。	生活安全担当課	24回実施
2-5	4	不審者対応訓練	区内の保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）等の職員を対象に、警察OBの防犯推進員による不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上を図ります。	生活安全担当課	25回
2-5	5	通学路の交通安全対策	通学路の交差点や横断歩道等に児童交通指導員を配置したり、通学路標識を設置し、通学路の交通安全対策を実施します。	学校支援課	小学校に児童交通指導員を配置している。 配置ヶ所：147ヶ所 また、通学路標識を527ヶ所、電柱巻標識を873ヶ所を設置し、維持管理している。

2-5	6 ★	保育園、区立幼稚園、小学校門扉のオートロック化・運用	不審者の侵入を防ぐため、区立保育園・幼稚園・小学校の門扉にオートロック機能を付けます。私立保育園に対しては、経費の一部を補助します。	学校改築施設管理課 保育課	区立幼稚園、区立こども園、区立小学校全校に設置済み ※王子第一小に新規設置（R3.9開設） 公立保育園、私立保育園園とも全園に設置済み
2-5	7 ★	区立小・中学校、通学路における防犯カメラの更新	通学路の安全を図るために、経年により老朽化した区立小・中学校の防犯カメラの更新を行います。	学校改築施設管理課 学校支援課	出入口における防犯カメラは区立小・中学校全校に設置済み ※王子第一小に新規設置（R3.9開設） ※飛鳥中に新規設置（R4.4開設）
2-5	8 ★	学童クラブ、区立幼稚園、保育園等へのモニター付インターホンの設置、運用	不審者対策として、学童クラブ、区立幼稚園、保育園等に訪問者を確認できるモニター付インターホンを設置します。	学校改築施設管理課 子どもわくわく課 保育課	区立幼稚園、区立こども園に設置済み 学童クラブ：76か所設置済み わくわく☆ひろば：33か所設置済み 公立保育園、私立保育園園とも全園に設置済み

2-5	9	安心安全な給食の実施	<p>園児・児童・生徒に安心安全でおいしい給食を提供するため、栄養士の管理の下で新鮮な食材を購入し、食品搬入時の点検や調理工程上の衛生管理に努め、保育園・区立小中学校で手づくりの給食を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理従事者には毎月2回の細菌検査を実施します。 ・おかずの衛生検査を保育園は年4回、区立小中学校は年3回 実施します。 ・日常点検票に基づき毎日衛生チェックをします。 ・北区保健所における給食調理場一斉衛生検査の実施及び衛生講習会を調理員、栄養士、委託調理従事員を含むスタッフが受講します。 	保育課、学校支援課	<p>(全保育園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理従事者には毎月2回の細菌検査を実施。 ・おかずの衛生検査を実施（公立保育園は年4回、公立保育園（指定管理）と私立保育園は年1回） ・日常点検票に基づき毎日衛生チェックの実施。 ・北区保健所における給食調理場一斉衛生検査の実施。 <p>(小・中学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理従事者には毎月2回の細菌検査と年6回のノロウイルス検査を実施。 ・おかずの衛生検査を区立小中学校は年3回実施。 ・日常点検票に基づき毎日衛生チェックの実施。 ・調理員、栄養士、委託調理従事員を対象の研修を2回実施予定だったが、新型コロナウイルスの感染状況を鑑みて中止。
2-5	10	地域ふれあいパトロール事業	<p>学童クラブ等の利用児童の安全確保のため、シルバー人材センターに委託し、付近のパトロールを実施します。</p>	子どもわくわく課	4月及び10月～翌年2月に実施。

2-5	11 ★	総合的なたばこ対策の推進	<p>健康増進法などの法令遵守や普及啓発はもちろんのこと、子どもが多く利用する区有施設はすでに敷地内も含めて完全禁煙とし、その他の区有施設も今後段階的に完全禁煙をめざします。また、小学校及び中学校において行っている禁煙・防煙教育の充実を図り、直接子どもたちの理解を深めていきます。すでに実施している禁煙助成事業については、18歳未満の子どもを持つ助成対象者の助成単価を増額することで禁煙への動機づけをより高め、家庭内での子どもの受動喫煙を防止するための実効性を高めていきます。</p>	<p>生活衛生課 (旧：受動喫煙防止対策担当課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北区ニュースで区民に向けて受動喫煙防止啓発の記事を掲載。また、苦情の多い屋外喫煙についての配慮依頼のチラシを作成し、区内全掲示板にて周知を行った。 ・18歳未満の子を持つ禁煙助成事業対象者への交付実績 令和3年度 交付人数：21人 令和2年度 交付人数：12人 <p>※区立小学校6年生、中学校2年生を対象とした禁煙助成費の案内チラシ配布は、禁煙治療補助薬をメーカーが供給停止したため、案内チラシの配布を見送った。</p>
-----	---------	--------------	--	----------------------------------	---

施策目標 3 未来を担う人づくり
個別目標 (1) 就学前教育の充実

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
3-1	1	きらきら0年生応援プロジェクト	<p>小学校教育への円滑な接続を図るために、保幼小交流プログラム及び保幼小接続期カリキュラムの幼児教育施設での活用を推進するとともに、保育士・教員の資質・能力の向上を図る研修の実施や幼稚園・保育園・認定こども園の園児と小学生との交流事業を実施します。</p> <p>また、小学校入学を控えた子どもを持つ保護者を対象に、「小学校生活への滑らかな接続をめざす入学当初の工夫」、「入学に向けて子育てで大切にしたいこと」、「お子さんの発達が気になる保護者の方へ」などの小学校入学前の準備や不安解消をテーマとした「小学校入学前子育てセミナー」を開催し、小学校生活への円滑な接続を図ります。</p>	教育政策課	<p>①交流実施 小学校：区立17校 保育園：区立16園、私立10園 幼稚園・こども園：区立5園、私立1園</p> <p>②担任研修会 3歳児担任研修（年1回・69名） 4歳児担任研修（中止） 5歳児・小学校1年生担任研修（中止）</p> <p>③小学校入学前子育てセミナー（中止）</p> <p>④コーディネーター派遣 公私立保育園幼稚園16園</p>

3-1	2	区立認定こども園の設置	少子化が進展するなかで、就学前教育・保育の重要性が増していることを踏まえ、すべての子どもを対象に就学前教育を実施する認定こども園の設置を推進していきます。	学校支援課	平成29年4月に区立さくらだこども園を開設。 令和3年1月に「令和2年度東京都北区認定こども園検討委員会報告」を取りまとめ、区立うめのき幼稚園の場所で新たな認定こども園を設置する方針を決定した。うめのき幼稚園の認定こども園移行のために必要となる園舎増築にあたり、当該敷地は路地上敷地であり、東京都建築安全条例上の制約があることが判明したため、課題の解決に向けて実務担当者による詳細な検討を進めた。
3-1	3	私立幼稚園協会への補助	私立幼稚園協会の活動を補助することで、私立幼稚園相互の研修を充実させ、就学前教育の振興を図ります。	子ども未来課	北区私立幼稚園協会へ補助金を交付
3-1	4	幼稚園の教育活動の充実	区立幼稚園の教員の研修や、研究活動を通して就学前教育の充実を図ります。また、私立幼稚園における教員の研修・研究活動に対し、補助金を交付します。	教育政策課 教育指導課 子ども未来課	（就学前教育） 就学前教育として3歳児担任研修を年1回実施。 4歳児・5歳児担任研修は、年3回実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大状況により、全て中止となった。 （区立幼稚園）職員研修を年2回実施。 （私立幼稚園）全園に補助金交付

3-1	5	保育園職員等各種研修	保育の質の向上のため、保育園職員等（私立認可保育所等含む）を対象とした各種研修を実施します。	保育課	主任会研修、園内研修・公開保育、歳児別学習会、特別支援児研修、会計年度職員研修等。この他、公民合同研修を実施。
-----	---	------------	--	-----	---

個別目標 (2) 教育の場における子育ての支援

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
3-2	1	学力フォローアップ教室	小学校で習得すべき学力を小学校のうちに身に付けるため、つまずきを生じやすい小学校3・4年生を対象に放課後補習教室を実施します。また、小学校5・6年生にも同様に行うことで、中1ギャップの解消をめざします。	教育指導課	平成28年度より全小学校で実施。平成30年度より、小5～6年生を対象を拡大。平成30年度は12校、令和元年度は24校でモデル実施し、令和2年度より全小学校で実施。
3-2	2	学力パワーアップ事業	基礎・基本の学力定着と向上を図るため、小・中学校に「学級経営支援員」を配置し、学級経営全般を支援するとともに、「学力パワーアップ非常勤講師」を配置し、児童・生徒一人ひとりに行き届くきめ細かな指導を実践します。	教育指導課	全区立小・中学校で実施。 ＜会計年度任用職員配置数＞ 小学校：110人 中学校：24人
3-2	3	中学校スクラム・サポート事業	全区立中学校の数学教員に対して専任の教育アドバイザーが巡回指導を行い、授業力の向上に努めます。また、各校に配置された家庭学習アドバイザーが生徒の課題に応じた個別指導、家庭学習教材を作成することで、学習習慣の定着や意欲の向上を図ります。	教育指導課	教育アドバイザーの訪問指導回数 101回/年。 家庭学習アドバイザーは令和2年度をもって事業終了（緊急的な財源対策）。

3-2	4 ★	本気でチャレンジ教室	<p>中学生の基礎学力の定着・向上を図るため、夏季休業期間を活用して、少人数指導の学習教室「本気でチャレンジ教室」を実施します。</p> <p>また、冬季休業期間には、高校受験を控えた中学3年生を対象とする「本気でチャレンジ教室冬」を実施し、生徒一人ひとりの夢や希望する進路の実現に向けてサポートしていきます。</p>	教育指導課	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止。 令和2年度をもって事業終了（緊急的な財源対策）。</p>
3-2	5	サブファミリーによる特色ある教育の推進	<p>区内12の中学校区内にある小・中学校、幼稚園・認定こども園のそれぞれを一つのサブファミリーとし、小学校と幼稚園・認定こども園、保育園との連携を深めたサブファミリーを基盤とする、一体的で育ちや学びの連携性を踏まえた事業を展開します。</p> <p>また、サブファミリーと地域が一体となった特色ある教育を推進します。</p>	教育政策課	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、各サブファミリーとも、リモートでの会議、少人数や時間差での公開授業実施等工夫をして活動を行った。令和3年度の活動報告をまとめ、令和4年度に向けた協議・検討等を各サブファミリーで行った。</p>

3-2	6 ★	施設一体型小中一貫校の設置	北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることをめざし、義務教育学校（施設一体型の小中一貫校）として、神谷中サブファミリーに（仮称）都の北学園を設置します。小中一貫教育のさらなる向上を図り、積極的に新たな取組にチャレンジできるよう教育内容をより一層充実させます。	教育政策課 学校改築施設管理課 教育指導課	<p>【教育政策課】 開校に向けて、以下の検討委員会等を実施し、継続的に検討を進めている。</p> <p>①学校経営検討委員会（コロナの影響で実施なし） ②校名・校歌・校章部会（4/26、8/27、12/6） ③学校運営部会（コロナの影響で実施なし） ※③については、学校運営部会で決定するもののうち、「標準服」と「学校指定用品」を集中的に検討する「専門委員会」を設けており、令和3年度は7回実施した。</p> <p>【学校改築】 令和6年4月開設に向けて工事中</p> <p>【教育指導課】 ・神谷中SFを令和3年度研究指定校に決定 ・小中一貫教育カリキュラム作成委員会を組織し、積極的に推進</p>
3-2	7 ★	ICT教育の推進	高度情報化社会を生き抜くためには、ICT教育の推進による情報活用能力の育成が重要であることから、ICT（情報通信技術）を活用し、視覚や聴覚に印象付ける分かりやすい授業を実践します。	学び未来課	<p>（対象：全公立小学校／35校・全公立中学校／12校）</p> <p>・ICT教育アドバイザーの派遣 小・中学校 計36校 64回/年</p>

3-2	8 ★	情報教育の推進	各小・中学校の情報教育担当教員を対象に連絡会を開催することで、情報教育の充実を図ります。 また、夏季休業期間中にICT活用研修を行い、教員のICT活用能力を高め、児童・生徒の情報活用能力の育成に努めます。	学び未来課	(対象：全公立小学校／35校・ 全公立中学校／12校) ・情報教育推進担当者連絡会：2回/年 ・ICT活用研修：8回/年 ・GIGAスクール構想導入ソフトウェア活用研修、情報モラル研修、著作権教育研修等 の実施 ・北区GIGAスクール構想推進委員会10回/年
3-2	9 ★	プログラミング教育の推進	情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、手段として活用していく力としてプログラミング教育を推進し、[知識及び技能] [思考力、判断力、表現力] [学びに向かう力、人間性等] を育成していきます。	学び未来課	(対象：全公立小学校／35校) ・プログラミング教材の貸出：小学校5校
3-2	10	イングリッシュサマーキャンプ事業	北区の中学生が外国人留学生と生活を共にし、様々な活動を行うことで、自国及び世界の伝統・文化への理解を深め、英語力や国際社会における基礎的・実践的コミュニケーション能力を育成します。 また、サマーキャンプ後においても、学校行事に留学生を招待し交流を発展させるなど、国際理解教育の充実を図ります。	学校支援課	教育課程の移動教室として位置付け、名称をイングリッシュキャンプに変更し、12～1月に岩井学園にて実施（8校実施、4校中止）。 実施場所：千葉県南房総市 生徒参加数：952人（参加率92.6%） 外国人留学生：93名（33の国と地域）

3-2	11 ★	中学校生徒海外交流事業	アメリカ合衆国・ウォルナットクリーク市のセブンヒルズスクール生とのホームステイによる相互交流を通して、互いの国の生活、自然や文化、風俗や習慣に触れることにより、国際親善に貢献しようとする意欲や、国際理解を深める態度を育みます。また、本場の英語に慣れ親しみながら、語学力、コミュニケーション能力、論理的な思考力など、グローバル社会でたくましく生きる力を育成します。	教育指導課	新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止。 (参考) ・参加予定人数 受入：40名 派遣：40名
3-2	12	理科大好きプロジェクト	子どもたちの理科に対する興味と関心を高めるとともに、実験等を通じて理科の面白さや楽しさを実感できる機会を提供するため、包括協定締結大学であるお茶の水女子大学との連携により、小・中学校の理科授業における実験支援や実験教室等を実施します。また、区立小・中学校の全校に理科支援員を配置し、理科の観察や実験の充実を図ります。	教育指導課	・理科実験支援事業：延べ56学級/年 ・実験講座（サイエンスラボ、科学・環境スクール）：新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止
3-2	13	英語が使える北区人事業	小・中学校へ外国人の外国語指導助手（ALT）を配置し、児童・生徒の英語に触れる機会を積極的に増やすとともに、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成するなど、外国語教育・国際理解教育の推進を図ります。	教育指導課	<ALT配置小学校> 1～2年 20時間/年 3～6年 35時間/年 <中学校> 1～2年 35時間/年 3年 25時間/年

3-2	14 ★	SDGsの達成に向けた教育の充実	SDGs主要課題における基礎学力の保証や特別支援教育等、持続可能で質の高い教育の充実をはじめ、SDGsの考え方や17の目標内容を意識した教育の推進に向け、環境や人権、国際理解教育、オリンピック・パラリンピック教育等を推進し、SDGsに関する教育活動の充実を図ります。 「持続可能な社会の創り手」の育成を見据えながら、日々の授業の中で自ら学び、共に学ぶなど、主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善を実施していきます。	教育指導課	桐ヶ丘中学校において、「持続可能な開発目標を達成しようとする生徒の育成を目指して」を主題とした研究を行い、実践報告を行った。
3-2	15	魅力ある学校図書館づくり事業	意欲的な学習活動や読書活動につなげるため、本の知識が豊富な学校図書館指導員の配置、読み聞かせや学校図書館内の整備を支援するボランティアの協力、学校図書システムによる蔵書管理など、学校図書館にかかる環境整備の充実を図り、魅力ある学校図書館づくりを行います。	教育指導課・中央図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館システム更新に向けたシステム選定プロポーザルの実施及びシステム開発の着手 ・図書の学校への団体貸出 学校パック貸出数：774パック ・全区立小・中学校で図書館司書業務委託を実施
3-2	16 ★	検定料補助事業	児童・生徒の学習意欲を向上させるとともに、義務教育終了時まで達成が求められる英語・数学・国語の基礎的な知識や技能の確実な定着を図るため、小・中学校に通う児童・生徒を対象に各種検定料を全額補助します。	教育指導課	<p><補助件数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語検定 小学6年生：426名、中学1～3年生：2,266名 ・漢字検定 小学6年生：738名、中学3年生：771名 ・数学検定 中学2年生：422名

3-2	17 ★	教員の質の向上と働き方改革への取組	<p>教育に求められる「主体的・対話的で深い学び」等について自ら実践し、またはその技術・成果を他の教員に還元することができる教員や諸教育問題の解決に資する実践的な研究を行う研究者的な視点を持った教員の育成・確保について、教職大学院との連携・協力などを視野に入れながら、その方策について検討していきます。</p> <p>また平成31年3月に策定した「北区立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員の勤務環境の改善と長時間勤務を解消するための取組を推進し、教員の心身の健康保持と日々の生活の質や教職人生を豊かにするとともに、学校教育の質的向上と子どもたちの健やかな成長をめざします。</p>	教育指導課	<p><教員の質の向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職大学院派遣研修（東京都教職員研修センター実施）へ教員を派遣し、研修修了者に自らの研究内容や実践を、教育指導課で実施する研修会等で発信する場を設定し、区内の教員へ還元させる。 <p>令和3年度：教員1名派遣</p> <p><働き方改革></p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイムレコーダーの導入：52校園（全小・中学校、幼稚園、こども園） ・部活動指導員の配置：中学校9校 <p>※上記のほか、メッセージ機能付き電話導入や教員事務補助員の配置（学校支援課）、学校法律相談制度の導入（教育政策課）なども該当すると思われます。</p>
-----	---------	-------------------	---	-------	---

3-2	18 ★	北区ゆかりの偉人を学ぶ事業	北区ゆかりの偉人である渋沢栄一翁に関する副読本を区独自で作成・活用し、区行政の整備や社会事業に大きく寄与した功績等を学び、地域の誇りと愛着の心を育みます。 渋沢栄一翁のほか、芥川龍之介氏やドナルド・キーン氏など北区にゆかりのある偉人について、田端文土村記念館や令和5年に開設予定の（仮称）芥川龍之介記念館と連携した取組を推進するとともに、ドナルド・キーン氏から寄贈があった書籍、絵画の中央図書館での展示、各種公開講座等を通じて学ぶ機会の充実を図ります。	教育指導課 生涯学習・ 学校地域連 携課 中央図書館	【教育指導課】 ・渋沢栄一の副読本（小学校第3学年～第6学年版・中学校第1学年～第3学年版）の作成し、児童・生徒へ配布 【中央図書館】 ①ドナルド・キーンコレクション（寄贈資料）コーナー閲覧者数：3,114名 ②「ドナルド・キーンと渋沢栄一『続百代の過客』で読む航西日記」パネル展及び講演とブックトーク：参加39名 ③ドナルド・キーンプロジェクト事業 講演会「ドナルド・キーン文学散歩～北区・渋沢・荷風を語る～」（主催：文化施策担当課）：80名
-----	---------	---------------	---	--	---

個別目標 (3) 自己実現の場と体験機会の提供

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
3-3	1	子ども文化教室	小学生から高校生を対象に、北区にゆかりのある芸術家等の協力を得ながら、伝統文化を体験・会得する教室を実施し、子どもの頃から本物の文化芸術に親しむ機会を充実させます。	地域振興課	鍛金（8名）、雅楽（15名）、彫塑（25名）、日本舞踊（35名）、落語（8名）の5種類7教室を開講。作品展示をココキタにて、発表会を北とびあつつじホールにて実施。
3-3	2	伝統工芸出張体験講座	北区の未来を担う子どもたちに日本の伝統文化やものづくりの面白さを学んでもらうため、区内小学校や児童館で出張体験講座を行い、伝統工芸に関する知識や作品づくりの体験指導に取り組んでいます。	産業振興課	15講座実施、実人数311人

3-3	3	児童ダンス☆演劇教室	主に小学生を対象に、ダンス・発声・芝居等のトレーニングを通じて、円滑なコミュニケーションや運動能力、表現力などを伸ばすことをめざします。	地域振興課	生徒数38名。児童3クラスと中高生向け演劇部を開講。令和4年3月に児童3クラスの発表会を北とぴあつつじホールにて実施。
3-3	4	スクールコンサート	小中学生や就学前児童を対象に学校の体育館などで演奏会等を行い、鑑賞の機会を設け間近に触れることにより、文化芸術を楽しむ豊かな時間の体験やきっかけづくりを図ります。(希望園で実施)	地域振興課	小学校35校、中学校9校、保育園12園、幼稚園1園、子ども園1園、子ども発達支援センター1園で実施。
3-3	5	輝く☆未来の星コンサート	東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校の協力により、北区の子どもたちとのジョイントコンサートや同校生徒による室内楽コンサートを行うことにより、子どもたちの豊かな心を育てるとともに、将来、文化芸術をめざすきっかけづくりや親しむ機会の提供を図ります。	地域振興課	輝く☆未来の星アカンサスコンサート第27回(入場者134名)、第28回(入場者数158名)、輝く☆未来の星コンサート第14回(入場者286名)を実施。
3-3	6	キャリア教育の推進	子ども一人ひとりの社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な能力を身に付け、自分が自分として生きることを実現させていく児童・生徒を育てます。	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育は、全区立小・中学校で実施。 青森県東通村への宿泊を伴う職場体験(浮間中)は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止し代替交流事業を行った。
3-3	7	環境学習	環境にやさしい社会を創るには、ごみ減量とリサイクルの推進が重要です。幼少期にリサイクルやごみの分別の体験等を通じて学ぶ機会を提供するため、保育園・小学校等に清掃事務所職員が出向いて環境学習を実施します。	北区清掃事務所	参加者 0人/年 (新型コロナウイルスのため開催できず)

3-3	8	こどもエコクラブ	子どもたちが主体となって、地域の中で楽しみながら長く続けられるような環境活動、環境学習を行う機会を提供し、支援します。	環境課	環境に関することを各クラブでテーマを決め、自由に活動。3クラブ17人が登録し、活動した。
3-3	9 ★	環境大学事業	幼児から各発達段階において講座を開発・開講します。講座には観察や実習を組み込むことで体感的理解を深め、将来的には講座受講者が若年層の環境教育に携わることができるようなカリキュラムを構成します。	環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・東京家政大学と連携し、環境問題を基礎から学ぶための講座を開催（幼児とその家族向け講座回数7回・参加者102名、小学生向け環境学習講座4回・参加者111名、ジュニア環境リーダー養成講座3回・参加者10名） ・環境学習分野に必要な教材を、小中学校の要請に応じて提供（提供数計2,938個）
3-3	10	省エネ道場	「北区ecoかるた」を使ったかるた遊びや工作などの体験を通して、楽しく遊びながら環境について学ぶことができる機会を提供します。また、学習を發揮する場として「北区ecoかるた大会」を開催します。	環境課	<p>省エネ道場：全6回の開催予定としていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、全4回の開催となった。累計95名参加。</p> <p>北区ecoかるた大会：中止</p>
3-3	11	中学生モニター・高校生モニター	<p><中学生モニター> モニター会議・施設見学を毎年度実施し、中学生の意見・要望・提案を聴き区政運営の参考にします。また、中学生の社会参加の契機づくりを行います。</p> <p><高校生モニター> モニター会議を隔年で実施し、高校生の意見・要望・提案を聴き区政運営の参考にします。また、高校生の社会参加の契機づくりを行います。</p>	広報課	<p>○中学生モニター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 1回 （委嘱式・会議1回） ・参加者数 13名 ・テーマ 「20年後の北区のキャッチフレーズと私たちができること」 <p>○高校生モニター 隔年実施のため、令和3年度は実施なし。</p>

3-3	12	小学生との区政を話し合う会	小学生との区政を話し合う会を毎年度実施し、小学生の区政に対する意見・要望・提案を把握します。	広報課	<ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 1回 ・参加者数 36名 ・テーマ 「20年後の北区のキャッチフレーズを考えよう！」
-----	----	---------------	--	-----	--

個別目標 (4) こころとからだの健全な成長への支援

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
3-4	1	プレーパーク事業	子どもたちが自分の意思と責任で自由に遊ぶことを通じて、自主性や創造性を育むことを目的とした外遊びができる、プレーパーク事業を市民活動団体と協働して推進していきます。	子ども未来課	実施回数 82回/年 参加人数 9,909人/年
3-4	2	人権教育の推進	小・中学校において人権教育の全体計画や年間指導計画に基づいた指導を行うことにより、子どもたちの人権に関する知的理解や、LGBT等も含め多様性を尊重するなど自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身に付けられるようにします。	教育指導課	人権教育推進委員会の開催：2回/年 人権教育研修会の開催：2回/年

3-4	3	トップアスリート直伝教室	<p>ナショナルトレーニングセンター等と連携を図り、小中学生を対象にトップアスリートの技術や競技経験を活かした各種スポーツ教室を開催し、スポーツの楽しさや継続することの大切さを体得させることをめざします。</p> <p>また、キッズアスレティックスを小学校単位で実施し、子どもたちの運動能力の開発・向上を図ります。</p>	スポーツ推進課(旧東京オリンピック・パラリンピック担当課)	<p>【トップアスリート直伝教室】</p> <p>①卓球 参加者49名 (定員60名、申込者数84名)</p> <p>②サッカー ※新型コロナウイルス感染症の流行により中止としたが、直伝教室当選者を対象に、別日程で「トップアスリート直伝サッカーキッズマッチ」の名称で代替イベントを実施。 参加者56名(当選者100名)</p> <p>③バスケットボール (新型コロナにより中止、210人応募)</p>
3-4	4	キッズアスレティックス養成講座、スポーツコンダクター	<p>オリンピック出場選手らの専門指導員を小学校に招聘し、「跳ぶ」「投げる」「走る」の三要素を基本とした運動能力向上プログラムを実施します。</p> <p>また、小学校において体験プログラムを実施するほか、各小学校の体育教諭を対象に指導者育成講習会を開催し、小学校独自のプログラムを展開します。</p>	スポーツ推進課(旧東京オリンピック・パラリンピック担当課)	<p>【キッズアスレティックス】 全15回(14校実施) 延べ参加人数710人</p> <p>【スポーツコンダクター】 全4回(4校実施) 延べ参加人数643人</p>

3-4	5 ★	オリンピック・パラリンピック教育の推進及びレガシーの構築	<p>東京2020大会閉幕後も、自らの人格形成を促し、国際社会や地域社会の一員としてもつべき素質を育むために重要なオリンピック・パラリンピック教育を継続することで、子どもたちに「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の5つの資質を養い、東京2020大会で培われた教育資産をレガシーとして継承します。</p> <p>また、ハンガリー国競技団体が、北区の会場において、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ」を実施することを踏まえ、同国に関する調べ学習や選手との交流等を通じて、国際理解教育を推進します。</p>	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック・パラリンピック教育推進事業実施校：23校園 ・学校連携観戦プログラムは新型コロナウイルス感染拡大影響により代替プログラムを実施した。
3-4	6 ★	メディアコントロール	<p>小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒に対し、健全育成やネットトラブル等の未然防止を図るため、携帯電話やスマートフォンの使い方のルールを配布します。</p>	学び未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・「SNS北区ルール」の配布 →小学校4～6年生・中学校1～3年生及びその保護者（紙面で配布） ・「SNS北区ルール」を「北区ホームページ」で公開 ・令和4年度配布用「SNS北区ルール」の作
3-4	7 ★	いじめ防止の取組の徹底	<p>「北区いじめ防止条例」及び「北区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見と適切な対処、再発防止の徹底を図ります。また、関係機関と連携を図るため、「北区いじめ問題対策連絡協議会」を設置するほか、学識経験者や関係機関の代表者等による「北区いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめ防止等の対策の推進を図ります。</p>	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・北区いじめ問題対策連絡協議会の開催：1回/年 ・北区いじめ問題対策委員会の開催：1回/年

3-4	8 ★	北区サポートチーム	区立小・中学校の児童・生徒の生活指導上における個別の問題について、必要に応じて警察、児童相談所、育ち愛ほっと館等、複数の関係機関の担当者が連携して北区サポートチームを編成し、問題の解決を図ります。	教育指導課	北区サポートチーム協議会の開催：1回/年
3-4	9 ★	Q-Uの実施	区立小・中学校の児童・生徒全員を対象にQ-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を実施し、学校生活での満足度と意欲、学級集団の状況を確認し、いじめや不登校などの早期発見に努めます。	教育指導課	Q-Uの実施：2回/年
3-4	10 ★	いじめ相談ミニレター	いじめ相談ミニレターを区立小・中学校の児童・生徒に配布し、教員や保護者にも相談できない児童・生徒からの悩みごとや心配ごとの相談を受け、解決にあたります。	教育総合相談センター	年1回いじめ相談ミニレターを区立全小・中学校の児童・生徒に配布し、いじめ等の早期発見、適切な相談窓口に繋げるよう努めた。
3-4	11 ★	性の多様性への理解促進	性の多様性についての正しい理解と知識の普及啓発のため、区民向けに講座の実施やパンフレットの配布を行うとともに、相談体制の充実を図ります。	多様性社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・LGBT理解基礎講座「性別をこえて生きるということ～性の多様性から考えるダイバーシティ&インクルージョン～」を開催。参加者19名。 ・令和2年度に作成した区民向け啓発リーフレット「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）のことを知っていますか？～性の多様性について考えてみよう～」を、主催講演会及び講座の参加者に配布した。

3-4	12★	性教育の適切な実施	性教育については、学習指導要領に示された内容をすべての児童・生徒に確実に指導するとともに、現代的な課題を踏まえながら保護者の理解を得て必要な指導を行うなど、適切に実施します。	教育指導課	性教育モデル授業の実施：中学校1校
-----	-----	-----------	---	-------	-------------------

個別目標 (5) 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
3-5	1	専門相談事業（子ども家庭支援センター心理相談）	育てにくい子どもが虐待を受ける場合が多いことから、児童や保護者に対し臨床心理士が相談に応じます。	子ども家庭支援センター	896回/年
3-5	2	スクールカウンセラーの配置	児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを区立小・中学校全校に配置し、悩みを抱える児童・生徒への相談・支援を行います。	教育総合相談センター	スクールカウンセラーを区立小・中学校全校に配置した。うち、区費SCは13名である。 (実績) 相談件数 38,917件 (内訳) 小学校 28,690件、中学校 10,227件
3-5	3	スクールソーシャルワーカーの派遣	児童・生徒が抱えるいじめや不登校、家庭環境等の様々な課題の未然防止や早期発見、早期支援のため、スクールソーシャルワーカーを区立小・中学校全校に派遣し、学校や児童・生徒の生活圏内の社会資源との連携を図り、継続的かつ地域における一体的な支援を行っていきます。さらに、学校や地域の状況等を勘案し、中学校サブファミリーを単位とするスクールソーシャルワーカーの配置を視野に入れつつ、拡充を図っていきます。	教育総合相談センター	(人数) スクールソーシャルワーカー5名 (相談件数) 総数226件 (活動件数) 総数6,287件

3-5	4	放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進	「放課後子ども教室」「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」等の放課後対策事業を一体的におこない、小学校を会場として子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。放課後や土曜日、長期休業期間に、自由遊びのほか、勉強やスポーツ、地域住民との交流等の活動をとおして大勢の大人や他学年の児童とふれあうことにより、子どもたちの社会性や協調性を育む取組の充実を図ります。	子どもわくわく課	わくわく☆ひろば35校で実施。 学童クラブ79クラブ実施（内一体型72） 参加者数 延べ 658,926人/年
3-5	5★	学童クラブ巡回指導	特別な配慮を必要とする児童への対応として、必要に応じて児童の状況を学校と情報共有するほか、心理の専門職による巡回指導を推進します。	子どもわくわく課	学童クラブ（22人で実施） 375回/年
3-5	6★	わくわく☆ひろばの情報発信	わくわく☆ひろばの事業内容や取組、活動内容については、保護者会や各実行委員会において積極的に発信し、地域との連携を推進します。	子どもわくわく課	わくわく☆ひろば35校で実施
3-5	7	子どもセンター・ティーンズセンターへの移行	児童館を乳幼児親子の居場所機能を中心とした子どもセンターと中高生世代の居場所となるティーンズセンターとして整備し、子育て支援と子育て支援にかかる事業の充実を図るとともに、中高生世代の自己実現の場や社会体験の機会を提供し、地域と中高生世代をつなぐ場としての機能の充実を図ります。	子ども未来課	令和2年度から継続して、放課後子ども総合プランのさらなる一体的運営及び、子どもセンターへの移行について検討した。

施策目標

4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

個別目標

(1) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
4-1	1 ※	養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子ども家庭支援センター職員及びヘルパー派遣により育児・家事の援助または具体的な養育に関する指導助言等を実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。	子ども家庭支援センター	①職員による訪問：延べ620件 ②ヘルパー派遣：30家庭 延べ85件 合計 705件
4-1	2	要保護児童への対策及び配偶者からの暴力防止連絡協議会との連携	要保護児童対策地域協議会を開催し、子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所を始めとした関係機関が情報を共有しながら連携を一層推進し、要保護児童などへの適切な対応を図ります。また、配偶者からの暴力防止連絡協議会との合同開催により、関係機関相互の連携を図り、被害者の早期発見・支援等を検討するとともに、将来子どもたちが新たな加害者・被害者とならないよう、意識づくりへの予防啓発に取り組めます。	子ども家庭支援センター 多様性社会推進課	①配偶者からの暴力防止連絡協議会代表者会議 1回 ②配偶者からの暴力防止連絡協議会実務者会議 1回 ③個別ケース会議延べ75件 ④居所不明児童対策会議 1回 ⑤母子保健連絡会 3回 ⑥児童相談所との連携 12回
4-1	3	養育支援家庭のための産前・産後育児サポート講座	養育支援を必要とする家庭を早期に把握して、居場所づくり・仲間づくりをすすめて、子育ての孤立化を防止し、児童虐待の未然防止を図ります。	子ども家庭支援センター	10回開催 延べ88人参加
4-1	4	ペアレントトレーニング事業	子育てに不安感を抱いたり、子どもへの対応の仕方がわからない保護者に対し、ペアレントトレーニングを実施し、子育て力を向上させ、安定した親子関係を育み、児童虐待の未然防止を図ります。	子ども家庭支援センター	①講演会 1回 37人出席 ②プログラム 6回コース 8家庭 8人参加

個別目標 (2) 障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
4-2	1	児童発達支援センター	障害またはその疑いのある児童に対して、相談から療育までの総合的な支援を行うとともに、地域の中核的な施設として保育所等訪問支援事業や区民に障害理解の啓発活動など、地域支援に取り組みます。また、児童発達支援事業である「子ども発達支援センターさくらんぼ園」を令和3年度に地域の中核的な療養支援施設である児童発達支援センターとして整備します。	子ども家庭支援センター	児童発達支援利用契約者71人 新規相談件数579件 専門相談件数168件 障害児相談支援事業契約件数67件
4-2	2 ★	小・中学校特別支援学級の設置	一人ひとりの児童・生徒に応じた多様な学びの場の充実を図るため、小・中学校に知的障害及び自閉症・情緒障害を対象とした特別支援学級の設置を進めていきます。	教育総合相談センター	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月に、王子桜中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置した。 令和3年4月に、堀船中学校に知的障害特別支援学級を設置した。
4-2	3 ★	小・中学校巡回指導・専門家チームの派遣	障害特性を踏まえた適切な把握や障害に応じた適切な指導内容・方法に関し、学校及び担当教員を対象に効果的な指導や助言・支援を行うため、教育総合相談センターの特別支援教育指導員や心理士等で構成される巡回指導・専門家チームを派遣します。	教育総合相談センター	児童・生徒の障害特性に応じた適切な指導内容や方法等への助言を目的として、学校からの要請を受けての「派遣」を実施した。 (令和3年度実績) 派遣0回

4-2	4	障害児通所支援事業 (児童発達支援)	乳幼児健診等で心身の発達に遅れやつまずき、あるいは疑いが認められた児童に対して、児童発達支援事業所において日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。また、医療的ケア児のニーズに対応するため、重症心身障害児を対象とした事業所の誘致を図ります。	障害福祉課	利用者数 延3,677人/年
4-2	5	障害児通所支援事業 (放課後等デイサービス)	通学中の障害児に対して、放課後や学校休業日に放課後等デイサービス事業所において生活能力向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。また、医療的ケア児のニーズに対応するため、重症心身障害児を対象とした事業所の誘致を図ります。	障害福祉課	利用者数 延5,118人/年
4-2	6 ★	北区重症心身障害児 (者)等在宅レスパ イト事業	在宅生活を送られている医療的ケアの必要な重症心身障害児等を介護されている家族等の一時休息やリフレッシュを図ることを目的として、訪問看護師が自宅等に出向き、一定時間家族の代わりに見守りを行います。	障害福祉課	登録者数 18人 利用回数 延156回/年
4-2	7 ★	教育・保育施設における巡回指導員の派遣	障害児の教育・保育を推進するため、保育園、幼稚園・認定こども園に巡回指導員を派遣します。	教育総合相談センター 子ども未来課 保育課	【保育園】 (47人で実施) 678回/年

個別目標 (3) ひとり親家庭への支援

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
4-3	1	ひとり親家庭等相談支援事業（そらまめ相談室）	ひとり親家庭の保護者等へ生活一般の悩み事に対する助言や、関係機関、各種支援策の情報提供等の相談支援を行います。また、カウンセラーの資格等を有する者を常時配置するほか、家計相談や養育費等の法律相談に対応するため、ファイナンシャルプランナーや弁護士を配置するなど、より専門的な相談にも対応する体制を推進します。	子ども未来課	ひとり親家庭等相談室（そらまめ相談室） ・相談支援 面接相談：367件（うち、家計相談：31件、法律相談：47件《内、オンライン相談21件》、その他相談289件《内、オンライン相談27件》） 電話相談 35件 メール相談 101件
4-3	2 ★	ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業	ひとり親家庭の生活や就労を支援する講習会の実施や、ひとり親家庭がお互いの悩みを打ち明け、相談しあう機会となるイベント等を実施します。	子ども未来課	就労支援講習会 ・開催回数 1回 ・参加者 2名 オンラインにて開催 ひとり親家庭のための交流会 ・開催回数 1回 ・参加者 2名

4-3	3	ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供	迅速かつきめ細やかな対応をめざして、相談体制を充実させるとともに、施策や取組について北区ニュースやホームページで情報提供を行います。	生活福祉課 子ども未来課	<p>【生活福祉課】</p> <p>①ひとり親（母子・父子）家庭相談 母子自立支援員3名（正規3名）体制で実施。</p> <p>・相談件数 生活一般：114件/年 児童：56件/年 生活援護：47件/年 その他：34件/年 合計 251件</p> <p>【子ども未来課】</p> <p>②ひとり親家庭等相談室（そらまめ相談室）</p> <p>・相談支援 面接相談：367件（うち、家計相談：31件、法律相談：47件《内、オンライン相談21件》、その他相談289件《内、オンライン相談27件》） 電話相談 35件 メール相談 101件</p> <p>③ひとり親家庭支援サービスPR事業</p> <p>・ひとり親世帯向けパンフレット（北区ひとり親応援ガイドブック）の配布（発行数：3,500部） ・そらまめ相談室の案内チラシ配布（発行数：2,000枚）</p>
4-3	4	ひとり親家庭の親の就業促進	ハローワーク等と連携して就労支援を行うとともに、就業に向けて教育訓練講座への参加や資格取得などを支援し、ひとり親家庭の生活の自立に向けた支援を推進します。また、ひとり親家庭に対して、自立支援給付金事業を実施します。	生活福祉課	<p>母子自立支援プログラム：1件/年 自立支援教育訓練給付金事業：2件/年 高等職業訓練促進給付金：9件/年 （訓練促進給付金7件、訓練修了支援給付金2件） 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業：2件/年 （受講修了時給付金1件、合格時給付金1件）</p>

4-3	5 ★	北区居住支援協議会	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者等住宅の確保に配慮を要する者）が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、住宅確保要配慮者または民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供や、その他の必要な支援について協議を行います。	住宅課	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度東京都北区居住支援協議会総会開催（書面開催） （議題：東京都北区居住支援協議会会則の改正について、令和4年度の取組みについて 報告：居住支援に係る包括連携に関する協定の締結について、住宅確保要配慮者の補償サービス付き・見守り電球初回登録料助成事業の実績報告、大家さんアンケートの結果報告等）
4-3	6	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親または父か母が障害のある家庭で、18歳に達した日の属する年度の末日（児童が障害の場合は20歳未満）まで、保険適用医療費自己負担分の全額または一部を区が負担します。	子ども未来課	受給世帯数：1,411世帯 受給者数：2,002人
4-3	7	児童扶養手当の支給	18歳に達した年度末までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）のいるひとり親家庭または父か母が重度の障害を有する家庭に手当を支給します。	子ども未来課	受給者数：1,456人（内、父子世帯70人）
4-3	8	児童育成手当の支給	18歳に達した年度末までの児童を養育するひとり親家庭または父か母が重度の障害を有する家庭及び20歳未満の障害児を養育する家庭に手当を支給します。（都制度）	子ども未来課	育成手当受給児童数：2,754人 障害手当受給児童数：189人（内、併給48人）

個別目標 (4) 生活困窮家庭への支援

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
4-4	1★	生活困窮・ひとり親家庭等の小学生の学習支援事業	「生活困窮者自立支援法」に基づき、貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯及びひとり親家庭等の小学生に対する学習支援事業を行います。	生活福祉課	参加者：64人（実人数） 会場：6か所
4-4	2	生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業	経済的な理由やひとり親世帯等、家庭の事情により、家庭での学習が困難な子どもに対し、学習意欲や学力の向上のために、子どもの状況に寄り添った学習の場を提供します。	子ども未来課	生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業（みらいきた） ・実施場所 7会場（8教室） ・実施回数 計311回 ・受講者 220名
4-4	3	自立支援プログラム（次世代育成支援プログラム）	生活保護世帯で中学生・高校生の子どもの持つ保護者に塾費用を助成することにより、保護者と子どもの進級や進学意識を高め、高校・大学入学までの継続支援と子どもの社会的自立を促します。	生活福祉課	中学1年生 4件 中学2年生 5件 中学3年生 13件 高校1年生 5件 高校2年生 9件 高校3年生 6件 大学等受験料 9件
4-4	4★	就学援助	経済的理由によって児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、義務教育に必要な費用（給食費や学用品費など）の一部を支給します。	学校支援課	認定者 小学校：2,166人 中学校：1,188人 合計：3,354人（区域外通学者のぞく）

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

個別目標 (5) 多文化共生に向けた支援

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
4-5	1 ★	日本語適応指導教室	日本語指導や学校生活適応指導を中心に、帰国児童・生徒、外国人児童・生徒の実態に即した指導を行い、自己のもつ能力や特性を十分に発揮させ、集団生活によりよく適応できるよう支援していきます。また、日本語指導を担当する教員研修の内容の改善・充実を図ります。	学校支援課 教育総合相談センター	<ul style="list-style-type: none"> 日本語学級設置校数：5校（8学級／小学校5クラス、中学校3クラス） 日本語適応指導員派遣の対象児童生徒数：49名 日本語適応指導教室担任研修：3回/年
4-5	2 ★	はぴママ面接・乳幼児健診等における妊婦や保護者への対応	はぴママ面接・乳幼児健診等においては、使用する問診票や案内について正しく理解してもらうため、多言語による問診票等を作成していくとともに、タブレット端末による通訳システムを導入します。	健康推進課	<p>タブレット端末による通訳システムや多言語で作成した問診票等を活用し、正しい理解に努めた。</p> <p>外国語通訳実績：37件</p>
4-5	3 ★	区立小・中学校や保育園等における通訳派遣	区立小・中学校や保育園等において、保護者や子どもが手続や相談をする際の支援として、通訳を派遣します。	総務課	<p>82件</p> <p>【参考】保育園：0件、幼稚園：26件、小学校：29件、中学校：26件、子ども未来課：1件</p>
4-5	4 ★	やさしい日本語研修	外国人とのコミュニケーションを図るためのツールとして、「やさしい日本語」の活用を推進します。	総務課	<p>一般職員向け 3回、教職員向け 1回 受講者 計170名</p>

施策目標 5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり
個別目標 (1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
5-1	1	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランスの取組や推進方法等に役立つ情報について、講座や情報誌等で周知活動を行います。	多様性社会推進課	・ワーク・ライフ・バランス講演会「育児を知って、社会を変える～男性が取れば、育休が変わる～」を開催。参加者数18名。
5-1	2 ★	働き方に対する意識改革	男性も女性も共に家事・育児の担い手として活躍できるよう、女性だけでなく男性の育休取得も促進するなど、働き方の見直しについての啓発を企業（企業経営者・人事労務管理者等）に働きかけていきます。	多様性社会推進課	・北区さんかく大学「ケアとジェンダー～ケア役割のジェンダー不平等を見直し、新たな可能性を模索する～」(連続5回講座)を開催。参加者延べ122名。 ・ワーク・ライフ・バランス講演会「育児を知って、社会を変える～男性が取れば、育休が変わる～」を開催。参加者数18名。 (再掲)
5-1	3 ★	区職員へのワーク・ライフ・バランス推進	区職員に対して、特定事業主行動計画に基づき、育児の日やノー残業デーを設定するなど、区が率先してワーク・ライフ・バランスを推進します。	職員課	毎月19日(「育児の日」)に庁内ポータルで、職員の両立支援制度等の情報発信を実施 7月はノー残業デー(毎週水・金曜日)に合わせて、庁内放送を実施

個別目標 (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
5-2	1	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進	ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業等を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」と認定し、広く区内にPRすることにより、ワーク・ライフ・バランスの啓発及び推進を図ります。また、認定企業に対し、認定年度の次年度に取組状況確認及び助言等のために、企業フォローアップ訪問を行います。	多様性社会推進課	新型コロナウイルス感染症拡大を鑑み、令和3年度から事業を休止した。
5-2	2	アドバイザー派遣制度の推進	ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする企業や、ワーク・ライフ・バランスの取組をさらに向上させようとする企業に、専門のアドバイザーを派遣します。	多様性社会推進課	・新型コロナウイルス感染症拡大により申請がなかったため、派遣実績なし

個別目標 (3) 男女が共に担う子育ての推進

施- 個	No.	事業名	事業内容	所管課	令和3年度実績
5-3	1	みんなで育児応援プロジェクト事業	地域における子育て支援の輪を広げ、多世代が育児に関わる環境づくりを推進するため、育児に関する講座やワークショップ等を実施していきます。	多様性社会推進課 子ども未来課	・新型コロナウイルス感染症拡大により事業実績なし

5-3	2	父親への支援事業	<p>子どもセンター（児童館）において、父親向けの支援事業や親育ちサポート事業を実施し、父親の育児参加を支援します。また、これらの講座を通して、父親同士のコミュニケーションの場を提供し、ネットワークづくりのきっかけをつくります。</p>	子ども未来課	<p>児童館（子どもセンター）において、親育ちサポート事業を実施。 →下記項目を参照 1-3-2 親育ちサポート事業</p>
-----	---	----------	--	--------	--

「北区子ども・子育て支援計画2020」令和3年度実績報告 子ども・子育て支援事業計画

資料1-2
子ども・子育て会議資料
令和4年12月20日
子ども未来部子ども未来課

1 幼児期の学校教育・保育

(1) 保育園・認定こども園(保育利用分)地域型保育

■北区全域

(単位:人)

		1年目 (令和2年度 令和2年4月1日現在)			2年目 (令和3年度 令和3年4月1日現在)			3年目 (令和4年度 令和4年4月1日現在)			4年目 (令和5年度 令和5年4月1日)			5年目 (令和6年度 令和6年4月1日)			
		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		
		3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
計画 数値	量の見込み	4,492	3,388	701	4,629	3,356	719	4,592	3,441	736	4,564	3,529	755	4,573	3,614	770	
	確保 方策	特定教育・ 保育施設※	4,992	3,189	709	5,230	3,281	721	5,230	3,281	721	5,230	3,281	721	5,230	3,281	721
		特定地型保 育事業※	0	277	116	0	277	116	0	277	116	0	277	116	0	277	116
		認可外保育 施設等	0	88	26	0	88	26	0	88	26	0	88	26	0	88	26
実績	保育利用の希望者	4,664	3,711	802	4,771	3,669	777	4,858	3,653	679							
	確保 実績	特定教育・ 保育施設※	5,035	3,272	707	5,224	3,316	721	5,363	3,358	725						
		特定地型保 育事業※	0	263	103	0	248	97	0	259	98						
		認可外保育 施設等	0	88	26	0	80	24	0	72	19						
待機児数		5	61	13	0	14	4	0	16	0							

■赤羽地域

(単位:人)

		1年目 (令和2年度 令和2年4月1日現在)			2年目 (令和3年度 令和3年4月1日現在)			3年目 (令和4年度 令和4年4月1日現在)			4年目 (令和5年度 令和5年4月1日)			5年目 (令和6年度 令和6年4月1日)			
		2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
		3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
計画 数値	量の見込み	1,843	1,373	265	1,902	1,337	272	1,878	1,372	279	1,859	1,407	286	1,843	1,441	292	
	確保 方策	特定教育・ 保育施設※	2,173	1,291	288	2,277	1,335	297	2,277	1,335	297	2,277	1,335	297	2,277	1,335	297
		特定地型保 育事業※	0	64	30	0	64	30	0	64	30	0	64	30	0	64	30
		認可外保育 施設等	0	56	18	0	56	18	0	56	18	0	56	18	0	56	18
実績	保育利用の希望者	1,982	1,512	300	2,055	1,481	316	2,053	1,494	247							
	確保 実績	特定教育・ 保育施設※	2,189	1,332	288	2,289	1,341	297	2,322	1,361	304						
		特定地型保 育事業※	0	61	22	0	47	19	0	58	20						
		認可外保育 施設等	0	56	18	0	52	17	0	48	13						
待機児数		2	15	5	0	5	1	0	7	0							

■王子地域

(単位:人)

		1年目 (令和2年度 令和2年4月1日現在)			2年目 (令和3年度 令和3年4月1日現在)			3年目 (令和4年度 令和4年4月1日現在)			4年目 (令和5年度 令和5年4月1日)			5年目 (令和6年度 令和6年4月1日)			
		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		
		3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
計画数値	量の見込み	1,633	1,168	227	1,677	1,159	235	1,661	1,197	242	1,632	1,236	250	1,641	1,274	257	
	確保方策	特定教育・保育施設※	1,653	1,099	244	1,653	1,099	244	1,653	1,099	244	1,653	1,099	244	1,653	1,099	244
		特定地型保育事業※	0	95	36	0	95	36	0	95	36	0	95	36	0	95	36
		認可外保育施設等	0	32	8	0	32	8	0	32	8	0	32	8	0	32	8
実績	保育利用の希望者	1,556	1,201	271	1,578	1,191	207	1,561	1,116	226							
	確保実績	特定教育・保育施設※	1,663	1,121	244	1,695	1,122	244	1,659	1,102	238						
		特定地型保育事業※	0	95	36	0	99	37	0	99	37						
		認可外保育施設等	0	32	8	0	28	7	0	24	6						
待機児数		3	14	3	0	0	0	0	0	0							

■滝野川地域

(単位:人)

		1年目 (令和2年度 令和2年4月1日現在)			2年目 (令和3年度 令和3年4月1日現在)			3年目 (令和4年度 令和4年4月1日現在)			4年目 (令和5年度 令和5年4月1日)			5年目 (令和6年度 令和6年4月1日)			
		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		
		3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
計画数値	量の見込み	1,016	847	209	1,050	860	212	1,053	872	215	1,073	886	219	1,089	899	221	
	確保方策	特定教育・ 保育施設※	1,166	799	177	1,300	847	180	1,300	847	180	1,300	847	180	1,300	847	180
		特定地型保 育事業※	0	118	50	0	118	50	0	118	50	0	118	50	0	118	50
		認可外保育 施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実績	保育利用の希望者	1,126	998	231	1,138	997	254	1,244	1,043	206							
	確保実績	特定教育・ 保育施設※	1,183	819	175	1,240	853	180	1,382	895	183						
		特定地型保 育事業※	0	107	45	0	102	41	0	102	41						
		認可外保育 施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
待機児数		0	32	5	0	9	3	0	9	0							

2 地域子ども・子育て支援事業

事業名(行動計画 No)	事業の概要	(参考)令和6年度の量の見込みと確保方策	令和3年度の実施状況など
① 利用者支援事業 (1-2-3)	子ども子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。	確保方策:4か所	子育て家庭や妊産婦のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業など、来館及び電話にて対応した。実施施設4か所。 「特定型」1か所 来館者:2,174人 電話:1,864人 計 4,035人 「母子保健型」3か所 面接者:2,648人
② 地域子育て支援拠点事業 (1-2-1、1-2-11、2-1-3)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	量の見込み:306,110人回 確保方策:306,110人回	<p>【子ども家庭支援センター】</p> <p>子ども家庭支援センターでは、親子で過ごす場所の提供、子どもの育ちや接し方などの講座の実施、子育ての情報提供を行う「ひろば事業」を実施。また児童虐待の通告窓口として、関係機関と連携して早期発見・早期対応を務めた。 来館者数:延べ17,262人、ひろば事業:延べ13,393人、相談等対応数:27,840件、児童虐待受理件数717件</p> <p>【児童館】</p> <p>児童館(子どもセンター)において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談を実施。また、拠点の児童館(子どもセンター)において、専門相談員による子育て相談を実施。 全児童館(子どもセンター)・児童室で実施 専門相談件数延べ6,133件 来館保護者数133,448人</p>

<p>③ 妊婦健康診査 (1-4-2)</p>	<p>妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。</p>	<p>量の見込み:41,136 人回 確保方策:41,136 人回</p>	<p>母子手帳交付時に、妊婦健康診査受診券を交付している。 母子手帳交付実績 2,979 件、対象者数 2,979 人 延 33,684 人 産婦健康診査受診者数 2,369 人</p>
<p>④ 乳児家庭全戸訪問事業 (1-4-6)</p>	<p>生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。</p>	<p>量の見込み:2,859 人 確保方策:2,859 人</p>	<p>生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問している。 3 月末現在の訪問家庭数・・・2,116 件 妊産婦訪問人数 延べ 2,198 人 新生児訪問人数 延べ 2,166 人</p>
<p>⑤ 養育支援訪問事業 (1-4-10、4-1-2)</p>	<p>子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することによって、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。</p>	<p>量の見込み:921 人 確保方策:921 人</p>	<p>・養育困難家庭への養育支援訪問事業 虐待リスクの高い家庭に対し、子ども家庭支援センターの職員が自立支援計画を作成し、具体的な援助やアドバイスを行うためヘルパーを派遣する事業 派遣実績:30 家庭 延べ 85 人 ・職員による養育支援訪問事業(子ども家庭支援センター) 訪問件数:延べ 620 人 合計 705 人</p>

<p>⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ) (1-1-4)</p>	<p>保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、子どもを児童福祉施設で一時的に預かる。</p>	<p>量の見込み:1,003 人日 確保方策:1,073 人日</p>	<p>ショートステイの利用件数:延べ 89 人 ※実施場所:星美ホーム ※対象:区内在住の2歳以上 12 歳(小学 6 年生)までの児童</p>
<p>⑦ ファミリー・サポート・センター事業(就学児童) (2-1-10)</p>	<p>育児の支援を受けたい乳幼児や小学生のいるファミリー会員と、育児の支援を行うサポート会員との有償の相互援助活動に関する連絡、調整を行う。</p>	<p>量の見込み:4,513 人日 確保方策:4,608 人日</p>	<p>サポート利用総数:延べ 2341 人 夕方から夜間にかけての子どもの習い事等の援助や学童保育の送り迎え帰宅後の預かりが多い。 ※ファミリー会員数:3,662 世帯、サポート会員数:527 人 (令和 4 年 3 月 31 日現在)</p>
<p>⑧ 一時預かり事業 ※幼稚園の一時預かり保育、保育園の一時保育・緊急保育、ファミリー・サポート・センター(就学前児童)、トワイライトステイ (1-1-5,1-1-11、1-1-12)</p>	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園、認定こども園、私立幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育・養育を行う。 新制度の一時預かり事業には、現行の預かり保育(幼稚園)、一時保育(保育園)を基本としつつ、幼稚園等での主に園児を対象にした一時預かり(「幼稚園型」という。)や保育園等の空き定員を利用した一時預かり(「余裕活用型」という。)等、いくつかの種類がある。</p>	<p><幼稚園・認定こども園の1号> 量の見込み:192,582 人日 確保方策:192,582 人日 <上記以外> 量の見込み:43,867 人日 確保方策:36,130 人日</p>	<p>【私立幼稚園・私立幼認定こども園(幼稚園型)】区内の私立幼稚園では、23 園にて教育時間前後に在園児の預かり保育を実施。延べ利用者数 82,636 人 【保育園】区立保育園(指定管理園)15 園、私立保育園 53 園、地域型保育事業所2園で空き定員を活用した一時預かり保育を実施。 延べ利用者数 1,888 人。また、区立直営保育園 28 園で緊急保育を実施。延べ利用者 126 人 【ファミリー・サポート・センター事業(就学前児童)】サポート利用総数は延べ 3712 件。利用理由は、保育園・幼稚園の迎え及び預かりが多い。保育所等施設入所前の援助や、産前(出産)・産後上の子どもの援助、保護者の育児困難時の援助が増加傾向である。 【トワイライトステイ】利用実数は延べ 22 人 ※実施場所:星美ホーム※対象:区内在住の2歳以上 12 歳(小学 6 年生)までの児童</p>

<p>⑧ 延長保育事業 (1-1-13)</p>	<p>保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する。</p>	<p>量の見込み:1,716 人 確保方策:1,770 人</p>	<p>区立保育園(直営、指定管理園)25 園、私立保育園 50 園、地域型保育事業所20 園で延長保育を実施。 月極め利用者数:区立保育園 276 人、私立保育園 269 人、地域型保育事業所 9 人</p>
<p>⑨ 病児病後児保育事業 (1-1-17)</p>	<p>病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う。</p>	<p>量の見込み:3,540 人日 確保方策:4,420 人日</p>	<p>キッズタウン東十条(定員4名、延べ利用者数 286 人)で病後児保育、東京北医療センター(定員4名、延べ利用者数 169 人)、にじいろ保育園志茂(定員 5 名、延べ利用者数 77 名)、都立駒込病院(定員 2 名、延べ利用者数 15 名)で病児・病後児保育を実施。</p>
<p>⑩ 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ) (1-1-2)</p>	<p>就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る。</p>	<p>(1~3年生まで) 量の見込み:3,127 人 確保方策:3,565 人</p>	<p>学童クラブ(学童クラブ数 79)の運営を実施。定員 3,325 人 令和 3 年度 3 月末 ※登録児童数 2,772 人</p>
<p>⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (1-5-13)</p>	<p>保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。</p>	<p>-</p>	<p>支給額 区立:給食費(副食材料費)0円、教材費・行事費等 16,800 円 私立※:給食費(副食材料費)17,551,175 円、教材費・行事費等 30,000 円 ※新制度に移行していない幼稚園(未移行幼稚園)の低所得世帯、及び第 3 子以降が対象</p>
<p>⑬ 多様な主体が本制度に参加することを促進するための事業</p>	<p>特定教育・保育施設、特定地域型保育事業への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。</p>	<p>-</p>	<p>実施の可否を含め検討中。※国が示している事業内容 ①新規参入事業者に対し、事業開始前の事業運営や事業実施に関する相談・助言、事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの実地支援・助言などを行う。 ②私学助成や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する。</p>

北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）
令和3年度実績報告

【資料2-1】
子ども・子育て会議資料
令和4年12月20日
子ども未来部子ども未来課

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度 事業実績
施策1 乳幼児期の子ども の育ち、成長の支援	1 乳幼児期の子ども の育ち、成長の支援		1	●	小学校教育への連続性を重視した就学前の教育・保育の質の向上 【重点検討項目】	乳幼児期の子どもが、人間形成の基礎を育む環境を整えるため、質の高い就学前の教育・保育の提供を図ります。また、幼児教育から小学校教育への子どもの発達と学びの連続性を重視した円滑な接続に向けた取組みを推進します。	1		
				●	1-1 きらきら0年生応援プロジェクトの推進 (幼児教育の質の向上) (学齢期への円滑な接続)	幼児教育から小学校教育への連続性を重視し、円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園と小学校との連携・交流事業を実施するとともに、保護者を対象に「小学校入学前子育てセミナー」を開催します。また、「北区保幼小交流プログラム・保幼小接続期カリキュラム」の活用を推進・拡大するために幼児教育施設にコーディネーターを派遣し、幼児教育の質の向上を図ります。	2	教育政策課	①交流実施 小学校：区立17校 保育園：区立16園、私立10園 幼稚園・こども園：区立5園、私立1園 ②担任研修会 3歳児担任研修(年1回・69名) 4歳児担任研修(中止) 5歳児・小学校1年生担任研修(中止) ③小学校入学前子育てセミナー(中止) ④コーディネーター派遣 公私立保育園幼稚園16園
				●	1-2 保育所待機児童解消の取組みの推進	待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら施設整備を計画的に推進します。	3	子ども未来課子ども施設係	令和4年4月期においては、対前年度比197名の受入数増を行った。(令和4年4月時点の利用定員9,894人)
				●	1-3 区立認定こども園の開設	就学前教育のさらなる充実を図るとともに、区民ニーズに積極的に応えるため、幼稚園機能、保育所機能、地域の子育て支援機能を併せ持つ「認定こども園」の開設を、モデル実施として、平成29年度に1園を開設します。	4	学校支援課	令和3年1月に「令和2年度東京都北区認定こども園検討委員会報告」を取りまとめ、区立うめのき幼稚園の場所で新たな認定こども園を設置する方針を決定した。うめのき幼稚園の認定こども園移行のために必要となる園舎増築にあたり、当該敷地は路地状敷地であり、東京都建築安全条例上の制約があることが判明したため、課題の解決に向けて実務担当者による詳細な検討を進めた。
				●	2 児童館の子どもセンターへの移行の推進 【重点検討項目】	児童館の子どもセンターへの移行を推進し、乳幼児親子が一日過ごせる居場所の提供を図るとともに、乳幼児の年齢にあわせた活動プログラムの提供や専門相談員による相談事業などを行い、子どもの育ちと親育ちをささえます。	5	子ども未来課	令和2年度から継続して、放課後子ども総合プランのさらなる一体的運営及び、子どもセンターへの移行について検討した。

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度事業実績
施策1 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援	1 ・乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援		3		保育園、幼稚園等の保育料の負担軽減	所得状況等に応じた保育料設定や子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の保育料の負担軽減、認証保育所等の保育料の一部補助等を行います。	6	学校支援課	令和元年度より幼児教育・保育料の無償化が始まり保育料が無償となった。
			3		保育園、幼稚園等の保育料の負担軽減	所得状況等に応じた保育料設定や子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の保育料の負担軽減、認証保育所等の保育料の一部補助等を行います。	7	子ども未来課子ども施設係	【私立幼稚園】 令和元年10月から教育・保育の無償化が実施。施設等利用費と保護者負担軽減補助金の合算金額を補助金として交付。 ①施設等利用費：全園児に月額25,700円(上限)の補助 ②保護者負担軽減補助金：世帯の所得状況、子どもの区分(第1子、第2子等)に応じて月額5,300円～14,300円(上限)の補助
					保育園、幼稚園等の保育料の負担軽減	所得状況等に応じた保育料設定や子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の保育料の負担軽減、認証保育所等の保育料の一部補助等を行います。	8	保育課	・国の幼児教育・保育無償化に伴い、3～5歳児のすべての児童及び0～2歳児の住民税非課税世帯の児童の保育料を無償化した。 実人数 3～5歳児：4,760人 0～2歳児：206人 ・多子判定に係る子どもの年齢制限を撤廃し、第二子を第一子料金の半額、第三子を無償とした。 実人数：967人 ・認証保育所等の保育料の一部補助 延人数：944人
			1		児童発達支援センター	就学前の発達に課題、または障害の疑いのある乳幼児に対し、相談から療育までの総合的な支援を行います。(児童発達支援事業、相談支援事業)	9	子ども家庭支援センター	児童発達支援利用契約者71人 新規相談件数579件 専門相談件数168件 障害児相談支援事業契約件数67件
			2		保育園の特別支援児保育	公私立保育園において、適正に職員を配置し、児童の発達の状況に応じた保育を行います。	10	保育課	区内認可保育所78園で実施 公立直営保育園：63名 指定管理・私立保育園、私立認定こども園(保育部分)：148名
			3		幼稚園の特別支援児受け入れ	区立幼稚園において、わずかな手助けがあれば集団の中で他の幼児と一緒に園生活を送ることができる特別な支援を必要とする幼児を受け入れます。また、私立幼稚園でも、特別支援対象児の受け入れを行います。	11	学校支援課	区立幼稚園において、わずかな手助けがあれば集団の中で他の幼児と一緒に園生活を送ることができるとして特別な支援を必要とする幼児を「入園指導委員会」において判定後、受け入れた。
	2 ・発達に課題のある乳幼児への支援								

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度事業実績				
施策1 子どもの育ち、成長の支援	2. 発達に課題のある乳幼児への支援		4		障害児保育巡回指導員の派遣	障害児の保育を推進するため、保育園及び学童クラブへ巡回指導員を派遣します。また、私立幼稚園にも巡回指導員を派遣します。	12	子どもわくわく課	学童クラブ(22人で実施) 375回/年				
							13	保育課	(47人で実施)763回/年				
							14	子ども家庭支援センター	私立幼稚園11園に実施 延30回				
施策2 学校教育における学び、成長の支援	1. 家庭環境や経済状況に左右されない学力保障の推進		1	●	確かな学力向上プロジェクトの推進【重点検討項目】	すべての児童・生徒の基礎的・基本的な学力の向上を図るため、少人数・習熟度別指導や放課後補習の充実、学力調査の分析結果等を基にした授業改善の推進などの取組みを推進します。	15						
							●	1-1	学力パワーアップ事業	基礎学力定着のため、小・中学校に非常勤講師を配置しティーム・ティーチング等による学習支援を行います。	16	教育指導課	全区立小・中学校で実施。 <会計年度任用職員配置数> 小学校:110人 中学校:24人
							●	1-2	学力フォローアップ教室	早い段階での学習のつまづきを解消するため、小学3、4年生を対象に、週1回程度、外部指導員による放課後補習教室を実施します。	17	教育指導課	平成28年度より全小学校で実施。 平成30年度より、小5～6年生を対象を拡大。平成30年度は12校、令和元年度は24校でモデル実施し、令和2年度より全小学校で実施。
							●	1-3	中学校スクラム・サポート事業	家庭学習アドバイザー(外部講師)が、希望する生徒に対し、個別に家庭学習教材を作成し、個別指導を行い、生徒の学習習慣の定着や学習意欲の向上を図ります。	18	教育指導課	家庭学習アドバイザーは緊急的な財源対策により令和2年度で事業終了
							●	1-4	本気でチャレンジ教室	中学生の基礎学力と学習習慣の定着のため、夏季休業中に習熟度別の集中講座を実施します。	19	教育指導課	緊急的な財源対策により令和2年度で事業終了
							●	1-5	夢サポート教室	希望する進路の実現を支援するため、中学3年生を対象に学校で、土曜日等に民間教育機関による受験対策ゼミを実施します。	20	教育指導課	平成30年度で事業終了 (中学生の学習支援事業が、令和元年度から中学3年生まで対象となったため。)
			2		基礎・基本の定着度調査	小学2～6年生及び中学校全学年で「基礎・基本の定着度調査」を実施して学力の定着度を把握するとともに、結果分析を通じて各校独自の授業改善推進プランを作成し、児童・生徒の確かな学力の定着を図ります。	21	教育指導課	年1回実施(4月)				

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度事業実績	
施策2 学校教育における学び、成長の支援	況に1 左右され ない家庭 環境や学 力経済保 障の推進		3		理科支援員配置事業	小・中学校に理科支援員を配置し、実験活動の教員支援等を行って理科授業の活性化及び充実を図ります。	22	教育指導課	全小中学校に配置	
			4		英語が使える北区人事業	小・中学校へ外国語指導助手(ALT)を配置し、児童・生徒の英語に触れる機会を積極的に増やすとともに児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成します。	23	教育指導課	<ALT配置小学校> 1~2年 20時間/年 3~6年 35時間/年 <中学校> 1~2年 35時間/年 3年 25時間/年	
	2 豊かな心を育む多様な体験活動、キャリア教育の充実			1		自然体験活動の充実	岩井移動教室や夏季施設などで自然体験活動を行い、自然や文化に親しみ情操を豊かにするとともに、集団生活を行うことにより、自立心・公德心・協調性などを育成します。	24	学校支援課	4年移動教室 中止(日帰り代替活動) 5年自然体験教室 12校実施、23校中止 実施場所: 北区立岩井学園 参加児童数: 712人 6年夏季施設 2~3月に延期 実施場所: 日光湯元周辺 参加児童数: 1,905人
				2		イングリッシュ・サマーキャンプ	英語によるコミュニケーション能力や異文化を理解し尊重する態度等を育むため、中学2年生を対象として、夏季に外国人留学生との国際交流キャンプを実施します。	25	学校支援課	教育課程の移動教室として位置付け、名称をイングリッシュキャンプに変更し、12~1月に岩井学園にて実施(8校実施、4校中止)。 実施場所: 千葉県南房総市 生徒参加数: 952人(参加率92.6%) 外国人留学生: 93名(33の国と地域)
				3		スーパーサイエンススクール	小・中学生、高校生を対象に、科学やものづくりへの興味・関心を育てる場として、大学等と連携して専門的な講座を実施します。	26	生涯学習・学校地域連携課	大学や研究所等との連携講座を計5回実施。他区との共催講座は感染症対策のため開催中止。
				4		キャリア教育の実施	社会的自立・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、小・中学校における教育活動をキャリア教育の視点で捉え直し、職場体験の実施などそれぞれの発達段階に即した継続的な指導を実施します。	27	教育指導課	・キャリア教育は、全区立小・中学校で実施。 ・青森県東通村への宿泊を伴う職場体験(浮間中)は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止し代替交流事業を行った。
				5		北区中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業【再掲】	中学生・高校生が、将来あらゆる分野の職業にチャレンジできるよう、職業選択の一つの機会として、様々な職業分野で活躍している方を講師派遣します。その仕事を選択した理由・向き合う姿勢等を講演してもらい、女子生徒の将来の職域拡大を図るとともに、男子生徒の意識啓発も行います。	28	多様性社会推進課	※[79]に集約

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度事業実績
施策2 学校教育における学び、成長の支援	3 個に応じたきめ細かな教育の推進		1		特別支援学級	心身に障害がある児童・生徒に対しより適切な教育を行うため、小・中学校に特別支援学級を設置します。	29	教育総合相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月に、王子桜中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置した。 ・令和3年4月に、堀船中学校に知的障害特別支援学級を設置した。 ・小学校10校・中学校6校に知的障害特別支援学級、小中学校各1校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置している中で、個々の児童・生徒の障害の程度やその能力に応じて教育課程を編成し、各教科等を合わせた指導や領域別・教科別の指導を組み合わせた指導、交流及び共同学習を実施している。 <p>特別支援学級(知的、自閉症・情緒障害)児童・生徒数(12月1日付) 小学校11校 249人 中学校 7校 128人</p>
			2		特別支援教室の推進	発達障害の児童が、すべての学校に在籍していることを前提とし早期に特別支援教育につなげるために、各校に特別支援教室を設置して、専門性の高い教員が巡回し、個に応じた特別支援教育を実施します。平成28年度から区内小学校全校に設置しています。	30	教育総合相談センター	<p>令和3年4月に、新たな巡回拠点として、王子桜中学校の「巡回拠点王子桜」を分割し、田端中学校に「巡回拠点田端」を設置した。</p> <p>小学校35校(12月1日付児童数526人) ・巡回拠点9校 中学校12校(12月1日付生徒数146人) ・巡回拠点3校</p>
			3		特別支援教育システム	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒のニーズに応じた教育を行うため、通常の学級や特別支援教室の活用等、児童・生徒の実態に応じた指導方針を決定する特別支援教育システムを進めます。	31	教育総合相談センター	<p>児童・生徒の障害特性に応じた適切な指導内容や方法等への助言を目的として、学校からの要請を受けての「派遣」を実施している。</p> <p>[令和3年度実績] 派遣0回</p>

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度事業実績						
施策2 学校教育における学び、成長の支援	3 個に応じたきめ 細かな教育の推進		4		日本語適応指導教室	小・中学校へ通う日本の生活に不慣れな外国人児童生徒や海外からの帰国児童生徒を対象とした日本語適応指導通級学級へ日本語と外国語に対応できる指導補助員を配置し、日本語指導を行い、学校生活が円滑に送れるようにします。また、通級が困難な児童には、3ヶ月間を目安に在籍校へ日本語適応指導補助員を派遣します。	32	学校支援課	日本語学級 小学校5クラス、中学校3クラス設置						
							33	教育総合相談センター	・日本語適応指導教室(日本語通級学級)設置校数:5校(8学級) ・日本語適応指導員派遣の対象児童生徒数:49名						
	4 不登校対策の推進			1		ホップ・ステップ・ジャンプ教室(適応指導教室)	様々な原因で学校に行けない児童・生徒に対して、学校復帰ができるよう指導援助を行います。	34	教育総合相談センター	・集団生活への適応や情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談、指導を行い、在籍校への復帰を支援し、社会的自立に向けて取り組んだ。 通級児童・生徒総数 50人 (内訳)小学生 7人・中学生 43人 ・平成30年度から令和2年度まで、補助事業「子どもの多様な育ちを支える地域連携事業」を実施した。令和3年度以降も、委託事業として、不登校の保護者を対象とした相談会等の開催などに努め、引き続き区の不登校児童・生徒の支援を進めている。					
										2	子どもと家庭の支援員(学校と家庭の連携推進事業)【再掲】	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、学校長の指揮監督の下、主に登校時の家庭訪問による児童・生徒及びその保護者への相談・助言を行います。	35	教育総合相談センター	※[108]に集約
										3	教育相談所の運営【再掲】	児童・生徒の学習上・生活上の悩みや、保護者や教員の教育指導に関する問い合わせや相談に応え、児童・生徒の健全育成に資するとともに、学校教育相談的な考え方や技法の向上の普及に努めます。	36	教育総合相談センター	※[107]に集約
	5 学びをささげる 就学支援の推進			1		就学援助、奨学資金の貸付などの就学支援のあり方の検討【重点検討項目】	経済的な理由で進学や就学継続をあきらめることなく、意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、就学支援のあり方について検討します。	37	教育政策課	2人 300,000円貸付 内訳:新1年生 0人 0円 新2年生 0人 0円 新3年生 2人 300,000円					
								38	学校支援課	令和3年度より、オンライン学習通信費を支給。(年額12,000円)					

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度事業実績
施策2 学校教育における学び、成長の支援	5 学びをささえる就学支援の推進		2		就学援助	経済的理由により、児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、学校給食費、新入学児童生徒学用品等購入費、夏季施設参加費、修学旅行費等の援助を行います。	39	学校支援課	(就学援助認定者) 小学校:2,166人 中学校:1,188人 合計:3,354人(区域外通学者のぞく)
			3		特別支援学級就学奨励費	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条3の規定に該当する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費、学用品購入費等就学に必要な経費について援助を行います。	40	学校支援課	(就学奨励認定者) 小学校86人 中学校43人 合計129人
			4		外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金	外国人学校に幼児、児童及び生徒を通学させている外国人の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、補助金を支給します。	41	子ども未来課 子ども施設係	交付人数 延べ2,187人/年
			5		修学旅行支度金の支給	生活保護受給世帯で小学5、6年生または中学3年生の子どもがいる保護者に対し、修学旅行に参加する際に必要となる費用を支給します。	42	生活福祉課	小学5・6年生 19件 中学3年生 20件
			6		北区奨学資金貸付事業	修学意欲がありながら、家庭の経済事情から高校、高等専門学校等の教育を受けることが困難な方に対して奨学資金の貸し付けを行います。	43	教育政策課	2人 300,000円貸付 内訳:新1年生 0人 0円 新2年生 0人 0円 新3年生 2人 300,000円
			7		その他奨学金制度等の周知	北区奨学資金制度の周知のほか、修学資金を必要としている方の個々のニーズに合った各種貸付事業の情報を提供するなど、利用者の選択肢を広げる支援に努めます。	44	教育政策課	区民からの奨学金制度全般についての問合せに対し、事情に合った各種経済支援の案内を実施した。 東京都私学財団が行っている「東京都育英資金」の募集について、各区立中学校へ案内し、及び応募の手続を実施した。
			8		受験生チャレンジ支援貸付事業【北区社会福祉協議会事業】	学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用及び高等学校、大学等の受験費用に必要な資金を貸し付け、低所得世帯の子どもを支援します。(北区社会福祉協議会に委託)	45	地域福祉課 北区社会福祉協議会	相談件数 1,312件 貸付件数 154件 (中学生79件 高校生75件)

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度事業実績
施策2 学校教育における学び、成長の支援	5 ・学びをささげる就学支援の推進	/	9		自立支援プログラム(高校進学支援プログラム)	生活保護受給世帯で中学生の子どもを持つ保護者に、塾費用を助成し、保護者と子どもの進学意識を高め、高校入学までの継続支援と子どもの社会的自立を促します。	46	生活福祉課	中学1年生 4件 中学2年生 5件 中学3年生 13件 高校1年生 5件 高校2年生 9件 高校3年生 6件 大学等受験料 22件
			10		高等学校等就学費の支給	生活保護受給世帯において、高等学校等に就学し卒業することが自立助長に効果的と認められる場合に、生活扶助費等とは別に、生業扶助費として高等学校等の就学費を支給します。	47	生活福祉課	高校1年生 31人 高校2年生 48人 高校3年生 45人
	6 ・子どもの貧困問題に対する理解促進	/	1	●	子どもの貧困問題の理解促進のための教職員研修の実施【重点検討項目】	日頃から子どもと接する教職員、保育士、幼稚園教諭、児童館、学童クラブのスタッフ等が、子どもの貧困問題についての理解を深め、子どものサインを見逃さず、適切な支援や対応につなぐスキルを高めるための研修を平成29年度から実施します。	48	教育指導課	人権教育研修で、人権課題(子ども)の1つとして実施。
							49	子ども未来課 子ども未来係	新型コロナウイルス感染症の拡大から、事業を中止

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度事業実績
施策2 学校教育における学び、成長の支援	その他（家庭教育力の向上）		1		家庭教育力向上プログラム	<p>家庭教育力向上アクションプランを作成するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進するほか、親子のきずなづくりや生活習慣の形成事業等を実施します。</p> <p>（具体的な取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ブックスタート ②親育ちサポート事業 ③生活リズムお邪魔妖怪～退治日記～ ④親子きずなづくり ⑤メディアコントロール ⑥はぐphoto 	50	教育政策課	<ul style="list-style-type: none"> ③区立小学校の1年生の児童・生徒に配布 ⑦区内幼稚園・こども園・認可保育園の5歳児へリーフレット配布 講演会中止
							51	生涯学習・学校地域連携課	<ul style="list-style-type: none"> ③区立小学校の1年生・2年生の児童・生徒に配布 ④終了
							52	学び未来課	<ul style="list-style-type: none"> ⑤メディアコントロール ・「SNS北区ルール」の配布 →小学校4～6年生・中学校1～3年生及びその保護者（紙面で配布） ・「SNS北区ルール」を「北区ホームページ」で公開 ・令和4年度配布用「SNS北区ルール」の作成、学校への配布依頼及び「北区ホームページ」での公開

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度事業実績
施策2 学校教育における学び、成長の支援	その他（家庭教育力の向上）		1		家庭教育力向上プログラム	<p>家庭教育力向上アクションプランを作成するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進するほか、親子のきずなづくりや生活習慣の形成事業等を実施します。</p> <p>（具体的な取組）</p> <p>①ブックスタート ②親育ちサポート事業 ③生活リズムお邪魔妖怪～退治日記～ ④親子きずなづくり ⑤メディアコントロール ⑥はぐphoto</p>	53	中央図書館	ブックスタート配布事業 配布数2,535件
							54	子ども未来課 子ども未来係	親育ちサポート講座（NPプログラム）を実施
							55	保育課	はぐphoto事業：3年度休止
							56	学校支援課	⑥区内幼稚園、こども園5園で実施
施策3 子どもの居場所づくりの推進	の状況に困難を抱える家庭の子どもに寄り添った学習支援		1	●	生活困窮世帯、ひとり親世帯等の子どもを対象とした学習支援事業の充実【重点検討項目】	経済的な理由やひとり親世帯等の家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につかない子どもを対象に、学習意欲や学力の向上のための子どもの状況に寄り添った学習の場の提供を推進します。	57		
	の活用や区有施設等		1	●	区有施設等を活用した学習の場や居場所づくり【重点検討項目】	区民施設や生涯学習施設などの区有施設を活用し、地域や包括協定締結大学の学生ボランティア、指定管理者などの協力を得ながら、小・中学生等が過ごせる多様な学習の場や居場所づくりの推進を図ります。	59	子ども未来課 子ども未来係及び関係課	子ども食堂では15団体に交付決定。継続して活動できるよう、活動者の支援等について北区社会福祉協議会に委託。

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度事業実績
施策3 子どもの居場所づくりの推進	2 区有施設等を活用した学習の場や居場所づくり		2	●	学童クラブ、わくわく☆ひろばの学習支援の充実【重点検討項目】	地域や包括協定締結大学の学生ボランティアなどの協力を得ながら、学童クラブやわくわく☆ひろばにおける学習支援の充実に向けた取組みを検討します。	60	子どもわくわく課	わくわく☆ひろば35カ所で、学習習慣定着のための宿題学習を実施
			3		放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。小学3年生までは学童クラブ、4年生以上は児童館や放課後子ども総合プランの特例的な利用で対応します。	61	子どもわくわく課	79ヶ所で実施 定員 3,325人
			4		放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の推進	放課後や土曜日、長期休業期間に小学校を会場に、児童の安全・安心な居場所を提供します。自由遊びや勉強・スポーツ等の活動をととして、大勢の大人や他学年の児童と触れ合うことで、子どもたちの社会性や協調性の充実を図ります。	62	子どもわくわく課	わくわく☆ひろば35校で実施。 学童クラブ79クラブ実施(内一体型72) 参加者数 延べ 658,926人/年
			5		放課後子ども教室	平日の放課後に、小学校を会場に児童の安全・安心な居場所を提供します。地域の方々等の協力のもと、学習や体験学習等の活動を通して、子どもたちの学ぶ意欲に応えるとともに、地域の教育力の充実を図ります。	63	子どもわくわく課	放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の導入に伴い事業終了
			6		地域寺子屋	土曜日を中心とした週末に小・中学生を対象に「地域で楽しく学んだり、くつろげる場」として『地域寺子屋』を開催します。宿題や補習、体験学習などを実施します。	64	子どもわくわく課	放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の特別活動として移行実施
			7		児童館での小学生対応事業	児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、日常活動、クラブ活動、行事活動等を行い、地域の子どもの心身ともに健やかに育成していきます。	65	子どもわくわく課	全児童館(子どもセンター)で実施
			8		ティーンズセンター	中高生世代の居場所機能の充実を図るとともに、自己実現の場・社会体験機会の提供、中高生世代が抱えている課題への対応や地域と中高生世代をつなぐ架け橋としての機能を果たします。	66	子どもわくわく課	児童館からティーンズセンターへの移行済施設数 1ヶ所(浮間)
			9		児童館・児童室での中高生対応事業	児童館を地域の中高校生の居場所として提供し、児童館運営のボランティア・次世代を担う人材として中高校生を育成します。	67	子どもわくわく課	随時各児童館で対応

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度 事業実績
施策3 所づくりの推進 子どもの居場	N場や3 P所子・ Oづども のポリ食 支ラに堂 援取な学 テリ組の アむ居援		1	●	NPOやボランティア団体等の活動助成など支援のあり方の検討 【重点検討項目】	地域やNPO、ボランティア団体等が主体的に取り組む子どもの学習支援や子ども食堂を含む居場所づくりの活動助成など支援のあり方を検討し、困難を抱える子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図ります。	68	子ども未来課 子ども未来係	令和3年5～6月、9月、令和3年12月～令和4年1月に補助金申請団体を募集。15団体に対して補助金交付決定。(前年度継続15団体)
			施策4 困難を抱えやすい子ども(若者)への支援	ど設等1 組を退所 みのを児童 検討援する 取子施		1	●	児童養護施設等を退所する子どもを応援する取組み 【重点検討項目】	国や東京都の動向や役割分担に留意しながら、児童養護施設等を退所する子どもを応援する取組みを検討します。
70	及び関係課	【住宅課】 令和3年度東京都北区居住支援協議会総会開催(書面開催)							
1	●	●				困難を抱えやすい若者の就労支援事業への誘導強化 【重点検討項目】	高校を中途退学したり無業等の状態にある若者が就職につながるよう、ハローワークや赤羽しごとコーナー、北区くらししごと相談センターなどの関係機関と連携を図りながら、若者の就労支援事業への誘導強化の取組みを検討します。	71	産業振興課
2	●	(1) 就労支援事業への誘導強化	2	北区ジョブトライ事業	正規雇用の機会を失った新規学卒未就職者等の若年者を就職につなげるため、OA研修等の基礎研修、地域企業に就労体験のための紹介予定派遣を行うとともに、派遣終了後の正規雇用へのサポートも行います。	72	生活福祉課	高校生でなく無業状態にある若者に対して、就労支援(委託事業者によるカウンセリングや就職マッチング等)を引き続き実施する。	
73	産業振興課					事業終了 東京都の補助事業を活用して実施していたが、補助率の引き下げによる費用対効果の視点および雇用情勢の変化の観点から見直しを行ったため。			

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度事業実績
施策4 困難を抱えやすい子ども(若者)への支援	2 若者の就労支援事業への参加につながる取組みの推進	(1) 就労支援事業への誘導強化	3		赤羽しごとコーナー	ハローワーク王子と共同で開設している職業相談・職業紹介窓口。就職支援アドバイザーを週2回配置し、相談者に応じた就職に関する助言・指導、就職に関する情報提供、応募書類の書き方及び面接指導等を行います。	74	産業振興課	相談者数241人 一日あたり相談者数2.4人 アドバイザー年間対応コマ数495コマ
			4		北区くらしとしごと相談センター(生活困窮者自立支援事業)【再掲】	生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、包括的な相談支援を行い、就労支援、住居確保給付金、家計相談支援、就労準備支援など自立に向けた支援を行います。	75	生活福祉課	※[123]に集約
		(2) 高校生の就職支援	1		高校生就職支援コーディネーターの配置	就職を希望する高校生が内定を得られるよう、専門性の高いコーディネーターが、各学校を訪問するなど区内在住・在学の高校生へ就職活動の支援を行います。	76	産業振興課	平成29年度で事業終了(コーディネーターが一身上の都合で平成29年度をもって退職し、後任を補充せず事業を見直しつつ職員が対応することとなったため。)
			2		高校生向け模擬面接の実施	高校生への採用面接解禁前に、各高等学校へ講師を派遣し、模擬面接を実施します。	77	産業振興課	平成30年度で事業終了(ハローワーク王子で同様の事業を行っており、事業の見直しの一環として終了としたため。)
			3		保護者向け就職読本の配付	就職に対する正しい認識を持つことや子どもへの関わり方などを掲載した就職読本を作成し保護者に配付します。	78	産業振興課	平成30年度で事業終了(高校からの配布希望が減少し、事業の見直しの一環として在庫の冊子で対応することとなったため。)
			4		北区中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業	中学生・高校生が、将来あらゆる分野の職業にチャレンジできるよう、職業選択の一つの機会として、様々な職業分野で活躍している方を講師派遣します。その仕事を選択した理由・向き合う姿勢等を講演してもらい、女子生徒の将来の職域拡大を図るとともに、男子生徒の意識啓発もを行います。	79	多様性社会推進課	中学校5校、高等学校2校、合計9回実施した。

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度事業実績
施策5 孤立しないしくみづくり	1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	(切れ目のない支援)	1	●	乳幼児健康診査の未受診者や子育て支援サービス等を利用しない家庭への働きかけ、支援の検討【重点検討項目】	乳幼児健康診査の未受診者や子育て支援サービス等を利用しない子どもや家庭の状況把握や支援について、更なる検討を行います。	80	健康推進課	未受診者数(概算) 3～4か月児健診 15.2%(医療機関で健診を受けた場合の助成件数を含めた場合は13.9%) 1歳6か月児健診 14.8% 3歳児健診 11.3%
				●			81	子ども家庭支援センター	妊娠期から生後6か月(第1子)の妊産婦を対象に養育支援のための産前・産後育児支援サポート講座を10回開催。 参加者:産婦 延べ43人、妊婦 延べ2人
			2		出産・子育て応援事業(はぴママ・きたく)	妊娠期から出産期にかけての切れ目のない支援を実施するため、妊娠期については、保健師等による面接を実施し、出産後(生後6か月まで)は、子ども家庭支援センターや相談機能のある児童館・子どもセンターで面接を行い、妊娠中や育児の不安の軽減や孤立防止を図ります。	82	健康推進課	【健康推進課】 はぴママ・たまご面接 2,648人
			2		出産・子育て応援事業(はぴママ・きたく)	妊娠期から出産期にかけての切れ目のない支援を実施するため、妊娠期については、保健師等による面接を実施し、出産後(生後6か月まで)は、子ども家庭支援センターや相談機能のある児童館・子どもセンターで面接を行い、妊娠中や育児の不安の軽減や孤立防止を図ります。	83	子ども家庭支援センター	「はぴママひよこ面接」 面接案内発送件数 2,647通 子ども家庭支援センター 524件 ※オンライン面接実施 3件 児童館・子どもセンター 1,105件 合計1,629件
			3		妊産婦健康診査	妊娠中全妊婦を対象に医療機関に委託して妊婦健康診査等を行います。また、産婦については乳児健康診査時に妊娠中の既往調査を行い、必要に応じて医療機関の受診を指導します。	84	健康推進課	妊婦健康診査等 対象者数 2,979人 延べ 33,684人 産婦健康診査 2,369人
			4		妊婦歯科健康診査	妊娠中の虫歯や歯周病のリスク軽減のため、希望者に歯科医師による歯科健診や歯科衛生士による歯みがき指導等を実施します。	85	健康推進課	受診者 865人 ※令和2年度より医療機関方式に変更。
			5		妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業	ハイリスクの妊婦、産後の母体回復、新生児の発育や育児の悩みなどについて、保健師や助産師が家庭訪問をして指導助言を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、継続的なフォローを実施し、適切なサービスに結び付けます。	86	健康推進課	妊産婦訪問人数 延べ2,198人 新生児訪問人数 延べ2,166人

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度事業実績
施策5 孤立しないしくみづくり	1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	(切れ目のない支援)	6		産前産後セルフケア講座	産前産後の心身のケアと育児不安や孤立感の軽減を図るため、妊娠16週以降の安定期で運動制限がない妊婦と産後60～120日までの母子を対象に、エクササイズによる身体のケアや子育ての情報提供を行います。	87	健康推進課	新型コロナウイルス感染症対策で中止 (代替として妊産婦のセルフケアをテーマとした動画を配信した。)
			7		未熟児養育医療助成	母子保健法に基づき、出生後、速やかに処置を講ずる必要がある未熟児に対し、必要な医療の給付を行います。	88	健康推進課	申請 66件/年
			8		乳幼児健康診査(3～4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児)	乳幼児を対象に、委託医療機関等による健康診査や、歯科医師による歯科健診、保健指導等を実施します。	89	健康推進課	3カ月児健康診査 2,550人 6・9カ月児健康診査 延べ4,796人 1歳6カ月児健康診査 2,436人 3歳児健康診査 2,543人 受診者延べ人数 12,325人
			9		みんなでお祝い 輝きバースデー事業	地域における子育て仲間づくりを支援するため、満1歳児の親子を地域の児童館、児童室、子どもセンターに招き、月ごとにお祝い会を実施します。	90	子ども未来課 子ども未来係	参加者数 子ども:440人 保護者等:633人 ※コロナによる影響で4月10月11月12月のみ実施
			10		乳幼児歯科保健相談	特に2歳児を対象として、希望者に歯科医師による歯科健診や予防処置を実施するとともに、歯の生えてきた乳児には歯みがき教室を実施します。	91	健康推進課	歯科健診(2歳児)20回 受診者448人 予防処置 39回 受診者216人 歯みがき教室 25回 参加者205人 歯科相談 延べ249人
			11		2歳児のための幼稚園入園準備・情報交換会(児童館)	幼稚園に入園した子どもの保護者を児童館へ招き、次年度以降に幼稚園入園を予定している2歳児の保護者との情報交換・交流会を実施します。	92	子ども未来課 子ども未来係	開催児童館 14館 中止児童館 7館 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度事業実績
施策5 孤立しないしくみづくり	1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	(切れ目のない支援)	12		地域育て合い事業(児童館、保育園)	地域での総合的な子育て支援の拡充を図るため、併設又は近隣の児童館及び保育園が連携して子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業等を一体的に実施します。	93	子どもわくわく課	9児童館(子どもセンター)・各保育園で実施 ※一部の児童館(子どもセンター)では新型コロナウイルス感染症対策のため事業中止
							94	保育課	児童館併設の(もしくは近くにある)9保育園で実施予定であったが、コロナ禍のため開催を見合わせた。
			13		幼稚園・保育園における地域子育て支援活動	保育園にてふれあい給食、育児相談など、近隣に居住している子どもとの交流事業を実施するほか、幼稚園にて未就園児向けの交流事業を実施します。	95	学校支援課	緊急事態宣言期間を除き、全公立幼稚園で月2回程度未就園児の会を実施し、園舎、園庭の開放を行った。また、同時に子育て相談を実施。
							96	子ども未来課子ども施設係	【私立幼稚園】 園庭開放や地域との交流をコロナ禍により規模を縮小して実施。
							97	保育課	各園で実施。 公立保育園387回開催。 参加者2,166名
			14		子育て相談事業(児童館)	児童館に専門相談員(臨床心理士)を配置し、子育てに関する相談を行います。	98	子どもわくわく課	全児童館(子どもセンター)・児童室で実施。 専門相談件数 6,133件/年
15		利用者支援事業(子育てナビ)	子育て家庭や妊産婦のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業などの情報提供等を行います。	99	子ども家庭支援センター	子育て家庭や妊産婦のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業など、来館及び電話にて対応している。 (対応状況) 来館者:2,174人 電話:1,861人 計:4,035人			

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度事業実績
施策5 孤立しないしくみづくり	1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	(養育困難家庭への支援)	1		養育支援訪問事業	子育ての不安が強く養育が困難な家庭に対し、自立支援計画の下、ヘルパーを派遣して、家庭で自立した生活が送れるよう子育てを支援し、保護者の養育力の向上を図ります。	100	子ども家庭支援センター	①職員による訪問:延べ620件 ②ヘルパー派遣:延べ30家庭 85回 合計 705件
			2		安心ママヘルパー事業	産前1ヶ月前から生後6ヶ月になる前日(多胎児は3歳になる前日)までの子どものいる家庭に対し、育児不安の軽減のためヘルパーを派遣し日常的な家事・育児を行い、産前産後のサポートの充実を図ります。	101	子ども家庭支援センター	利用登録件数 386人(26人) 利用者数 374人(23人) 利用実績 657件(79人) 利用時間 無料分423時間 有料分 1,019時間 ※()内は多胎児。
			3		見守りサポート事業	子ども家庭支援センターにおいて、児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められるが在宅での指導が適当と判断される家庭、及び児童虐待により児童相談所が一時保護もしくは施設措置等をした児童が家庭復帰した後の家庭等への支援を行います。	102	子ども家庭支援センター	0件 ※緊急性がある場合は、受理をして対応している
			4		要保護児童対策地域協議会の運営	子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所及び民生委員、保育園、幼稚園、学校、児童館(子どもセンター)を始め、小児科医・産科医・助産師・薬剤師・歯科医師等、区内の関係機関、関係団体との連携を一層推進し、情報を共有しながら児童虐待の未然防止、養育家庭への適切な支援を行います。	103	子ども家庭支援センター	①配偶者からの暴力防止連絡協議会代表者会議 1回 ②配偶者からの暴力防止連絡協議会実務者会議 2回 ③個別ケース会議延べ75件 ④居所不明児童対策会議 1回 ⑤母子保健連絡会 3回 ⑥児童相談所との連携 12回
	とし2 制した の相談 強化支 援窓口			1	●	スクールソーシャルワーカーの活用、充実【重点検討項目】	学校・関係機関等と連携して、ケース数の増加や複雑困難化した課題を抱える児童・生徒等の増加に対し、より一層支援を進めるためスクールソーシャルワーカーの更なる活用・充実について検討します。	104	教育総合相談センター

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度事業実績
施策5 孤立しないしくみづくり	2 学校を窓口とした相談支援体制の強化		2		スクールソーシャルワーカーの活用	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など健全育成上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、学校・家庭・地域等の関係機関とのネットワークを構築してチームとして児童・生徒に支援を行い、課題の解決に努めます。	105	教育総合相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」に基づいた運営を開始した。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、緊急事態宣言中は、学校や家庭訪問を縮小し、主に電話による相談に対応した。
			3		スクールカウンセラーの配置	いじめや不登校等、児童・生徒の心の問題に対応するために、全ての小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、様々な相談内容に適切に対応して、教育相談体制の充実に努めます。	106	教育総合相談センター	<p>スクールカウンセラーを区立小・中学校全校に配置した、うち、区費SCIは13名である。</p> <p>(実績) 相談総件数38,917件 (内訳) 小学校28,690件、中学校10,227件</p>
			4		教育相談所の運営	児童・生徒の学習上・生活上の悩みや、保護者や教員の教育指導に関する問い合わせや相談に応え、児童・生徒の健全育成に資するとともに学校教育相談的な考え方や技法の向上の普及に努めます。	107	教育総合相談センター	<p>教育相談件数・総数 延べ2,409件 (内訳)</p> <p>①来所相談数 延べ 2,251回/年 ②電話相談数 延べ 158回/年</p>
			5		子どもと家庭の支援員 (学校と家庭の連携推進事業)	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、学校長の指揮監督の下、主に登校時の家庭訪問による児童・生徒及びその保護者への相談・助言を行います。	108	教育総合相談センター	<p>区立全小・中学校47校中、45校で実施。 (内訳)</p> <p>小学校35校中33校で実施 中学校12校中12校で実施</p>
			6		学校支援ボランティア活動推進事業	小・中学校にスクールコーディネーターを配置し、学校のニーズに合わせて、ボランティアの希望を配慮しながら適任者を学校に紹介して、学校支援ボランティアの活動を推進します。	109	生涯学習・学校地域連携課	<p>区立全小中学校で実施。 スクールコーディネーター数 99名 ボランティア参加数 延べ2,896名</p>
			1	●	教育と福祉の関係機関の更なる連携強化の推進 【重点検討項目】	教育と福祉の関係機関の更なる連携強化を図るため、子どもと家庭の支援に関わる関係機関等が定期的な意見交換や事例検討ができる連絡会の設置など、関係機関同士の顔の見える関係やネットワークづくりを推進します。	110	子ども未来課及び関係課	令和3年度は感染症対策のため、北区子どもの貧困対策庁内連携推進連絡会議を書面にて開催。
	3 支援につながるしくみづくり	(1) 教育・福祉の連携強化							

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度事業実績	
施策5 孤立しないしくみづくり	3 支援につながるしくみづくり	（2） ワンストップ相談しやすい環境の強化	1	●	児童扶養手当等申請窓口への相談コーナーの設置【重点検討項目】	特に困難を抱えるひとり親家庭の保護者等が気軽に相談できる環境を整え、必要な支援に確実につなぐワンストップ機能の強化を図るため、平成29年度中に児童扶養手当等申請窓口へ相談コーナーを設置します。	111	子ども未来課	令和2年度と同程度の内容で事業実施。 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてセミナー後の土曜出張相談は一部中止。 (令和3年度相談件数) ・面接面談 367件(オンライン面談49件) 内家計相談31件(オンライン面談1件) 内法律相談47件(オンライン面談21件) ・電話面談 101件	
			1	●	ひとり親家庭等に向けた支援のパンフレット作成などのわかりやすい情報発信【重点検討項目】	支援を必要としている子どもと家庭が、必要な情報を容易に得られ適切な支援へと確実につながるよう、ひとり親家庭等に向けた支援のパンフレット作成などわかりやすい情報発信に努め、窓口や支援への誘導強化を図ります。	112	子ども未来課 子ども未来係	ひとり親ガイドブック 3,500部 チラシ「ひとりで子育てしているお母さん・お父さんへ」 2,000部	
			2		子育て応援サイト「きたハピ」	北区の子育てに関する情報を集約した子育て応援サイト「きたハピ」で、様々な子育て情報を発信します。また、子育てアプリを導入し、利便性の向上を図ります。	113	子ども未来課 子ども未来係	区民が必要とする子育て関連情報を素早く見つけられるよう、子育て応援サイト「きたハピモバイル」による情報発信を実施している。 令和3年度末登録件数:9,191件	
			3		子育てガイドブック、子育てマップの発行	北区の子育て支援事業を紹介する子育てガイドブック、及び主に乳幼児親子が過ごしやすい場所を案内する子育てマップを作成し、母子健康手帳配付時等に配布します。	114	子ども未来課 子ども未来係	子育てガイドブック発行数 7,000部/年 ※平成30年度から子育てマップは子育てガイドブックに掲載を統合した。	
			4		子育て支援情報配信メール（「安全・安心」快適メール）	子育て家庭を対象に、子どもに関する講座や子育て支援情報等について、区のホームページを通じて登録した希望者にメール配信します。	115	子ども未来課 子ども未来係	登録者数(R3年3月10日時点) メール:7,067人 LINE:1,438人	
		1	●	子どもの貧困問題の理解促進のための教職員研修の実施【再掲】 【重点検討項目】	116	教育指導課	※[48]に集約			
					117	子ども未来課	※[48]に集約			
				（4） 理解を深めるための職員のスキルアップ			日頃から子どもと接する教職員、保育士、幼稚園教諭、児童館、学童クラブのスタッフ等が、子どもの貧困問題についての理解を深め、子どものサインを見逃さず、適切な支援や対応につなぐスキルを高めるための研修を平成29年度から実施します。			

施策大項目	中項目	小項目	No	重点 検討 項目	事業名	事業内容	所管 別No.	所管課	令和3年度 事業実績
施策5 孤立しないしくみづくり	4 情報共有のあり方の検討	その他（専門相談）	1	●	関係機関による情報共有のあり方の検討 【重点検討項目】	関係機関の連携を強化し、切れ目ない支援を展開するための関係者間における個人情報の共有のあり方について検討します。	118	子ども未来課及び関係課	児童館を子どもセンターへ移行するにあたり、子どもセンター機能の充実を検討する中で、子どもや家庭の見守り方法もあわせて検討した。
			1		区民相談室(法律相談等)	日常生活で生じた法律問題や困りごとなどをもつ区民を対象に、相談内容に応じて弁護士・司法書士等が相談に対応します。	119	広報課	相談件数 4,658件/年 (うち法律相談 1,410件) ※令和3年度より、相談件数が少ないため、一般生活・青少年相談および外国人相談(英語)廃止
			2		こころと生き方・DV相談	DV相談(配偶者等からの暴力)、夫婦・親子関係、職場等での人間関係など、生きていく上での様々な問題に関する相談に対応します。	120	多様性社会推進課	相談件数 731件
			3		女性のための法律相談	離婚や相続、セクシャルハラスメントなど、身の回りで起こる様々な問題に対して、女性弁護士が相談に対応します。	121	多様性社会推進課	相談件数 70件
施策6 保護者への就労、生活支援	1 保護者の就労支援の推進	(生活困窮世帯の保護者への就労支援)	1	●	生活困窮世帯の保護者への自立支援の推進 【重点検討項目】	経済的に困難な状況にある家庭の保護者に対し、就業による自立に向けた包括的な支援を推進します。	122	生活福祉課	就労支援者数 683件 就労準備支援事業 5件
			2		北区くらしとしごと相談センター(生活困窮者自立支援事業)	生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、包括的な相談支援を行い、就労支援、住居確保給付金、家計相談支援、就労準備支援など自立に向けた支援を行います。	123	生活福祉課	相談延べ件数 17,037件 新規相談受付件数 723件 家計改善支援事業 9件 就労支援者数 683件 住居確保給付金の支給 192件 就労準備支援事業 5件
			3		就労準備支援事業(生活困窮者自立支援事業)	平成29年度より、雇用による就業が困難な生活困窮者に対し、就労準備支援プログラムを作成し、「日常生活自立に関する支援」、「社会生活自立に関する支援」、「就労に関する支援」を一貫して行います。	124	生活福祉課	5件

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度事業実績
施策6 保護者への就労、生活支援	1 保護者の就労支援の推進	(ひとり親家庭の保護者への就労支援)	1	●	ひとり親家庭の保護者への就労支援の充実【重点検討項目】	母子・父子自立支援員による包括的な相談支援を行うとともに、就業に結びつきやすい資格の取得及び技能の修得の支援などにより生活自立に向けた支援の充実を図ります。	125	生活福祉課	母子自立支援プログラム:1件/年 自立支援教育訓練給付金事業:2件/年 高等職業訓練促進給付金: 訓練促進給付金7件/年 訓練修了支援給付金2件/年 高卒認定試験合格支援事業: 受講修了時給付金1件/年 合格時給付金1件/年
			2		ひとり親家庭に対する相談体制(母子・父子自立支援員)	ひとり親家庭の母・父の就労支援をはじめ、必要な場合には、母子生活支援施設などの施設入所の案内、健康支援センター、児童相談所など他の機関の紹介や当該機関との連携により、生活上の問題の解決と自立に向けて支援を行います。	126	生活福祉課	母子・父子自立支援員3名(正規3名)体制で実施。
			3		ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が、その能力を開発し、適職につくために受講した教育訓練費用の一部を区が給付することによって、ひとり親家庭の自立を支援します。	127	生活福祉課	自立支援教育訓練給付金事業:2件/年
			4		ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の親の経済的な自立を促進するため、就業に結びつきやすい資格の取得及び技能の修得を支援し、修業期間中の生活の負担を軽減する目的で給付金を支給します。	128	生活福祉課	高等職業訓練促進給付金: 訓練促進給付金7件/年 訓練修了支援給付金2件/年
			5		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業【北区社会福祉協議会事業】	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金受給者に対して、養成機関の入学費用や就職準備金を貸し付け、修学を容易にすることにより資格取得を促進し、自立の促進を図ります。(平成28年12月から事業開始)	129	北区社会福祉協議会	なし
			6		ひとり親家庭自立支援プログラム策定	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親を対象に、個々にあわせた自立支援プログラム(就労計画書)を策定し、就労支援員が公共職業安定所と連携して就労を支援します。	130	生活福祉課	母子自立支援プログラム:1件/年

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度 事業実績
施策6 保護者への就労 生活支援	1 保護者の就労支援の推進	就労生活保護受給者への （生活保護）	1		被保護者就労支援事業	生活保護受給者からの就労等に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、自立に向けた就労支援を行います。	131	生活福祉課	就労支援コーナー支援者数 165人 委託による就労及び就労準備支援者数 235人
			2		被保護者自立促進事業	生活保護受給者及び中国残留邦人等に対し、就労支援、社会活動参加支援等の自立支援に要する経費の一部を支給します。	132	生活福祉課	支給件数 195人
		（その他の就労支援）	1		北区ジョブトライ事業【再掲】	正規雇用の機会を失った新規学卒未就職者等の若年者を就職につなげるため、OA研修等の基礎研修、地域企業に就労体験のための紹介予定派遣を行うとともに、派遣終了後の正規雇用へのサポートも行います。	133	産業振興課	※[73]に集約
			2		中高年者向け就職支援セミナー	就職活動の流れと注意点や求人情報収集の仕方などを解説するセミナーを実施します。	134	産業振興課	3月10日開催 参加者32名
			3		女性再就職支援事業	結婚・育児・介護等で離職し再就職を希望する区内女性を対象として、採用意欲の高い区内企業等で働くための技能・技術などの習得機会や職場経験のブランクを埋めるためのインターンシップの機会を提供します。また、女性人材の活用を希望する企業側への女性人材受入・活用支援を実施します。	135	産業振興課	東京都の補助事業を活用して実施していたが、東京都の補助率の引き下げによる費用対効果の視点および雇用情勢の変化の観点から見直しを行った。 また、同様の事業を東京しごと財団でも行っており、北区との共催事業として区内で実施しているため。
			4		就職フェアin王子	ハローワーク王子等と共同で、区内企業への就職を促すことを目的に、区内企業の魅力を発信し、また就職希望者との交流の場を設けるため就職フェアを実施します。	136	産業振興課	(11/22就職フェアin王子) 参加企業数7社 参加者数26名 (2/24就職フェアin王子) 参加者数9社 参加者数47名

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度事業実績		
施策6 保護者への就労、生活支援	2 ひとり親家庭への生活支援の充実	/	1	●	ひとり親家庭への生活支援の充実 【重点検討項目】	家計と子育ての両方を一人で担い困難を抱えるひとり親家庭に対し、養育費の確保のための相談支援や、生活支援など、精神的負担の軽減も含めた総合的な支援の充実を図ります。 平成29年度からは、生活支援のための講習会の実施やひとり親家庭の交流の場の提供を開始します。	137	子ども未来課子ども未来係	令和2年度と同程度の内容で事業実施。生活支援講習会については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、一部オンラインにて実施。 土曜出張相談は年7回、日曜出張相談は年4回実施		
				●			138	及び関係課			
			2		ひとり親家庭休養ホーム事業	ひとり親家庭の親子がそろってレクリエーションを楽しむため、北区指定の日帰り施設(プール・遊園地)の利用料の一部を助成します。	139	生活福祉課	平成30年度末をもって事業廃止		
			3		母子生活支援施設(浮間ハイマート)	区内在住で、生活上の様々な問題を抱え、子ども(18歳未満の児童)の養育に困窮した母子世帯が入所する児童福祉施設で、生活支援等を通じて自立の促進を支援します。	140	生活福祉課	令和4年3月末現在 9世帯25人 平成19年度から緊急一時保護事業を拡充		
			3 暮らしを支える給付、貸付制度	(給付制度)	1		生活保護制度	生活保護受給者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費及び就労自立給付金を支給します。	141	生活福祉課	●(R4年3月現在) 9,007人
					2		児童扶養手当の支給	18歳に達した年度の3月末日までの児童(中度以上の障害を有する場合は20歳未満)を養育するひとり親家庭または父か母が重度の障害を有する家庭に手当を支給します。(国制度)	142	子ども未来課子育て給付係	受給者数:1,456人(内、父子世帯70人)
	3				児童育成手当の支給	18歳に達した年度の3月末日までの児童を養育するひとり親家庭又は父か母が重度の障害を有する家庭及び20歳未満の障害児を養育する家庭に手当を支給します。(東京都制度)	143	子ども未来課子育て給付係	育成手当受給児童数:2,754人 障害手当受給児童数:189人(内、併給48人)		

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度事業実績
施策6 保護者への就労 生活支援	3 暮らしを支える給付、貸付制度	(給付制度)	4		特別児童扶養手当の支給	心身に障害があり、一定の条件に該当する20歳未満(20歳の誕生日前日まで)までの児童を養育している家庭の福祉の増進のための手当を支給します。	144	子ども未来課子育て給付係	受給者数:244人
			5		児童手当の支給	児童手当は、中学3年生修了前(15歳に達した年度の3月末日)までのおおさんを養育している親等に支給します。	145	子ども未来課子育て給付係	受給者数 21,743人/年
			6		子ども医療費助成	0歳~中学3年生(15歳に達した年度の3月末日)までの保険適用医療費自己負担分を区が助成します。	146	子ども未来課子育て給付係	受給者数 38,295人/年 高校生等入院医療費支払件数 66件
			7		ひとり親家庭医療費助成	ひとり親又は父か母が障害のある家庭で、18歳に達した年度の3月末日(児童が障害の場合は20歳未満)まで、保険適用医療費自己負担分の全額又は一部を区が助成します。	147	子ども未来課子育て給付係	受給世帯数:1,411世帯
		(貸付制度)	1		東京都母子及び父子福祉資金貸付	東京都内に、6ヶ月以上(修学・就学支度資金を除く)に居住している母子家庭の母又は父子家庭の父等で、20歳未満の子ども等を扶養している方へ修学、就職、転宅等の各種資金を貸し付けます。	148	生活福祉課	母子福祉資金貸付件数 合計 24件/年 (内訳)就学支度:3件/年 修学:18件/年 生活:1件/年 転宅:2件/年 父子福祉資金貸付件数 合計 1件/年 (内訳)修学:1件/年
			2		母子福祉応急小口資金貸付	区内に3ヶ月以上居住している母子家庭の方が災害、疾病など応急に必要な資金を貸し付けます。	149	生活福祉課	貸付件数 0件/年
			3		女性福祉資金貸付	区内に居住している寡婦や未婚の女性の方などが経済的に自立し安定した生活を送るための資金を貸し付けます。	150	生活福祉課	貸付件数 0件/年
			4		生活福祉資金貸付【北区社会福祉協議会事業】	低所得・高齢・障害者世帯の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的に資金の貸付を行います。	151	北区社会福祉協議会	一般貸付件数:4件 (内訳) 教育支援資金:4件 特例貸付件数:5,335件 緊急小口資金:1,530件 総合支援資金:1,458件 総合支援資金延長:528件 再貸付:1819件

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度事業実績
施策6 保護者への就労、生活支援	3 暮らしを支える給付、貸付制度	(住宅の支援)	1		区営住宅の供給	住宅に困っている一定所得以下の方のために、低廉な家賃で住宅を供給しています。	152	住宅課	13世帯が入居 (区営住宅の全新規入居者数)
			2		障害者世帯・ひとり親世帯転居費用助成	(ひとり親世帯の内容)区内に1年以上居住しているひとり親世帯が、自己の責任によらない立ち退きを受けて、区内の民間賃貸住宅に転居した場合に、礼金と仲介手数料の合計額について15万円を限度に助成します。	153	住宅課	0
			3		住居確保給付金の支給 (生活困窮者自立支援事業)	離職等により住居を失ったもしくは失う恐れのある方に対し、住居確保と就労支援のため、一定期間の家賃助成を行います。	154	生活福祉課	192件/年(新規支給件数)
施策7 地域全体でささえるネットワークの構築	取組1 子どもの貧困の地域の理解を深め、協力を呼びかける	/	1	●	区民向け講演会をはじめとした啓発活動の実施 【重点検討項目】	子どもの貧困について、平成29年度から地域や企業、NPOなどに向けた講演会等の啓発活動を実施するとともに、積極的な情報発信により、幅広く理解と協力を求め、困難を抱える家庭の子どもや保護者を地域全体で見守り、支える機運の醸成と支援に関わる人材の育成を図ります。	155	子ども未来課 子ども未来係	実績なし。
			2	●	北区応援サポーター寄附制度への子どもの貧困対策に関するメニュー設定 【重点検討項目】	北区応援サポーター寄附制度への子どもの未来応援に関する項目の設定を契機として、区民全体に子どもの貧困対策への理解と協力を広く呼びかけ、困難を抱える家庭の子どもや保護者を見守り、支える機運の醸成を図ります。	156	企画課	「子ども食堂助成事業」への充当なし
				●			157	税務課	北区応援サポーター寄附制度のメニューのひとつとして「子ども*みらい応援」を設け、寄附受付を継続する。 「子ども*みらい応援」への寄附額:9件、445,00円
			●		158	子ども未来課	※[68]に集約		
	取組2 多様な支援の選択 活動の多様な支援の選択		1	●	NPOやボランティア団体等の活動助成など支援のあり方の検討 【再掲】 【重点検討項目】	地域やNPO、ボランティア団体等が主体的に取り組む子どもの学習支援や子ども食堂を含む居場所づくりの活動助成など支援のあり方を検討し、困難を抱える子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図ります。	159	子ども未来課	※[68]に集約

施策大項目	中項目	小項目	No	重点検討項目	事業名	事業内容	所管別No.	所管課	令和3年度事業実績
施策7 地域全体でささえるネットワークの構築	2. 多様な主体の活動を支援し、支援の選択肢を広げる取り組み	/	2		協働による地域づくりの推進(地域づくり応援団事業)	非営利で自主的、自発的に行われる公共的活動を行う団体が主体的に行う北区のまちづくりのための事業に対して必要な経費を助成します。	160	地域振興課	地域づくり応援団事業 20万円以上 2事業助成 50万円以上 6事業助成 【上記8事業のうち、子育て支援関連事業は4事業】 ・食育事業 ・産前産後ママ支援事業 ・依存症女性の子育て支援事業 ・ゲームスマホ依存予防支援事業
			3		政策提案協働事業	NPO、ボランティア団体等の先駆性、創造性、専門性及び柔軟性を活かした事業の提案を募集し、提案された事業を、提案した団体の主体的な関わりの下で区との協働によるまちづくり事業を進め、多様で豊かな地域社会を実現することを目的としています。	161	地域振興課	政策提案協働事業 4事業助成(新規事業なし) 【4事業のうち、子育て支援関連事業は2事業】 ・外遊び×未来の人育てプロジェクト ・障がい児・者の外出外食を支援する共生街づくり事業
			1	●	地域ネットワークづくり等の役割を担うコーディネーターの配置【重点検討項目】	子どもの貧困に関する地域の現状把握や、地域ネットワークの構築、居場所づくりの立ち上げ支援、支援者同士のマッチング、子どもの居場所への誘導などを推進するコーディネーターの配置について検討します。	162	子ども未来課	子ども食堂が継続して活動できるよう、コーディネーターを配置し、開設・運営継続に向けた助言、団体間の情報交換、ボランティアの掘り起こしや要請、活動者と支援者とのコーディネーター等の支援について、北区社会福祉協議会に委託。
	3. 地域全体で見守り、ささえるネットワークづくり	/	2		子どもの貧困・孤立防止対策ネットワーク事業【北区社会福祉協議会事業】	学習支援や子ども食堂、居場所づくりといった子どもたちの支援を行う団体等のつながりの強化や、必要に応じてグループの立ち上げ支援を行い、地域の力で子どもたちへの支援活動を展開することで、子ども支援の輪を北区全体に広げていくことを目指します。	163	北区社会福祉協議会	子ども・若者応援ネットワーク大学連携会議: 5回 子ども食堂ネットワーク会議: 1回 子ども食堂関連団体向け研修: 1回 子ども食堂啓発イベント: コロナ禍の為中止 子ども食堂食品衛生講座: コロナ禍の為中止

【様式2】子どもの貧困対策に関する指標の実績（令和3年度状況）

資料2-2
子ども・子育て会議資料
令和4年12月20日
子ども未東部子ども未来課

No	指標名	対象者	関係課（調査対象）		令和3年度実績値	集計方法	（参考）過去実績値				
			課	関連事業・調査等			令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
1	妊婦届出後の妊婦への面接を実施する割合	妊婦	健康推進課	はびママ・たまご面接	88.89%	「はびママ・たまご面接の実人数/母子健康手帳交付数（再交付除く）」の割合	100.39%	79.52%	74.08%	59.55%	60.96%
2	歯科検診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合	区内3歳児	健康推進課	東京の歯科保健	5.4%	「むし歯のある者/受診者」の割合	6.0%	5.4%	7.1%	7.6%	9.4%
3	歯科検診で未処置のむし歯がある子どもの割合	区内3歳児	健康推進課	東京の歯科保健	4.4%	「未処置歯のある者/受診者数」の割合	5.0%	4.8%	5.9%	6.2%	7.5%
4	歯科検診でむし歯ありの判定を受けた区立小学1年生	区立小学1年生	学校支援課	東京都の学校保健統計調査	都の統計、コロナの影響により健診延期で未確定	25.48%	24.70%	30.40%	31.41%	33.98%	
5	歯科検診で未処置のむし歯がある区立小学1年生	区立小学1年生	学校支援課	東京都の学校保健統計調査	都の統計、コロナの影響により健診延期で未確定	13.48%	12.63%	15.93%	15.98%	17.62%	
6	子どもの朝ごはん摂取率	区立小学2、4、6年生、中学2年生	教育指導課	東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査	-小2：男96.0% 女96.3% -小4：男91.4% 女92.4% -小6：男86.6% 女86.9% -中2：男80.9% 女81.9%	「毎日」の割合	-小2：男94.6% 女94.9% -小4：男88.8% 女90.7% -小6：男85.0% 女83.4% -中2：男83.8% 女78.9%	-小2：男95.2% 女95.7% -小4：男91.6% 女92.5% -小6：男87.0% 女87.8% -中2：男81.0% 女80.8%	-小2：男95.3% 女94.8% -小4：男90.0% 女90.3% -小6：男85.3% 女88.7% -中2：男85.5% 女82.9%	-小2：男95.9% 女94.8% -小4：男90.1% 女91.8% -小6：男85.3% 女88.7% -中2：男82.8% 女82.7%	-小2：男93.8% 女93.2% -小4：男89.1% 女91.8% -小6：男84.1% 女87.1% -中2：男81.8% 女82.7%
7	「自分には良いところがある」の質問で肯定的に答える子どもの割合	区立小学6年生 中学3年生	教育指導課	全国学力・学習状況調査	-小6：78.0% -中3：78.3%	「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の合計割合	新型コロナウイルス感染拡大の影響により調査中止	-小6：79.6% -中3：73.3%	-小6：82.3% -中3：80.5%	-小6：75.6% -中3：70.4%	-小6：72.5% -中3：68.4%
8	「全国学力・学習状況調査」の児童・生徒の平均正答率	区立小学6年生 中学3年生	教育指導課	全国学力・学習状況調査	○小6 国語69.0% 算数74.0% ○中3 国語67.0% 数学60.0%	R3年度より小2～中1 観点項目変更 各教科の観点項目(①～③は各教科観点別) 【国語】 ①知識・技能 ②思考・判断・表現 ③主体的に学習に取り組む態度	新型コロナウイルス感染拡大の影響により調査中止	○小6 国語65.0% 算数71.0% ○中3 国語72.0% 数学60.0% 英語58.0%	○小6 国語A 72% 国語B 57% 算数A 79% 算数B 47% ○中3 国語A 76% 国語B 63% 数学A 68% 数学B 48%	○小6 国語A 75% 国語B 57% 算数A 79% 算数B 47% ○中3 国語A 77% 国語B 73% 数学A 66% 数学B 49%	○小6 国語A 72.2% 国語B 57.3% 算数A 77.9% 算数B 48.1% ○中3 国語A 75.4% 国語B 66.1% 数学A 61.1% 数学B 44.2%
9	「北区基礎・基本の定着度調査」の児童・生徒の達成率 ※達成率＝正答率/目標値×100	区立小学2年生	教育指導課	北区基礎・基本の定着度調査	○小2 【国語】 ①109.4% ②105.3% ③97.5% 【算数】 ①106.4% ②105.9% ③107.9%	【社会】※小5以上 ①知識・技能 ②思考・判断・表現 ③主体的に学習に取り組む態度	○小2 【国語】 ①110.5% ②110.3% ③111.8% ④119.1% ⑤105.5% 【算数】 ①106.1% ②105.9% ③106.5% ④104.9%	○小2 【国語】 ①104.7% ②110.0% ③101.0% ④106.0% ⑤106.7% 【算数】 ①107.3% ②107.6% ③106.9% ④104.7%	○小2 【国語】 ①107.5% ②110.7% ③104.4% ④109.8% ⑤105.9% 【算数】 ①105.2% ②104.2% ③107.2% ④104.0%	○小2 【国語】 ①107.6% ②108.3% ③107.2% ④108.0% ⑤106.6% 【算数】 ①103.9% ②102.1% ③105.8% ④103.5%	
		区立小学4年生	教育指導課	北区基礎・基本の定着度調査	○小4 【国語】 ①107.6% ②103.6% ③100.8% 【算数】 ①109.1% ②111.1% ③112.8% 【理科】 ①99.4% ②100.3% ③98.3%	【理科】※小4以上 ①知識・技能 ②思考・判断・表現 ③主体的に学習に取り組む態度	○小4 【国語】 ①114.4% ②115.4% ③113.4% ④116.1% ⑤107.2% 【算数】 ①112.2% ②113.0% ③107.5% ④109.2% 【理科】 ①106.9% ②104.7% ③93.0% ④99.9%	○小4 【国語】 ①104.2% ②107.6% ③98.5% ④107.7% ⑤101.3% 【算数】 ①111.0% ②116.2% ③108.3% ④109.4% 【理科】 ①104.8% ②104.3% ③100.5% ④102.8%	○小4 【国語】 ①106.4% ②107.5% ③109.8% ④105.4% ⑤111.3% 【算数】 ①105.2% ②111.2% ③105.5% ④105.5% 【理科】 ①107.6% ②108.3% ③108.1% ④106.5%	○小4 【国語】 ①107.5% ②105.6% ③102.2% ④118.8% ⑤98.9% 【算数】 ①103.9% ②106.2% ③105.8% ④103.5% 【理科】 ①97.5% ②99.0% ③99.5% ④101.5%	
		区立小学6年生	教育指導課	北区基礎・基本の定着度調査	○小6 【国語】 ①104.7% ②109.5% ③106.5% 【社会】 ①94.9% ②98.4% ③100.2% 【算数】 ①108.7% ②105.7% ③109.7% 【理科】 ①94.7% ②99.3% ③100.0%	中2は変更なし 各教科の観点項目(①～③は各教科観点別) 【国語】 ①国語への関心・意欲・態度 ②話す・聞く能力 ③書く能力 ④読む力 ⑤言語についての知識・理解・技能 【社会】※小5以上 ①社会的事象への関心・意欲・態度 ②社会的な思考・判断・表現 ③観察・資料活用技能 ④社会的事象についての知識・理解 【算数(数学)】への関心・意欲・態度 ②数学的思考力 ③数量や図形についての技能(数学的な技能) ④数量や図形(など)についての知識・理解 【理科】※小4以上 ①自然事象への関心・意欲・態度 ②科学的思考・表現 ③観察・実験の技能 ④自然事象についての知識・理解 【英語】 ①コミュニケーションへの関心・意欲・態度 ②外国語表現能力 ③外国語理解能力	○小6 【国語】 ①110.0% ②111.6% ③109.1% ④112.0% ⑤104.4% 【社会】 ①104.1% ②104.3% ③105.9% ④105.5% 【算数】 ①108.0% ②104.0% ③100.7% ④102.7% 【理科】 ①89.5% ②102.0% ③105.5% ④101.8%	○小6 【国語】 ①107.8% ②110.5% ③108.0% ④107.3% ⑤106.1% 【社会】 ①107.2% ②104.4% ③105.8% ④104.1% 【算数】 ①103.2% ②103.1% ③100.8% ④100.9% 【理科】 ①95.0% ②99.1% ③103.8% ④105.3% 【英語】 ①92.9% ②101.6% ③96.4% ④96.7%	○小6 【国語】 ①105.2% ②103.0% ③104.8% ④110.4% ⑤110.8% 【社会】 ①103.2% ②103.1% ③100.8% ④100.9% 【算数】 ①100.3% ②99.1% ③99.9% ④100.0% 【理科】 ①92.9% ②101.6% ③95.8% ④97.7%	○小6 【国語】 ①104.7% ②112.8% ③97.0% ④110.5% ⑤107.9% 【社会】 ①101.2% ②101.1% ③101.0% ④99.9% 【算数】 ①108.3% ②109.9% ③113.1% ④101.2% 【理科】 ①88.5% ②96.0% ③97.9% ④98.6% 【英語】 ①96.1% ②95.4% ③93.8% ④98.9%	
区立中学2年生	教育指導課	北区基礎・基本の定着度調査	○中2 【国語】 ①108.5% ②106.2% ③110.8% ④110.9% ⑤106.9% 【社会】 ①111.9% ②111.6% ③106.4% ④106.4% 【数学】 ①104.7% ②107.0% ③108.5% ④108.1% 【理科】 ①101.8% ②99.0% ③85.7% ④83.0% 【英語】 ①107.6% ②108.2% ③105.6% ④109.9%	【算数(数学)】 ①自然事象への関心・意欲・態度 ②科学的思考・表現 ③観察・実験の技能 ④自然事象についての知識・理解 【英語】 ①コミュニケーションへの関心・意欲・態度 ②外国語表現能力 ③外国語理解能力	○中2 【国語】 ①114.2% ②108.7% ③112.6% ④110.0% ⑤104.6% 【社会】 ①94.2% ②97.8% ③89.2% ④96.2% 【数学】 ①94.2% ②98.2% ③100.6% ④100.2% ④105.7% ④103.2% 【理科】 ①93.2% ②90.0% ③101.3% ④99.5% 【英語】 ①115.8% ②124.2% ③109.2% ④110.0%	○中2 【国語】 ①104.5% ②106.5% ③104.3% ④106.7% ⑤101.9% 【社会】 ①103.7% ②105.4% ③101.4% ④102.1% 【数学】 ①94.2% ②98.2% ③105.8% ④106.8% 【理科】 ①98.2% ②99.4% ③99.1% ④92.9% 【英語】 ①102.1% ②100.4% ③104.1% ④96.5%	○中2 【国語】 ①101.5% ②106.3% ③103.8% ④105.8% ⑤100.2% 【社会】 ①97.3% ②100.7% ③85.9% ④91.9% 【数学】 ①110.9% ②104.2% ③109.4% ④107.2% 【理科】 ①88.2% ②89.2% ③94.8% ④91.4% 【英語】 ①101.0% ②111.9% ③103.0% ④103.5%				
10	学校外学習時間が1時間未満の児童・生徒の割合	区立小学6年生 中学3年生	教育指導課	全国学力・学習状況調査	-小6：31.5% -中3：20.8%	平日の学校外学習時間が「30分以上、1時間より少ない」「30分より少ない」「全くない」の合計割合	新型コロナウイルス感染拡大の影響により調査中止	-小6：34.6% -中3：32.2%	-小6：32.5% -中3：32.9%	-小6：33.8% -中3：30.4%	-小6：38.7% -中3：38.6%
11	小学校・中学校の不登校者数（率）	区立小・中学校の児童・生徒	教育指導課	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の課題に関する調査	小学校：175人(1.31%) 中学校：268人(5.91%)	小学校：128人(0.98%) 中学校：225人(5.16%)	小学校：107人(0.85%) 中学校：228人(5.18%)	小学校：90人(0.73%) 中学校：183人(4.13%)	小学校：74人(0.61%) 中学校：191人(4.24%)	小学校：70人(0.59%) 中学校：182人(3.99%)	

【様式2】子どもの貧困対策に関する指標の実績（令和3年度状況）

資料2-2
子ども・子育て会議資料
令和4年12月20日
子ども未来部子ども未来課

No	指標名	対象者	関係課（調査対象）		令和3年度実績値	集計方法	（参考）過去実績値				
			課	関連事業・調査等			令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
12	区立中学校の高校進学率	区立 中学3年生	学校支援課	公立学校統計調査（進路状況調査）	○高校進学率 98.9% ・全日制 86.8% ・定時制 3.8% ・通信制 5.5% ・特別支援 2.0% ・高等専門 0.9%		○高校進学率 98.5% ・全日制 87.5% ・定時制 4.2% ・通信制 5.0% ・特別支援 1.5% ・高等専門 0.3%	○高校進学率 98.9% ・全日制 87.5% ・定時制 4.7% ・通信制 4.5% ・特別支援 1.7% ・高等専門 0.5%	○高校進学率 99.3% ・全日制 89.1% ・定時制 3.8% ・通信制 4.0% ・特別支援 1.6% ・高等専門 0.8%	○高校進学率 98.3% ・全日制 89.1% ・定時制 3.6% ・通信制 3.5% ・特別支援 1.6% ・高等専門 0.5%	○高校進学率 99.0% ・全日制 88.6% ・定時制 4.5% ・通信制 3.6% ・特別支援 1.9% ・高等専門 0.4%
13	生活保護世帯の子どもの高校進学率	生活保護受給世帯の中学3年生	生活福祉課	生活保護受給世帯のデータ	○高校進学率 100% ・全日制 65.3% ・定時制 13.0% ・通信制 8.7% ・特別支援 13.0%		○高校進学率 91.4% ・全日制 45.7% ・定時制 28.6% ・通信制 5.7% ・特別支援 11.4%	○高校進学率 97.8% ・全日制 84.8% ・定時制 6.5% ・通信制 2.2% ・特別支援 4.3% ・高等専門 0%	○高校進学率 97.5% ・全日制 62.5% ・定時制 25% ・通信制 5% ・特別支援 5%	○高校進学率 95.7% ・全日制 72.3% ・定時制 8.5% ・通信制 4.3% ・特別支援 10.6%	○高校進学率 100.0% ・全日制 64.8% ・定時制 20.4% ・通信制 3.7% ・特別支援 9.3% ・高等専門 1.8%
14	「将来の夢や目標をもっていますか」の質問で肯定的に答える子どもの割合	区立中学3年生	教育指導課	全国学力・学習状況調査	68.8%	「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の合計割合	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により調査中止	65.1%	70.3%	70.6%	69.7%
15	区内都立高校の中退者数（率） （全日制・定時制）	区内都立高校の生徒				平成29年度の「児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」では公表されていた【参考】平成28・29年度間学校別（学科別）退学者数・退学者数・増減一覧がH30年度からは公表されなくなったため、集計不可。	—	—	平成29年度の「児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」では公表されていた【参考】平成28・29年度間学校別（学科別）退学者数・退学者数・増減一覧がH30年度からは公表されなくなったため、集計不可。	○中退者（率） 74人（3.07%） ・全日制 33人（1.90%） ・定時制 41人（6.06%）	○中退者（率） 105人（3.98%） ・全日制 42人（2.10%） ・定時制 63人（9.94%）
16	区内都立高校の卒業時の進路未決定者数（率） （全日制・定時制）	区内都立高校の生徒		（都）学校基本統計（学校基本調査報告書）		「進路未決定／卒業者数」「一時的な仕事に就いた者」／「卒業者数」の割合（下記出典から抜粋して集計） 【出典】学校基本統計（学校基本調査報告書） ●進路未決定・・・家事手伝いをしている者、外国の大学等に入学した者又は進路が未定であることが明らかなる者 ●一時的な仕事に就く・・・アルバイト・パート等臨時的な収入を得ることを目的とする仕事に就いた者	令和4年1月上旬～中旬に集計予定	・進路未決定 97人（12.43%） ・一時的な仕事に就く ※未集計	・進路未決定 114人（15.18%） ・一時的な仕事に就く 0人（0%）	・進路未決定 95人（12.33%） ・一時的な仕事に就く 14人（1.81%）	・進路未決定 79人（10.19%） ・一時的な仕事に就く 28人（3.61%）
17	ひとり親家庭に対する就労支援事業による就業率及び正規雇用率	ひとり親家庭	生活福祉課	①ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 ②ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業 ③ひとり親家庭自立支援プログラム策定 ④北区くらしとこと相談センター	【集計方法修正後】 ・就業率 33.3% （3人／9人） ・正規雇用率 11.1% （1人／9人）	●就業率・・・「①～③事業者」「④センター相談後就労支援に繋がった者」が支援後に雇用（正規、非正規、役員）、自営業・家族従事者に就いている合計割合 ●正規雇用率・・・「①～③事業者」「④センター相談後就労支援に繋がった者」が支援後に正規雇用になっている合計割合	【集計方法修正後】 ・就業率 54.5% （6人／11人） ・正規雇用率 27.3% （3人／11人）	【集計方法修正後】 ・就業率 11.1% （2人／18人） ・正規雇用率 5.6% （1人／18人）	【集計方法修正後】 ・就業率 59.1% （13人／22人） ・正規雇用率 31.8% （7人／22人）	・就業率 100% （18人／18人） ・正規雇用率 38.9% （7人／18人）	H29年度から集計 【集計方法修正後】 ・就業率 89.9% （16人／18人） ・正規雇用率 33.3% （6人／18人）

「（仮称）北区子ども・子育て支援総合計画」策定に向けた ニーズ調査回収率について（速報）

1. 調査票の種類及び回収数（回収率）

区民のニーズを把握するため、以下のとおりアンケート調査を実施しました。

調査対象	調査方法	調査実施数 (件)	有効回収数 (件)	有効回収率 (%)	前回有効回収率 (%)
1、 就学前の子どもの保護者	郵送	2,500	1,402	56.1	59.1
2、 小学校1年生から6年生までの 子どもの保護者	郵送	1,000	570	57.0	55.2
3、 25歳～39歳の区民	郵送	1,000	265	26.5	26.4
4-1、 世帯主と子のみで構成されている世帯の 18歳以下のお子さんの保護者	郵送	750	301	40.1	31.2
4-2、 児童育成手当受給世帯の保護者	郵送	750	365	48.7	※38.9
5、 区立小学校6年生児童	GIGA 端末	2,240	1,479	66.0	※② 43.8
6、 区立中学校2年生生徒	GIGA 端末	1,639	671	40.9	
7、 高校2年生世代	郵送	1,500	547	36.5	
8、 妊産婦	郵送	500	333	66.6	33.7
9、 児童養護施設等利用者	郵送	50	30	60.0	※66.4
10、 区立小・中学校職員	メールにて 調査票送付	46	46	100	—

※ 「4-2、児童育成手当受給世帯の保護者」及び「9、児童養護施設等利用者」の前回回収率は、平成28年度に実施した「北区子どもの未来応援プラン策定のための実態調査」の回収率。

※② 「5、区立小学校6年生児童」及び「6、区立中学校2年生生徒」、「7、高校2年生世代」の
 前回回収率は、前回計画策定に伴う区民調査のうち、「12歳～18歳の区民」の回収率。

2. 今後のスケジュール（案）

令和4年	12月20日	北区子ども・子育て会議にてニーズ調査速報報告
令和5年	3月	文教子ども委員会にてニーズ調査報告
	12月	計画（案）へのパブリックコメント
令和6年	3月	文教子ども委員会にて計画策定報告

【裏面あります】

(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画策定における
北区子ども・子育て会議のスケジュール (令和4年12月20日現在)

子ども・子育て会議	
2022年 12月	第39回(12月20日) ①ニーズ調査の回収率報告 ②枠組み等(提示) ③今後のスケジュール
2023年 1月	
2月	第40回(2月下旬～3月上旬) ①調査報告書(事前送付) ②枠組み等(最終提示) ③次世代体系(提示) ④貧困プラン体系(提示) ⑤部会の提案(次世代・支援事業・貧困対策)
3月	
4月	専門部会(4月～6月) ・次世代育成支援行動計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・子どもの貧困対策
5月	
6月	
7月	第41回(7月下旬～8月上旬) 子子支援計画(案)
8月	
9月	第42回(9月下旬) 子子支援計画(最終提示)
10月	
11月	第43回(11月上旬) 子子支援計画(案)完成報告及びパブコメ実施について
12月	第44回(12月) (子子支援計画以外の議題で実施)
2024年 1月	
2月	第45回(2月) ①パブコメ実施結果報告
3月	

「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の枠組み(素案)

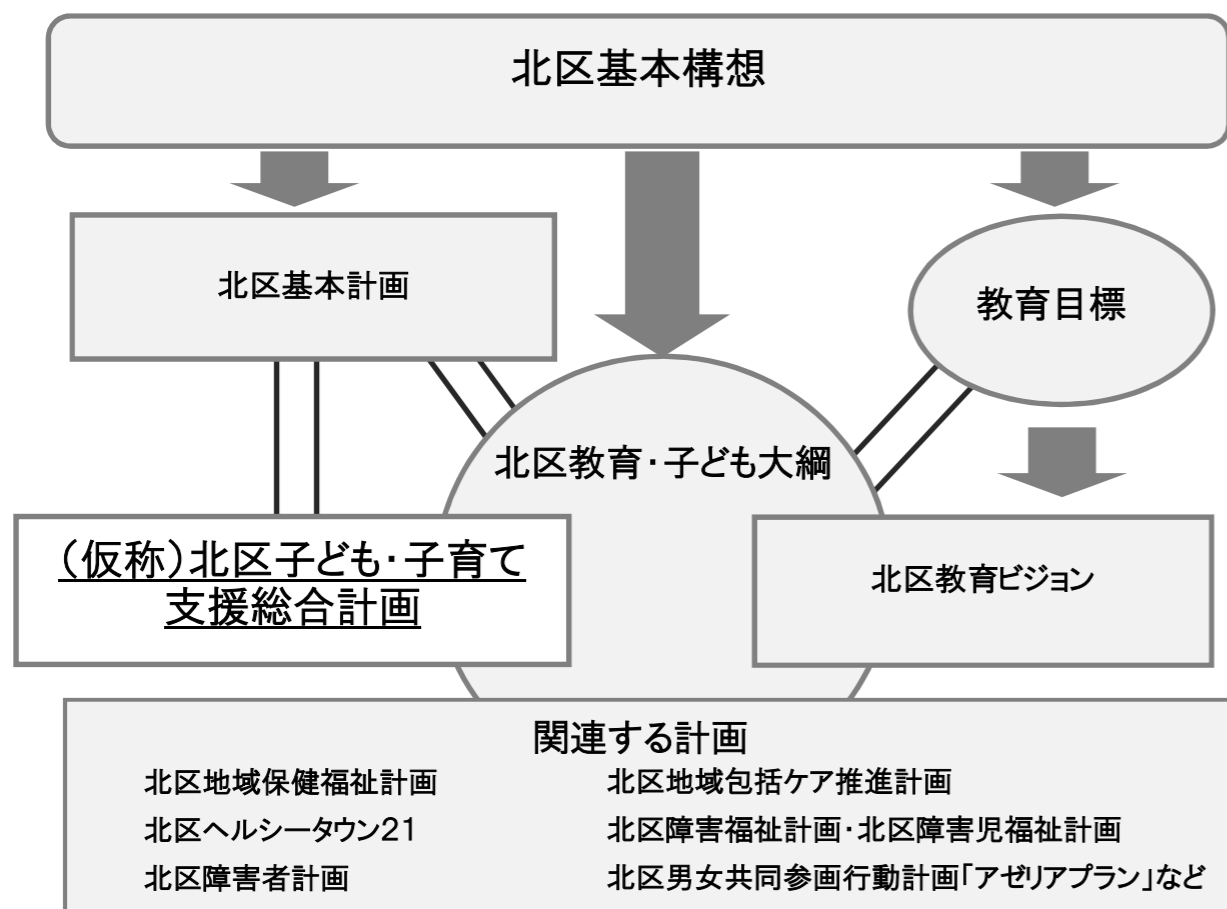
1 計画の位置づけ

- 本計画は、生まれてから社会の一員として自立していくまで、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、区民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための「北区の取組」です。
 ※本計画の対象は、原則18歳未満の子ども(妊娠時含む)とその保護者(家庭)としますが、施策によっては概ね20歳未満までの子どもとします。
- 本計画は、北区の子育て施策の総合的な計画として策定するものであり、国の「次世代育成支援対策推進法」による「市町村行動計画(次世代育成支援行動計画)」に、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、子どもの貧困に関する施策を盛り込むとともに、「子ども・子育て支援法」による「子ども・子育て支援事業計画」を2つの柱として構成します。
- 本計画は、区政の基本的方針である「北区基本構想」ならびに「北区教育・子ども大綱」を踏まえ、「北区基本計画」などの上位計画や「北区教育ビジョン」、また、「北区地域保健福祉計画」や「北区男女共同参画行動計画「アゼリアプラン」」など、他の関連計画などとの整合を図るものとします。
- 子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。

2 計画の期間

- 本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年を計画期間とします。
- 「子ども・子育て支援事業計画」は、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年を目処に計画の見直しを行うものとします。その際に「次世代育成支援行動計画」についても、必要に応じて修正を図るものとします。

図表 (仮称)北区子ども・子育て支援総合計画の位置づけ(現段階におけるイメージ図)



「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の基本的考え方(素案)

1 基本理念

すべての区民が子どもの育ちを支援することで
子どもたちが自分らしく輝き健やかに成長できるまち

- すべての区民とは、行政と家庭、地域、学校、子どもの施設、民間事業者などあらゆる主体を指し、貧困やいじめ、虐待、LGBTQ+等といった、子どもを取り巻く今日的な課題に対し、子どもの育ちと子育て家庭への支援を推進するといった理念を表したものです。新北基本構想では、世代を超え全区民が「自分らしく輝き健やかに暮らせる」ことを謳っていますが、(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画では、子どもを主人公として位置づけることを理念とします。

◎1 基本理念の考え方

新北基本構想(中間のまとめ)の「世代を超えて互いに成長し 自分らしく輝き 健やかに暮らせるまち」から引用してアレンジしました。

◎2 (1) 基本的な視点の考え方

既存計画の基本的な視点は「子どもの人権を尊重し 『子どもの最善の利益』の実現を目指す」となっており、「子どもの権利」を尊重し、「子どもの最善の利益」につながるといった「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づくものです。この基本的な視点については、前回から変更がないものと考えておりますが、「人権の尊重」よりも「権利の保障」といった言い方が頻繁にされるようになったのではと考え、一部文言を修正する形とします。

◎2 (2) 基本方針の考え方

新北基本構想と既存計画の表現とを融合させました。
現行の子ども・子育て支援計画の3本柱に、子どもの未来応援プランを引き継ぐ形で4本目の柱を記載するとともに、貧困解消的な要素を削除しました。
新北基本構想(中間のまとめ)の「世代を超えて互いに成長し 自分らしく輝き 健やかに暮らせるまち」から引用しています。

2 基本的な視点と基本方針

(1) 基本的な視点

北区のすべての子どもたちの権利が保障され
「子どもの最善の利益」の実現を目指す

- 子育てをしている保護者への支援とともに、自ら育つ力を持っている子どもたちの力を引き出すための支援が必要です。
- これを進めるには、児童の権利に関する条約(※)にもある「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を4つの柱とした、子どもたちの権利を保障することが重要であり、この子どもたちの権利の保障が、「子どもの最善の利益」へとつながっていきます。
- そのため、北区では、子どもたちの権利の保障を基本的な視点とし、すべての施策を展開していきます。

(2) 基本方針

“子どもの成長”への支援

- 子どもが自らの意見を自由に表明して、未来に夢や希望を抱きながら、心身ともにのびのびと成長ができるよう、子どもの目線に立った支援を行っていきます。

“すべて”の子育て家庭への支援

- 誰もが安心して充実した子育てができるよう、すべての子育て家庭に寄り添った支援を推進します。

“まちぐるみ”での子育て支援

- 家庭・地域・学校の連携・協働を推進することにより、まちぐるみ(地域全体)で、将来の担い手となる子どもたちの健やかな成長や学びを支える環境づくりを促進します。

“貧困の連鎖解消”のための支援

- 北区のすべての子どもたちが、生まれ育った環境に関わらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、それぞれの子育て家庭に隙間の無い支援を行っていきます。

「北区子ども・子育て支援計画 2020」と「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の構成について(素案)

◎次期計画の構成の考え方

- 1、「北区子ども・子育て支援計画 2020」と「北区子どもの未来応援プラン(東京都北区子どもの貧困対策に関する計画)」を統合するとともに、継続性という観点から「北区子ども・子育て支援計画」の基本理念や基本的な視点、基本方針等を引き継ぎ展開していく。
- 2、基本構成は「北区子ども・子育て支援計画 2020」とし、①「次世代育成支援行動計画」②「子ども・子育て支援事業計画」③「北区子どもの未来応援プラン」の各施策について整理し掲載する。
- 3、計画の読みやすさを意識し、区の現状に関する部分は資料編にもっていき、手に取ってもらいやすい計画、また、見やすい計画となるよう構成を行う。

「北区子ども・子育て支援計画 2020」の構成

現行計画

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定方法

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

- 1 子ども・子育てを取り巻く現状
- 2 教育・保育施設の利用状況
- 3 北区子ども・子育て支援計画 2015 の実績
- 4 北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果
- 5 子ども・子育てを取り巻く課題

第3章 計画の基本的考え方

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点と基本方針
- 3 北区子ども・子育て支援計画 2020 の体系

第4章 次世代育成支援行動計画

- 1 次世代育成支援行動計画の考え方
- 2 施策目標
- 3 次世代育成支援行動計画の体系
- 4 個別目標別主な取組
 - 施策目標1 家庭の育てる力を支援
 - 施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり
 - 施策目標3 未来を担う人づくり
 - 施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援
 - 施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

第5章 子ども・子育て支援事業計画

- 1 子ども・子育て支援事業計画の考え方
- 2 区域設定
- 3 人口推計
- 4 子ども・子育て支援事業計画の体系
- 5 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

第6章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進状況の把握
- 2 地域・関係団体・関係機関との連携と協働

資料編

- 1 主な取組事業一覧
- 2 東京都北区子ども・子育て会議条例(抄)
- 3 北区子ども・子育て会議及び専門部会委員名簿
- 4 北区子ども・子育て会議及び専門部会の開催経過
- 5 児童憲章
- 6 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)(抜粋)

提案① 「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の構成

第1章 計画の策定にあたって

- (略)
- 5 子ども・子育てを取り巻く課題

第2章 計画の基本的考え方

(略)

第3章 次世代育成支援行動計画

(略)

第4章 子ども・子育て支援事業計画

(略)

第5章 貧困対策に関する計画

- 1 貧困対策に関する計画の考え方
- 2 施策目標
- 3 計画の体系
- 4 子どもの貧困対策に関する主な取組

第6章 計画の推進に向けて

(略)

資料編

- 1 子ども・子育てを取り巻く現状
- 2 教育・保育施設の利用状況
- 3 北区子ども・子育て支援計画 2020 の実績
- 4 北区子どもの未来応援プランの実績
- 5 北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果
- 6 主な取組事業一覧
- 7 東京都北区子ども・子育て会議条例(抄)
- 8 北区子ども・子育て会議及び専門部会委員名簿
- 9 北区子ども・子育て会議及び専門部会の開催経過
- 10 児童憲章
- 11 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)(抜粋)

提案② 「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の構成

第1章 計画の策定にあたって

(略)

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

- 1 子ども・子育てを取り巻く現状
- 2 教育・保育施設の利用状況
- 3 北区子ども・子育て支援計画 2015 の実績
- 4 北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果
- 5 子ども・子育てを取り巻く課題

第3章 計画の基本的考え方

(略)

第4章 次世代育成支援行動計画・貧困対策に関する計画

(略)

第5章 子ども・子育て支援事業計画

(略)

第6章 計画の推進に向けて

(略)

資料編

- 1 主な取組事業一覧
- 2 東京都北区子ども・子育て会議条例(抄)
- 3 北区子ども・子育て会議及び専門部会委員名簿
- 4 北区子ども・子育て会議及び専門部会の開催経過
- 5 児童憲章
- 6 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)(抜粋)

高校生等医療費助成事業の拡充について

1 要 旨

東京都が令和5年度から高校生等医療費助成事業を実施することを表明して以降、特別区長会と東京都で協議を重ね、6月に合意に至ったことから、23区では、令和5年度より所得制限なし・自己負担なしで実施する。

北区でも、平成23年7月から区独自で実施している高校生等の入院医療費助成について、東京都高校生等医療費助成事業を活用し、通院医療費に拡充する。

2 東京都高校生等医療費助成事業の概要

児童手当の所得制限に準拠した自己負担を設ける。

- ・所得制限：扶養親族等が3名の世帯の場合、960万円以下の収入の世帯の児童を補助の対象とする。
- ・自己負担：1回の通院診療につき200円（上限額）を求める。
- ・令和5年度から3年間、東京都の負担割合を10/10とする。

3 東京都と特別区長会の合意事項

所得超過及び自己負担分は、各区が負担し、事業開始後4年目以降の財源等は引き続き協議する。

4 北区における対象児童数

6,373名（令和4年6月1日現在の対象児童見込み数）

5 これまでの経過及び今後の予定

令和4年1月～ 東京都が令和5年度より高校生等医療助成事業を実施すると発表し、財源負担のあり方等について、特別区長会と東京都での協議を行う。

6月 特別区長会と東京都が令和5年度の事業開始で合意
23区では、高校生等医療費助成は、所得制限なし・自己負担なしで実施する方針を示す。

9月	システム改修や新たな医療証の作成・発送等の経費に関する補正予算案の上程
10月頃	北区医師会等区内関係団体への説明
11月	東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正案上程
12月	北区ニュース・北区ホームページによる周知（制度改正及び申請についての周知） 申請が不要な現中学3年生の保護者へ制度改正のお知らせを送付 申請が必要な現高校1年生・2年生へ勧奨通知を送付、申請受付開始
令和5年3月	北区ニュース・北区ホームページによる周知（新たな医療証の送付及び事業の開始についての周知）
3月下旬	対象者への新たな医療証及び事業の案内文の送付

6 その他

ひとり親家庭等医療費助成（東京都制度）の対象児童の診療にかかる助成は、令和5年4月1日以降、高校生等医療費助成事業を優先して適用する。

また、高校生等医療費助成事業により発行する医療証の通称名は「マル青(あお)」とする。

新たな放課後子ども総合プランの推進について

1 要 旨

令和3年度に実施した教育委員会・区長部局の関係部課及び学校代表による放課後子ども総合プラン等検討会の報告をふまえて、今年度も引き続き検討してきた。このたび、新たな放課後子ども総合プランの推進について、取りまとめたので報告する。

なお、今回の見直しにより、全児童対策として居場所機能を担う放課後子ども教室（一般登録）の時間延長を実施することで、学童クラブからの移行を進めるとともに、すべての児童が多様な体験・活動ができる仕組みを構築し、将来に向け、より一体的な運営を推進する。

2 新たな放課後子ども総合プランの推進

(1) 経緯

平成24年度から順次導入開始

令和3年9月 小学校全校で放課後子ども総合プランを開始
放課後子ども総合プラン等検討会設置

令和4年3月 検討会報告

(2) 取り組み方針

別紙1及び2のとおり

3 今後の予定

令和4年11月以降 校長会、放課後子ども総合プラン運営委員会、各校実行委員会に報告、移行準備着手、研修実施

令和5年 9月 関係規定の改正、利用者周知

令和6年 4月 全小学校で新たな放課後子ども総合プランへ移行

新たな放課後子ども総合プラン「わくわく☆ひろば」の推進

背景・課題

- 小学校内を基本として、2つの事業（放課後子ども教室・学童クラブ）を一体的に実施する放課後子ども総合プラン「わくわく☆ひろば」は、令和3年9月をもって小学校全校に導入を完了したが、児童の育成機能と放課後の居場所機能をあわせ持つ事業として、さらなる連携を進める必要がある。
- 年少人口及び学童クラブ利用ニーズの増加による学童待機が生じない仕組みの構築が求められる。

目的

- すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができる仕組みを構築して一体的な運営を推進するとともに、学童待機の解消を図る。

新たな取組方針

具体的な推進方策（ハード・ソフトの両面から新たな仕組みを構築）

学童クラブと放課後子ども教室のさらなる一体的運営

- すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を一体的に運営
- 学童クラブの児童が多様な体験活動に参加できる仕組みづくりを積極的に推進し、児童の自主性・社会性等のより一層の向上を図る
- 活動プログラムの企画段階から、両事業の従事者・参画者が連携
 - イメージ…放課後の活動スペース全体を用いて、エリアごとに様々な活動を展開し、学童クラブの児童が在籍教室（生活の場）から放課後子ども教室の活動へ参加（遊び・学び・体験）する 等

学校施設を徹底活用した放課後活動エリアの確保

- 学校施設の共用利用促進
 - ・これまでの専用室を前提とした整備に加え、放課後等の時間帯に学校教育目的で使用していない特別活動教室等を、共用利用として積極的に活用し、活動エリアを確保
 - ・柔軟な活動エリアの確保を推進するため、条例上の支援単位（クラブ単位）の設定を廃止し、学校単位に必要な定員数を設定
 - ・共用利用に関するルール・責任体制を明確化
- タイムシェア計画を策定
 - ・特別活動教室等を活用する場合は、学校教育活動に支障のない範囲で学校ごとに計画を策定し、学校・事業関係者の合意のもと実施

放課後子ども総合プランの充実

- 学童クラブの利用要件に満たない短時間就労家庭や、4～6年生の利用ニーズに応えた仕組みを構築
- 放課後子ども教室・学童クラブの両事業ともに、児童・保護者の安全・安心と魅力・利便性を向上

学童クラブ〈生活の場：一人ひとりに寄り添った学童育成〉

- 生活の場としての機能を十分に担保
- 入退室管理システムの導入 ※現行は放課後子ども教室のみ
- 障害児の受入体制の基準見直し
- 連絡帳機能のデジタル化
- おやつ代の現金集金方法の見直し
- 土曜日の早朝開始時間の格差解消（8:15 からに統一）

放課後子ども教室〈遊び場・学び場：自由参加の多様な体験活動〉

- 新1年生も4/1から利用を開始 ※入学前の春休みから参加可能
- 早朝・夕方の利用時間帯を延長
 - ・既存の時間帯である9:00-17:00を超える部分に、学童クラブに準じた育成機能を付加（育成料を設定）
 - ・総合プランとして同一学校内で両事業を展開している強みを生かし、登室人数が少ない朝夕は学童クラブとして一体的に運営
- 学校休業日のお弁当対応（一人きりの食事となる児童への対応）

実施体制

- 学校単位で設置する「実行委員会」を活用し、地域関係者・学校・PTA・教育委員会が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議
- 事業従事者等（区職員・委託スタッフ等）の研修の充実

スケジュール

- 令和4年度 実施に向けた関係者説明・合意形成、研修計画策定
- 令和5年度 関係規定改正、タイムシェア計画策定、システム改修、研修実施、利用者周知
- 令和6年度 全小学校で本格実施

新たな放課後子ども総合プラン「わくわく☆ひろば」の制度概要

《見直し案》

《現行》

		北区放課後子ども総合プラン「わくわく☆ひろば」	
		放課後子ども教室（一般登録）	学童クラブ登録
		1～6年生	1～3年生
対象	当該小学校に在籍する児童 私立小学校等の児童 ※朝夕の育成は、就労等の一定要件を満たす家庭の児童を対象	保護者の就労等により育成を必要とする1～3年生の児童	
目的	【居場所の提供】+【生活の場】 放課後の児童の安全な「遊び・学び・体験」の場を提供する。 また、学童クラブの利用要件に満たない短時間就労家庭等の児童に対し、学童クラブに準ずる機能を持った安全な居場所を確保する。	【生活の場】 放課後育成が必要な児童を、家庭に代わって育成する。	
拠点	ひろば室	学童クラブ室	
遊ぶ場所	校庭、体育館、ひろば室など		
時間	平日	放課後～17:00 (11～2月は16:30まで) 夕方延長17:00～18:00 早朝延長8:15～9:00	放課後～18:00 夜延長18:00～19:00 (要申請)
	学校休業日 (月～金)	9:00～12:00 13:00～17:00 (11～2月は16:30まで) 夕方延長17:00～18:00 早朝延長8:15～9:00	8:15～18:00 夜延長18:00～19:00 (要申請)
	土曜日	9:00～12:00 13:00～17:00 (11～2月は16:30まで) ※土曜授業日は13:00から 夕方延長17:00～18:00	8:15～18:00 (要申請)
利用料	9:00～17:00 無料 早朝延長 育成料 ※金額未定 夕方延長 育成料 ※金額未定	育成料 5,000円/月 おやつ代 1,500円/月 夜延長 2,000円/月	
出欠確認	なし 入退室システムにより児童の入退室をメールでお知らせ	あり 入退室システム導入	
連絡帳	なし	あり (デジタル化検討)	
おやつ	なし	あり	
1日の流れ			
8:15	早朝延長 ※育成が必要な児童		
9:00	集団遊び・体験活動など一体的に活動		
12:00	帰宅 ※一人きりの食事となる児童は昼食対応	昼食 (弁当)	
13:00	集団遊び・体験活動など一体的に活動		
17:00(16:30)	夕方延長 ※育成が必要な児童	おやつ	
17:30			
18:00		夜延長 ※保護者による迎え	

		放課後子ども教室（一般登録）		学童クラブ登録
		1～6年生	学童クラブ特例利用（4～6年生）	1～3年生
		対象	当該小学校に在籍する児童 私立小学校等の児童	保護者の就労等により育成を必要とする4～6年生の児童
目的	【居場所の提供】 放課後の児童の安全な「遊び・学び・体験」の場を提供する。	【居場所の提供】+【生活の場】 放課後育成が必要な児童に対し、学童クラブに準ずる機能を持った安全な居場所を確保する。	【生活の場】 放課後育成が必要な児童を、家庭に代わって育成する。	
拠点	ひろば室		学童クラブ室	
遊ぶ場所	校庭、体育館、ひろば室など			
時間	平日	放課後～17:00 (11～2月は16:30まで)	放課後～17:30	放課後～18:00 延長18:00～19:00 (要申請)
	学校休業日 (月～金)	9:00～12:00 13:00～17:00 (11～2月は16:30まで)	9:00～17:30	8:15～18:00 延長18:00～19:00 (要申請)
	土曜日	9:00～12:00 13:00～17:00 (11～2月は16:30まで) ※土曜授業日は13:00から	9:00～17:30 (要申請)	【直営】8:45～17:30 (要申請) 【委託】8:15～18:00 (要申請)
利用料	無料	無料	育成料 5,000円/月 おやつ代 1,500円/月 延長 2,000円/月	
出欠確認	なし 入退室システムにより児童の入退室をメールでお知らせ		あり	
連絡帳	なし		あり	
おやつ	なし		あり	
1日の流れ				
8:15				
9:00				
12:00	帰宅 ※一人きりの食事となる児童は昼食対応		昼食 (弁当)	
13:00				
17:00(16:30)			おやつ	
17:30				
18:00			延長 ※保護者による迎え	

東京都北区学童クラブの設置及び名称の変更について

1 要 旨

令和5年4月の学童クラブ待機児童を出さないため、学童クラブの新設及び定員変更を行い、355名の定員増を図る。

2 学童クラブ待機児童の状況

令和3年4月：待機児童 43名（前年度比 105名定員増）

令和4年4月：待機児童 8名（前年度比 150名定員増）

3 令和5年4月期に向けた対応

（1）学童クラブの定員

令和5年4月：88学童クラブ、定員 3,845名

（7学童クラブ新設、355名定員増）

令和4年度の状況

4月：80学童クラブ、定員 3,475名

9月：81学童クラブ、定員 3,490名（王子小学校学童移転・増設）

（2）学童クラブの新設等

【条例改正をともなうもの・7学童クラブ新設】

王子小学校	王子っ子クラブ第七	（定員 40名）
王子第一小学校	王一小クラブ第四	（定員 40名）
王子第五小学校	王五わんぱくクラブ第二	（定員 40名）
なでしこ小学校	なでしこ小クラブ第四	（定員 50名）
滝野川第二小学校	滝二っ子クラブ第三	（定員 40名）
西ヶ原小学校	西ヶ原さくらっ子クラブ第三	（定員 40名）
田端小学校	田端ぽぷらクラブ第四	（定員 45名）

【条例改正をともなわない定員増を行う学童クラブ】

浮間小学校	浮間桜草クラブ第二	（定員 40名から70名）
西浮間小学校	西浮間クラブ第三	（定員 50名から80名）

4 今後の予定

令和4年12月 学童クラブの運営に関する条例上程
備品等の整備
令和5年 3月 開設準備
4月 運営開始

(参考) 新設・定員増学童クラブ一覧

小学校	令和4年度 9月		令和5年度 4月		
	学童クラブ名	定員	学童クラブ名	変更内容	定員
王子	王子っ子クラブ第一	40	王子っ子クラブ第一		40
	王子っ子クラブ第二	40	王子っ子クラブ第二		40
	王子っ子クラブ第三	40	王子っ子クラブ第三		40
	王子っ子クラブ第四	40	王子っ子クラブ第四		40
	王子っ子クラブ第五	40	王子っ子クラブ第五		40
	王子っ子クラブ第六	40	王子っ子クラブ第六		40
			王子っ子クラブ第七	新設	40
王子第一	王一小クラブ第一	40	王一小クラブ第一		40
	王一小クラブ第二	40	王一小クラブ第二		40
	王一小クラブ第三	40	王一小クラブ第三		40
			王一小クラブ第四	新設	40
王子第五	王五わんぱくクラブ	40	王五わんぱくクラブ第一	名称変更	40
			王五わんぱくクラブ第二	新設	40
なでしこ	ふたばクラブ	70	なでしこ小クラブ第一	名称変更	70
	みつばクラブ	40	なでしこ小クラブ第二	名称変更	40
	よつばクラブ	40	なでしこ小クラブ第三	名称変更	40
			なでしこ小クラブ第四	新設	50
浮間	浮間桜草クラブ第一	40	浮間桜草クラブ第一		40
	浮間桜草クラブ第二	40	浮間桜草クラブ第二	定員変更	70
	浮間桜草クラブ第三	40	浮間桜草クラブ第三		40
	浮間桜草クラブ第四	40	浮間桜草クラブ第四		40
西浮間	西浮間クラブ第一	55	西浮間クラブ第一		55
	西浮間クラブ第二	55	西浮間クラブ第二		55
	西浮間クラブ第三	50	西浮間クラブ第三	定員変更	80

滝野川 第二	滝二っ子クラブ第一	40	滝二っ子クラブ第一		40
	滝二っ子クラブ第二	40	滝二っ子クラブ第二		40
			滝二っ子クラブ第三	新設	40
西ヶ原	西ヶ原さくらっ子ク ラブ第一	40	西ヶ原さくらっ子ク ラブ第一		40
	西ヶ原さくらっ子ク ラブ第二	40	西ヶ原さくらっ子ク ラブ第二		40
			西ヶ原さくらっ子ク ラブ第三	新設 (西ヶ原南 保育園内)	40
田端	田端ぼぶらクラブ第一	40	田端ぼぶらクラブ第一		40
	田端ぼぶらクラブ第二	40	田端ぼぶらクラブ第二		40
	田端ぼぶらクラブ第三	45	田端ぼぶらクラブ第三		45
			田端ぼぶらクラブ第四	新設 (田端児 童館内)	45
小計（上記 9 校）		1,155	小計（上記 9 校）		1,510
上記以外の小学校（25 校）		2,335	上記以外の小学校（25 校）		2,335
合計（34 校）		3,490	合計（34 校）		3,845

令和5年4月期における区内保育施設の
 受け入れ可能数の変更等について

1 要 旨

区内保育施設について、待機児童が概ね解消したことや施設の空きが増加している状況を検討し、令和5年4月期に向け以下のとおり保育施設の受け入れ可能数の変更を行う。

2 受け入れ可能数変更等の内訳

(1) つばみ保育園の受入可能数の減

① 豊島つばみ保育園（区直営）

ここ数年入所児童が少なく、近隣他園においても受け入れ可能数に対し空きが生じていることから、令和5年度末をもって閉園とする。なお、令和5年4月期以降においては、現在入所している1歳児の進級枠を確保する観点から、2歳児のみの受け入れとする。

	1歳児	2歳児
受け入れ可能数（令和5年4月）	0	25
受け入れ可能数（令和4年4月）	25	25
入所児童数（令和4年8月）	3	15

② 音無つばみ保育園（区直営）

現在入所児童数が少ないこと等から、下表のとおり受け入れ可能数を減とする。

	1歳児	2歳児
受け入れ可能数（令和5年4月）	25	25
受け入れ可能数（令和4年4月）	34	34
入所児童数（令和4年8月）	9	18

(2) 民営認可保育園の受け入れ可能数の変更

① 東田端保育園（指定管理）、テーオーシー保育園（私立）

これまで保育園待機児解消のため施設を最大限活用して園児を受け入れてきたが、運営事業者からの申し出を受け、近隣他園で受け入れに余裕がみられるようになったことを踏まえ、ゆとりある保育環境を整えるため、下表のとおり変更を行う。

② LIFE SCHOOL 桐ヶ丘 こどものもり（私立）

運営事業者からの申し出を受け、ここ数年空きが生じていること及び近隣他園でも空きがあることから、下表のとおり変更を行う。

	園名		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立	東田端保育園 （指定管理）	変更後	14	24	24	26	26	26	140
		現行	14	24	27	27	27	27	146
		増減	0	0	▲3	▲1	▲1	▲1	▲6
私立	テーオーシー 保育園 （私立）	変更後	9	29	30	34	34	34	170
		現行	13	22	28	46	45	46	200
		増減	▲4	+7	+2	▲12	▲11	▲12	▲30
私立	LIFE SCHOOL 桐ヶ丘こどものもり （私立）	変更後	9	20	23	23	23	23	121
		現行	18	38	38	38	38	38	208
		増減	▲9	▲18	▲15	▲15	▲15	▲15	▲87
増減計			▲13	▲11	▲16	▲28	▲27	▲28	▲123

(3) 清水坂つぼみ保育園及びその他の区直営保育園の受け入れ可能数の変更

① 清水坂つぼみ保育園（区直営）

医療的ケア児の受け入れ開始にあたり、5歳児園とし、下表のとおり変更を行う。

	園名		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立	清水坂つぼみ 保育園	変更後	0	13	14	16	16	16	75
		現行	0	30	30	30	0	0	90
		増減	0	▲17	▲16	▲14	+16	+16	▲15

② 区直営保育園の3～5歳児の受け入れ可能数変更

現在区内の多くの保育施設で3～5歳児の空きが多くあること、また、清水坂つぼみ保育園で新たに4・5歳児の受け入れ枠を設けること等から、区直営保育園（15園）において次頁表のとおり受け入れ可能数を減とする。

	園名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立	赤羽、浮間、西ヶ原、 赤羽北、豊島、 桐ヶ丘南、豊島東、 豊島北、東十条東、 西が丘、堀船南、 桜田北、袋、志茂南、 志茂北 (計15園)	-	-	-	▲19	▲28	▲30	▲77

(4) 区内保育施設受け入れ可能数

令和4年4月 9,933名

令和5年4月(予定) 9,675名(258名減)

3 経過、今後の予定

令和4年10月 北区ホームページ・保育園入園案内で、各園の
受け入れ可能数を公開

12月12日 令和5年4月期第一次利用調整に係る申請締切

令和5年 2月15日 一次内定者結果公表

区立保育園における医療的ケア児の受け入れについて

1 要 旨

令和 5 年度から区立清水坂つぼみ保育園において医療的ケア児の受け入れを開始する。また、受け入れ開始にあわせ同園を就学前までの保育園とする。

2 現 況（経過等）

令和 3 年 9 月施行の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法施行（令和 3 年法律第 8 1 号）に伴い、医療的ケアが必要な児童が適切な処置を受けられるよう具体的な措置を講ずることが地方公共団体等の責務となった。

これを受けて今年度より、区立直営保育園において医療的ケアが必要な児童については、民間事業者の看護師を派遣し対応しているが、十分な処置スペースの確保等には課題がある。そこで、保育園の施設の状況を精査した結果として、令和 5 年度より、区立清水坂つぼみ保育園を医療的ケア児受け入れの実施園とする。

なお、次年度以降、区立直営保育園に在籍している園児に医療的ケアが必要になった場合についてのみ、在籍園で民間事業者の看護師を派遣し対応する。

3 内 容

（1）実施予定園等

清水坂つぼみ保育園

受け入れ児童数 2 名以内

対象 集団保育可能な 3 歳児クラスから 5 歳児クラスの児童

（2）実施する医療的ケア

経管栄養、痰吸引、その他

（3）職員体制

区看護師の配置

4 今後の予定等

令和5年4月 園名を清水坂保育園に変更、医療的ケア開始

5 その他

次年度以降の対応については、区内の医療的ケアの保育ニーズなどを考慮して、受け入れ実施園を検討する。

また、実施する医療的ケア（経管栄養、痰吸引、その他）及び対象年齢については、令和5年度の受け入れ開始後を踏まえて環境整備等課題整理を行い、今後検討を行っていく。

（参考）

令和5年4月における受け入れ可能数

	園名		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立	清水坂つぼみ 保育園	変更後	0	13	14	16	16	16	75
		現行	0	30	30	30	0	0	90
		増減	0	▲17	▲16	▲14	+16	+16	▲15

他区の状況（令和4年5月現在）

公表して受入を実施 13区

※医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療ケア行為）を受けることが不可欠である児童

区立幼稚園の再編と認定こども園への移行について

1 要 旨

区立じゅうじょうなかはら幼稚園と区立うめのき幼稚園を統合・再編し、令和7年4月にうめのき幼稚園の場所で新たな区立認定こども園を開設することを決定したため報告する。

2 現 況（経過等）

令和2年度に取りまとめた「東京都北区立認定こども園検討委員会報告書」（以下、「令和2年度検討委員会報告書」という。）において、うめのき幼稚園の場所で新たな認定こども園を開設する方針を定め、「北区経営改革プラン2020」に掲げる区立幼稚園の再編も視野に、詳細の検討を進めてきたところである。

しかし、令和4年5月時点の4歳児園児数（別紙参照）は、じゅうじょうなかはら幼稚園が10名、うめのき幼稚園が9名となっており、令和3年5月28日に決定した令和4年度区立幼稚園及び区立認定こども園（幼稚園枠）園児募集方針（以下、「園児募集方針」という。）において、翌年度の園児募集を行う基準として定めた園児数（11名以上）を下回っている状況にある。

これらの状況を踏まえ、関係部署等による検討・調整を行った結果、以下のとおり、区立幼稚園の再編と認定こども園への移行の方針を決定した。

3 区立幼稚園の再編と認定こども園への移行の方針

じゅうじょうなかはら幼稚園とうめのき幼稚園の2園を統合し、令和7年4月にうめのき幼稚園の場所で新たな認定こども園を開設する。

令和2年度検討委員会報告書に基づき、新たに開設する認定こども園の類型は「幼稚園型」とし、歳児構成は4歳児及び5歳児、定員は80名～100名程度（うち2号認定子ども20名程度）を目安として、周辺の保育ニーズや施設規模を勘案して決定する。

認定こども園への移行にあたり、必要となる保育室や調理室等を整備するため、区議会第3回定例会において補正予算を計上し、うめのき幼稚園園舎増築の実施設計に着手するとともに、当該敷地の埋蔵文化財試掘調査及び地盤調査を実施する。

また、今後の区立認定こども園への移行を見据えた対応として、令和4年度園児募集方針の定めにかかわらず、じゅうじょうなかはら幼稚園とうめのき幼稚園は、令和5年度の園児募集及び学級編制を行うこととする。ただし、じゅうじょうなかはら幼稚園については、新たな認定こども園開設時に、転園等による子どもや保護者の負担が発生しないようにするため、令和6年度の園児募集は行わないこととする。

4 これまでの経過及び今後の予定

令和4年	8月	教育委員会定例会（令和5年度園児募集方針決定）
	9月	区議会第3回定例会 （補正予算計上、文教子ども委員会報告） 在籍園児保護者及び地域への説明 北区ニュース掲載
	10月	令和5年度入園申込受付 園舎増築実施設計着手
	11月	令和5年度入園許可者発表
	～3月	埋蔵文化財試掘調査、地盤調査実施
令和5～6年度		園舎増築工事
令和7年	4月	認定こども園開設

令和4年度北区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）応募者、入園者、充足率（年齢別）

園名	4歳児				5歳児				計			
	定員数	応募者数	入園者数	充足率	定員数	応募者数	入園者数	充足率	定員数	応募者数	入園者数	充足率
じゅうじょうなかはら幼稚園	33	11	10	30%	35	0	13	37%	68	11	23	34%
うめのき幼稚園	33	12	9	27%	35	0	19	54%	68	12	28	41%
たきさん幼稚園	30	11	11	37%	32	0	21	66%	62	11	32	52%
さくらだこども園	30	24	25	83%	30	0	27	90%	60	24	52	87%
合計	126	58	55	44%	132	0	80	61%	258	58	135	52%
1園あたり平均	32	15	14	44%	33	0	20	61%	65	15	34	52%

※ 応募者数は令和3年10月6日現在

※ 入園者数は令和4年5月1日現在

(仮称) 北区子ども条例の制定に関する
子どもたち等からの意見聴取の取り組みについて

I 中学生モニター会議

1 実施概要

実施日程：7月25日（月）～8月3日（水）

※初日に8つのテーマを提示し、各グループが1つ以上選択して検討を行った。

※7月27日（水）・・・施設見学日（浮間子ども・ティーンズセンターを視察）

〔対象人数：14名（@4～5名/1グループ、3グループ）〕

◎各テーマ

- [1] あなたの理想とする家庭とは、どんな家庭ですか。
（例：お金がなくても親と過ごす時間が長く取れる家庭、やりたいことをなんでもやらせてもらえる家庭など）
- [2] 子どもがインターネット上でトラブルにあった時、どんな行動をとるのが理想だと思いますか。
（例：警察に相談する、トラブルの詳細を記録しておく、何もしないなど）
- [3] LGBTQ+の人が自分らしく過ごすために、どんな配慮が必要だと思いますか。
（例：制服を自由選択制にする、個室の更衣室を設置するなど）
- [4] 近所に住んでいる子を見て虐待かなと感じた時、どんな行動をとるのが理想だと思いますか。
（例：児童相談所に連絡する、その子に声をかけて話を聞くなど）
- [5] 中学生にとって心地よいと感じる居場所はどんなところだと思いますか。
（例：学校の保健室、習い事の仲良しグループ、自宅など）
- [6] 生まれる国が選べるとしたら、どんな国を選びますか。
（例：戦争のない国、大学まで全員が無料で通える国、医療費が無料の国など）
- [7] いじめられている子どもが、どんな環境なら周囲の人たちに状況や気持ちを伝えられると思いますか。
（例：入室しやすい相談室を作る、相談チャートを作るなど）
- [8] 学校内など周囲の人たちがヤングケアラーの存在に気づくために、どんなアプローチが必要だと思いますか。
（例：定期的なアンケート調査、元ヤングケアラーの出張授業など）

2 発表概要

◎1班発表概要

【選択したテーマ】

中学生にとって心地よいと感じる居場所はどんなところか。

【グループからの提言】

- ・ 1人ひとりが、存在が認められていて自分らしくいられて、好きなことができる場所が複数確保できるようになるとよい。
- ・ 悩みを1人で抱えている人をなくすことができるよう、カウンセリングなど相談しやすい環境づくりを進める。
- ・ 子どもの楽しめる遊び場を増やす。
- ・ 子ども同士、また、子どもと大人の間で意見交換やコミュニケーションを活発に行う。
- ・ 戦争などによって居場所を失った子どもたちにとっても心地よい居場所が確保されなくてはならない。
- ・ 多くの学生が学校を居場所のひとつだと思えるように、例えば学校に行けない子どもにとって、学校が行きやすく参加しやすくする取り組みを行う。
- ・ 取り組みの例
 - ①生徒全員がスクールカウンセラーや担任の生徒と定期的に話すようにする。
 - ②オンライン授業を選択した生徒のことが他の生徒に分からないようにする等の工夫を行う。
 - ③クラス替えの際に児童・生徒からアンケートをとる。

◎2班発表概要

【選択したテーマ】

LGBTQ+の人が自分らしく過ごすためにどんな配慮が必要か

【目指すべき方向】

- ・ 社会がLGBTQ+を自然に受け入れられるよう、いろいろな人にLGBTQ+について知ってもらうための呼びかけを行うべき。

【テーマについて現状の課題など】

- ・ LGBTQ+について理解し配慮してくれる大人もいるが、周囲に打ち明けづらい環境となっている。
- ・ 男女兼用の服を作成している企業の取り組みなどが紹介されているが、制服が男女別になっていて、本当に着たい服を着られない場合がある。
- ・ 北区でもパートナーシップ宣誓制度ができる等、同性婚が公に認められるようになってきてはいるが、人によっては反対・差別する状況もある。

【改善に向けた取り組みの提案】

- ・ 教員と生徒がLGBTQ+について考える時間をとる。
- ・ 相談できる機関を紹介する手紙を月1で配布する。

- 男女兼用のトイレを増やす。
- 名簿を男女混合にする。
- 図書室にLGBTQ+に関する本を置く。
- 制服は男女を問わず自由に選択できる形とする。
- 校則の髪型に関する規定については、男女とも同一の内容とする。

◎3班発表概要

【選択したテーマ】

生まれる国が選べたら～差別やいじめのない国～

【現状の問題点】

- ハーフの人や外国人の方が差別やいじめを受け、相談できず悩みを抱えてしまう。
- 学校の道徳の授業では、差別をテーマとした題材を取り上げているが、児童・生徒にとって現実味が乏しい。
- 小中学生に相談窓口周知カードを配布してくれているが、本当に秘密を守ってくれるのか不安であったり、気軽に利用できないといった状況もある。また、悩みがないかを尋ねてくれても、それを打ち明けることができない児童・生徒が救われていない状況もある。

【解決策の提案】

- 道徳の授業で、実際にいじめを受けたことのある人や、逆にいじめを行ったことのある人から直接話を聴く機会を設ける。
- キタコンにLINEを入れるほか、その他SNSを使って、気軽に話しやすい先生や特定の友達を指定して相談できる環境を整備する。

3 各グループの意見（集約）

【名称案】

- 北区子ども未来条例
- 北区子ども幸福・自由条例
- 北区子どもの未来を守ろう条例
- 北区子どもが健やかに育つための条例

【構成・体裁等について】

- 簡潔に分かりやすいものとし、難しい言葉は使わない。
- 短い方がよい。
- シンプルにまとめた記述の後、詳しい条文等を書くとうよい。

【みんなに広く知ってもらうための取り組み】

- 動画を制作しては。
- 歌を作って、ダンスできる振付を考えてみたら。その歌を夕焼けチャイムで放送するとよい。

- ・条例の暗記テストの実施。
- ・さまざまな言語で翻訳してほしい。

【内容について】

- ・いじめの早期発見に努めること、その後の対応について詳しく書いてほしい。
- ・教員・保育士など子どもに関わる仕事をする人たちの環境整備やメンタルケアが図られるようになるとよい。

Ⅱ、小学生との区政を話し合う会

1 日程概要

(1) 実施日程

令和4年10月20日(木)

(2) 実施概要

【テーマ】

「子どもが権利を守られ、安心して健やかに成長するために北区に期待すること
～北区で作る子どもの条例について考えよう～」

②進行

ア、区からの説明((仮称)子ども条例の制定について、子どもの権利について)

イ、自己紹介・役割分担(司会、書記、発表等)

ウ、個人ワーク

エ、グループでの話し合い～意見のとりまとめ

オ、グループごとに全体への発表

※個人ワーク・グループでの話し合い・発表では、以下の項目を設けた。

「北区にどんな区になってほしいか」

「それを実現するために北区は何をしたら良いか」

「(仮称)北区子ども条例に期待すること」(※時間があれば検討)

2 発表概要

(1) 参加人数

区立小学校6年生 45名(@5～6名/1グループ、8グループ)

(2) 発表内容詳細

1班

①北区にどんな区になってほしいか

- ・自転車等の事故があってもみんなが無事でいられる区
- ・きれいな区
- ・いじめのない、住みやすい区
- ・いろいろな人と交流できる区

②それを実現するために北区は何をしたら良いか

- ・ヘルメット等を義務化して持っていない人に配布する
- ・ボランティア活動（学校など、ポスターなどの掲示）
- ・行きたくなるような学校を作る

2班

①北区にどんな区になってほしいか

- ・子どもの意見を尊重する区
- ・子どもの未来を応援する区
- ・男女平等な区

②それを実現するために北区は何をしたら良いか

- ・子ども選挙の実施
- ・スクールカウンセラー
- ・意見箱（目安箱）の設置

3班

①北区にどんな区になってほしいか

- ・平等に生活を送れて子どもの自由を守れる区

②それを実現するために北区は何をしたら良いか

- ・みんなが平等に生活を送れるように
 - 社会保障の充実
 - 貧困、男女格差などいろいろな格差をなくす
- ・子どもの自由を守るために
 - 子どもが受けたい授業を受けられるようにする
（教科書に縛られず、ひとりひとりに合ったレベルの授業）
 - いろいろな施設を作って、子どもがいろいろな経験をできるようにする

③北区子ども条例に期待すること

- ・教員の誘致
- ・教育施設の増加
- ・誰にでもわかりやすく

4班

①北区にどんな区になってほしいか

- ・子どもが自分の好きなことを自由にできる区

②それを実現するために北区は何をしたら良いか

- ・子どもが自治を行うエリアを作る
- ・安全で公園などを多くする
- ・子どもが買い物できる商品券をつくる

- ・学校で使用する文房具の制限をなくす
- ・個人にあった学習ができる場を設ける

5班

①北区にどんな区になってほしいか

- ・人との関わりが多くみんなが明るく生活できる区になってほしい

②それを実現するために北区は何をしたら良いか

- ・学校のような施設を作る
 - カウンセリングをする
 - 不登校の子どもも来られる
 - 食事の提供もできる（できれば）
 - 友達との交流を多くし、皆が笑顔になれるようにする（挨拶の習慣付け）
 - 誰もが安心できる環境にする

6班

①北区にどんな区になってほしいか

- ・いじめのない区に
- ・定期的に子どもの意見を取り入れてくれる区に

②それを実現するために北区は何をしたら良いか

- ・子どもたちだけの場所を作ってほしい

7班

①北区にどんな区になってほしいか

- ・様々なひとや年代の人が楽しめ、活用できる場所がある区になってほしい
- ・様々な人と交流できる場がある区になってほしい

②それを実現するために北区は何をしたら良いか

- ・建物、施設と公園が併設している場を作る
- ・どんなものがあってほしいかアンケートを取る
- ・いろいろな言語を活用する
- ・スロープや点字ブロックなど障害者のためになることをする
- ・子どもと大人が交流できる場所を増やす
- ・子ども食堂を増やす
- ・他国と交流できる場を作る

8班

①北区にどんな区になってほしいか

- ・安全、安心な区になってほしい

②それを実現するために北区は何をしたら良いか

- ・パトロールの量を増やす
- ・電灯（ライト）の数を増やす
- ・電灯（ライト）の光を強くする
- ・カーブミラーを増やす
- ・自転車専用の道を作る

③北区子ども条例に期待すること

- ・覚えやすくする

3 各班からの意見の集約～話し合いのテーマに関するキーワード

- ・子どもの意見を尊重
- ・子どもが自由に好きなことをできる（子どもたちだけの自由エリアの整備）
- ・安心・安全（防犯や交通事故防止）
- ・平等（貧困や差別の解消）
- ・さまざまな人との交流促進（世代を超えて、国境を超えて）
- ・いじめの撲滅
- ・個々の児童、生徒に合った学校づくり（子どもが希望する授業の選択や持ち物自由化など）

Ⅲ、高校生モニター会議

1 日程概要

(1) 実施日程

令和4年11月14日（月）

(2) 実施概要

①テーマ

「子どもが権利を守られ、安心して健やかに成長するために北区に期待すること～北区で作る子どもの条例について考えよう～」

②進行

ア、区からの説明（(仮称)子ども条例の制定について、子どもの権利について）

イ、自己紹介・役割分担（司会、書記、発表等）

ウ、個人ワーク

エ、グループでの話し合い～意見のとりまとめ

オ、グループごとに全体への発表

【個人ワーク・グループのテーマ】

①守られていないと思う子どもの権利

②どういう場面で、その権利が守られていないと思うか

③どうしたらその権利が守られるようになると思うか

④子どもの権利を保障するために、(仮称)北区子ども条例に盛り込みたいこと

2 各班発表内容

(1) 参加人数

区内高校生 17名 (@4~5名/1グループ、4グループ)

(2) 各班発表内容

1班

①~③ 守られていないと思う子どもの権利、また、どういう場面でその権利が守られていないと思うか。さらに、その解決策などの案。

- ・いじめ(“いじり”からのいじめ。いじめによる引きこもり)

【解決策として】

カウンセラーの方々や家族などの子供の意見に耳を傾けてくれるような方々との関わりの場を増やす。また、カウンセラーの方と気軽に話しかけることができるような仕組みを構築する。

- ・子どもが意見提供をする場で最終的に大人の意見が優先される確率が高い
- ・大人の人でも、個人の理解が十分でないため、差別的な発言をしてしまうことがある。

【解決策として】

大人の人々が授業などで話をする前に、その内容について問題がないかを確認するため大人の人同士が意見交換を行う場を設ける。

④ 子どもの権利を保障するために、(仮称)北区子ども条例に盛り込みたいこと

- ・子どもたちと大人の人たち、さらには、大人と大人、子どもと子どもといった関わりも含め、人々が関わりやすい場を設ける。
- ・学校の授業において、大人と子どもが関わり合える場を設ける。(一般の大人の人々が学校の授業の中で、その人の職業等について話す機会を設けるなど)
- ・道徳の授業または探求活動で条例や社会問題について調べられる機会を設ける。

2班

①~③ 守られていないと思う子どもの権利、また、どういう場面でその権利が守られていないと思うか。さらに、その解決策などの案。

- ・学習方法の選択—通常登校できない生徒がみんなと同じように勉強する環境がない時

【解決策として】

児童・生徒が好きな時間に登校できて、好きな時間に帰宅したり、また、一般の所属する教室にも帰ることができるといった「自由教室」を設ける。

④ 子どもの権利を保障するために、(仮称)北区子ども条例に盛り込みたいこと

- ・各学校に対する自由教室を設置することの義務付け

3班

①～③ 守られていないと思う子どもの権利、また、どういう場面でその権利が守られていないと思うか。さらに、その解決策などの案。

- ・学校を選択する権利—現状では、いじめ等が原因で転校を希望する際にさまざまな制約がある。

【解決策として】

やむを得ない理由がある場合は、幅広く地域以外の学校にも通うことができるようにする。

- ・子どもに関するさまざまな問題（いじめ、家庭環境、友達との関係など）について、気軽に打ち明けて相談できる環境がない。また、相談した結果の対応策が相談者に寄り添ったものではないことがある。

【解決策として】

子どもたちが自分の気持ちを打ち明けたり、自由に意見を述べる場を定期的に設ける。

④ 子どもの権利を保障するために、（仮称）北区子ども条例に盛り込みたいこと

- ・小中学校を自分で選ぶことができること。
- ・子どもたちが定期的に自分の意見を述べる場を設けること。

4班

①～③ 守られていないと思う子どもの権利、また、どういう場面でその権利が守られていないと思うか。さらに、その解決策などの案。

- ・発達障害（支援学級）のある子どもたちの権利が制約されている。
- ・話すことや他者とコミュニケーションをとることが苦手な子どもがいる。

【解決策として】

話すことや他者とのコミュニケーションをとることが苦手な子どもたちが馴染めるような施設を、学校の授業以外の場で設けて、その子たちの意見が反映される機会を多くする。

- ・自分の才能を活かせるような場がない。例として、学校の授業などでやることが決まっているために、自分の得意なことを生かせないことがある。

【解決策として】

子どもたちが意見を主張できる場を設けて、得意なものを活かせる時間をプラスで設ける。

④ 子どもの権利を保障するために、（仮称）北区子ども条例に盛り込みたいこと

- ・子どもたちが多くの意見を主張できる場をつくること。
- ・コミュニケーションをとることが苦手な子どもたちでも自分に意見を出すことができ、それを尊重してもらえる場所をつくること。

Ⅳ：LGBTQ+の方々から（仮称）北区子ども条例の制定に関連して、子どもたちへの必要な取り組み等についてご意見等をいただきました。

- SOGIE に関する道徳教育の実施や社会的理解の促進。
- 同性を好きになる人、女性と男性の両方に恋愛感情を持つ人、好きな人ができない人もいることが当たり前であるとした教育。
- 子どもからの相談に教員が対応できるよう学習会や研修の実施。
- 保護者向けのLGBTQ+に関する研修の実施。
- 制服については、性別にかかわらず、すべての児童生徒が、スラックスやスカートなどを選べることを前提としてほしい。
- SOGIE に関するいじめについても他のいじめと同様の対応をしてもらいたい。

(仮称) 北区子ども条例を構成する項目 (案)

令和4年12月 北 区

本件は、(仮称)北区子ども条例を構成する項目(案)について記載したものであり、具体的な内容・表記等は今後精査していきます。

条例文は、なるべく平易な言葉で子どもにもわかりやすい表現となるよう努めます。

引き続き、条例の主体となる子どもたちの意見を反映するため、意見聴取を実施します。

◎条例制定の趣旨

北区では、3つの優先課題に「子育てするなら北区が一番」を掲げており、また、「北区教育・子ども大綱」及び「北区子ども・子育て支援計画」において、子どもの権利を保障し、子どもの最善の利益実現をめざすことを明記しています。

こうした中、貧困やいじめ、虐待等、子どもを取り巻く今日的な課題に対して、行政と家庭、地域、学校、子どもの施設、民間事業者など、すべての区民が一体となり、子どもの育ちと子育て家庭への支援を推進するとともに、全ての子どもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって、心身ともに健やかに成長できるよう、(仮称)北区子ども条例を制定することとしました。

1 条例の全体構成案

- (1) 前文
- (2) 総則
 - ①目的
 - ②基本理念
 - ③言葉の定義
 - ④子どもの権利に関わる人及び団体の役割
- (3) 子育て・養育に関する支援及び子どもの権利の保障について
 - ① 子育て・養育に関する支援
 - ② 子どもの安全、安心の保障
 - ③ 子どもの意見表明、参加の支援
 - ④ 自分らしさ、個性の尊重
 - ⑤ 子どもの居場所作り
- (4) 子どもの権利の相談及び救済に関する事項

【裏面あります】

2 条例の内容

(1) 前文に盛り込む内容

- ① 生命・生存・発達への権利
- ② 子どもの最善の利益の確保
- ③ 子どもの意見の尊重
- ④ 子どもに対するあらゆる差別の禁止

(2) 総則部分

- ① 目的
 - ・「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づき、子どもの権利を保障すること
- ② 基本理念
 - ・「子どもの最善の利益」を最優先とすること
 - ・社会全体で子どもを育む環境を整備すること
- ③ 言葉の定義
 - ・「子ども」・・・区民および区に関する18歳未満の者
 - ・「保護者」・・・親、里親、その他親に代わり養育をする者
 - ・「区民等」・・・区内在学・在勤、活動している区民、団体、事業者等
 - ・「育ち学ぶ施設」・・・保育所や幼稚園、学校等子どもが育ち、学び、活動する施設
- ④ 子どもの権利に関わる人及び団体の役割
 - ・北区の役割
 - ・保護者の役割
 - ・区民等の役割
 - ・育ち学ぶ施設の役割

(3) 条文に盛り込むテーマ

- ① 子育て・養育に関する支援
- ② 子どもの権利について
 - ・子どもの安全、安心の保障
 - ・子どもの意見表明、参加の支援
 - ・自分らしさ、個性の尊重
 - ・子どもの居場所づくり

(4) 子どもの権利の相談及び救済に関する事項

- ① (仮称)子どもの権利擁護委員の設置
 - ・(仮称)子どもの権利擁護委員の構成
 - ・(仮称)子どもの権利擁護委員の権限

都内の子どもの条例制定自治体と内容

【参考】

No.	内容/項目		1	2	3	4	5	6	7
1	自治体名		東京都	世田谷区	目黒区	豊島区	江戸川区	中野区	西東京市
2	条例名称		こども基本条例	子ども条例	子ども条例	子どもの権利に関する条例	子どもの権利条例	子どもの権利に関する条例	子ども条例
3	施行日		令和3年4月1日	平成14年4月1日	平成17年12月1日	平成18年4月1日	令和3年7月1日	令和4年4月1日	平成30年10月1日
4	構成	1 前文	○	○	○	○	○	○	○
		2 条数	17条	32条	22条	37条	11条	28条	27条
5	取組 主体	1 自治体の役割	○	○	○	○	○	○	○
		2 保護者の役割	—	○	○	○	○	○	○
		3 学校の役割	—	○	○	○	○	○	○
		4 施設等の役割	—	—	○	○	○	○	○
		5 都民・区民（市民）の役割	—	○	○	○	○	○	○
		6 事業者の役割	—	○	○	○	○	○	○
6	テーマ	1 子育て・養育支援	○	○	○	—	○	○	○
		2 育ち・学ぶ環境整備	○	○	○	○	○	○	○
		3 子どもの安心・安全	○	○	○	○	○	○	○
		4 子どもの意見表明・参加	○	○	○	○	○	○	○
		5 いじめ対応	○	○	○	△	○	○	○
		6 虐待の防止	○	○	○	○	○	○	○
		7 自分らしさ・個性の尊重	—	○	○	○	○	○	—
		8 子どもの居場所	○	○	○	—	—	○	○
		9 子どもの貧困の防止	—	—	—	—	—	○	○
7	権利擁護委員の設置		○	○	○	○	○	○	○
8	推進計画の策定		○	○	○	○	—	○	○
9	推進委員会等の設置		○	○	○	○	—	○	○

※市部では調布市、小金井市、日野市が制定

令和 4 年 12 月 20 日開催 子ども・子育て会議の議事に対する意見書

委員氏名 _____

1. 子ども・子育て支援総合計画

(1) 基本理念・基本的な視点・基本方針の表現・文言について【自由記述】

(2) 計画の構成について

ア、子どもの未来応援に関する事項の位置付け

※「提案①」もしくは「提案②」のうち、良いと思われる選択に「○」をつけてください。その他ご意見があれば、枠内に記入をお願いいたします。

提案① 第 5 章に独立して章立てする

提案② 次世代育成支援行動計画の章に含める

イ、「子ども・子育てを取り巻く現状と課題」の位置づけ

※「提案①」もしくは「提案②」のうち、良いと思われる選択に「○」をつけてください。その他ご意見があれば、枠内に記入をお願いいたします。

提案① 第 2 章に位置付ける＝現状維持型

提案② 巻末の資料編に含める

(3) 検討のための部会の構成

※「提案①」もしくは「提案②」のうち、良いと思われる選択に「○」をつけてください。その他ご意見があれば、枠内に記入をお願いいたします。

提案① 部会 A：次世代育成支援行動計画

部会 B：子ども・子育て支援事業計画 とする従前と同じ構成

提案② 部会 A：子ども・子育て支援計画

(次世代育成支援行動計画・子ども支援事業計画)

部会 B：子どもの未来応援プラン とする新たな構成

2. (仮称) 北区子ども条例

(1) 条例の項目案について【自由記述】

【その他(参考)】子ども・子育て会議における検討の体制について

子ども・子育て支援総合計画の検討を行う部会構成を引き継ぐ形で、それぞれの部会で検討の範囲を設け、子ども条例の検討を行うことについて、事務局から次回の部会で具体案を示すことを考えております。

【本意見書の提出期限】

令和5年1月10日(火)

※子ども未来課までメールにてご提出ください。